三井物産「内地支店長会議々事録」(明治三三年)第五回•

第六回・第七回・第八回並びに解題

吉川 容·大島久幸

第七回 をいただいた。 合を行った。また原本照合に当っては、 回分を大島が翻刻したうえで、両名が四回分を通した原本照 刻掲載する。第五回分・第七回分・第八回分を吉川が、第六 三三年)の第五回 前号に引続き、三井物産「内地支店長会議々事録」(明治 (第七日目) 分・第八回=最終回 (第八日目) 分を翻 (第五日目) 分・第六回分 (第六日目)・ 秋葉直子氏にご協力

用句などで原本通りとした場合もある。

合字はカタカナに改めた。

、〔 〕内は翻刻者による注記である。

、判読不能の文字は□で示すか、〔 〕内で注記した。

チで表記した。 るが、翻刻では冒頭に「◎」を付加したうえで発言者名をゴ 原本では発言者名を一字ないし二字分上げて記載してい

に際して付したものである。罫線は適宜補足した。 るが、収録の都合上縦に起こして配置した。表の番号は翻刻 、表10から表15は原本では横に寝かされた横書きの表であ

一、原則として漢字は通用の字体を用いたが、固有名詞や慣 、原本の丁の区切りを【 】内に示した。原本での丁数は 凡例

法人東洋文庫に感謝申し上げます。本史料の翻刻を許可くださり諸々ご高配を賜った公益財団本史料の翻刻を許可くださり諸々ご高配を賜った公益財団

翻刻原本 公益財団法人東洋文庫所蔵 「[三井物産] 内地支店長

ヲ述

会議議事録 請求記号六四二

五回 1 a

月二十二日午前

◎益田

本日ハ共通計算規程

ニ関スル件ヲ議スヘシ

第 五回

共 通計算規程ニ関スル件

リヤ 点ナキヤ又同規程ノ実行ヲ今一層鞏固ナラシムルノ方法ア 域ヲ広メ之ヲ応用セントスルニ当リ同規程中ニ改正スヘキ 上大ニ便益ヲ与ヘ其結果稍見ルヘキモノアリ故ニ益々其区 計算規程ハ輸出米、 社内競争 ノ弊ヲ除キ商務ノ発達ヲ謀ル為メニ設ケタル共通 綿花、 綿糸、 生糸、 豆粕等ノ商品取扱

右及諮問仕候也

五

П

b

商売ニ付三井呉服店ト一種 ラレタシ今後石炭ヲモ共通計算トスヘキヤ否ヤ又羽二重 ノ共通計算法ヲ実施スルノ利害

如何等ニ付大ニ参考トナルヘシト信ス

◎遠藤 ルコト 社ハ二銭七八厘ノ金ヲ使用セサルヘカラス勿論倫敦 七八厘日歩ノ金ヲ利用スルノ外ナキヲ以テ外国人ト競争ス モ亦此便法ニ依リ能 セスシテーケ月前ニ為替ヲ取組ムコトヲ得ルノ便法アレト 荷為替ヲ取組ムモノ、如キハ正金銀行ニ於テ船積書類ヲ付 何レモ二〔一文字消失〕五厘位ノ低利ノ金ヲ使用スルモ 如キ倫敦ト直接引合トナリタル為メ大ニ便利ヲ〔数文字消 少シノ不便アルハ輸出米買入資金ニ在リ蓋シ外国人ハ 兵庫ニ於テハ更ニ差 能 ハス此点ハ御工夫ヲ願ヒタシ其他ニハ更ニ不便ナ ハサルモノアリ夫等ハ前文ノ如ク二銭 [数文字消失] ス否ナ輸出 二対 米

◎益田 此節正金銀 ノ安キヲ要スルハ共通計算ニ拘ラス何事ニテモ然

五 口 2 a

共通計算規程実行後ノ成蹟即チ其利害得失ノ実験談 ニ於テハ為替ノ出合上頻リニ輸出ノ増進ヲ希望シ日本ノ高

益田

呉ル、ナルヘシ 行へ交渉スルト 加ヲ計リ 米ヲ輸出シ蘭貢ノ安キ米ヲ輸入スルコト、シテモ 度モノナリ云々申居ル位ナレハ此機ニ乗シテ同 キ ハ 必スヤ輸出商売ニ付特別 便宜ヲ与 輸 出

◎ 北村 テ荷為替ノ利息六分ナレトモ右手形ノ利息ハ ヲ振出シ之ニ対シ何等ノ故障ナク便利ヲ与ヘ呉レタリ 得既ニ十一月末ヨリ十二月ニ掛ケテ百五十万円計リノ手形 ニテモ船 此頃ハ正金銀行ニ於テ大ニ我社ヲ信用シ五十万ニテモ百 迄我々ノ振出シタル手形ニハータヒモ間
 資金ヲ引出スコトヲ得ルガ正金銀行ノ規則ナリ而シテ今日 押シ置ク然ルトキハ品物ノ積出前ニ為替ヲ約束シ之ニ対 ウントヲ開キチヱツキニヱキスポートアツカウントノ印 横浜ノ生糸勘定ニ付テハ普通ノヱキスポ 積書類ナシニ手形丈ヲ振 出シ資金ヲ引出スコ 違ナカリシヲ以テ 、五分ノ ートアツカ ト 侕 Ė Ė

五回 2 b

入資金其モノニ付テハ毫モ心配ナキナリ 為替ヲ取 更二心配ナシ 割合ナリ斯ル有様ナルヲ以テ今日生糸 組ムヘキカニ付テハ常ニ研究ヲ費シツ、アルモ仕 再言スレハ如何ナル方法ニ依リ輸出生糸 ノ買入資金ニ付テハ ノ荷

◎益田 テモ兵庫ニ於テモ又東京ニ於テモ横浜ノ例ニ依リ輸出勘定 斯 ル 事 大二各店 ノ参考トナルナリ 就テ ハ 神戸 二於

> 二就 分ト申出ツルトキハ五分ニ引下ケシムヘシ此事ハ神戸ニ於 71 ントシ品物ヲ海外ニテ売リ上ケタルトキ返却スヘク其利息 便 、何程ト 5利ヲ与ヘサレハ十分不平ヲ訴フヘシ テハ特別 豫シメ約束シ置クヘシ且利息ハ年五分トシ若シ六 ノ便宜ヲ与フヘキコトヲ正金銀 而シテ為替ヲ円 行ニ迫リ若 П

◎大野 金利同様ニ願ヒタシトノコトナリシ 山川氏ニ交渉シタル処金ハ融通スルモ利 急ハ 市

テ山川氏ニ交渉スヘシ

◎北村 ナルヘシ ヱキスポー トアツカウントトスレ ハ低利ニ融通スル 五 回 a

3

◎ 呉 ◎北村 期 ク テ結了スルモノナルモ輸出米ニ至リテハ十月頃ニ十一月若 アツカウントトハ尠シク其趣ヲ異ニスルモノアリ蓋 例 、限長シ故ニ先方ニ於テ普通ノヱキスポ ユキスポートアツカウントナレハ二週若クハ三週間 十二月積ヲ売約 (ヲ適用スルコトハ否ムモノナラン 此事ハ帰神後大ニ交渉ヲ試 輸出米資金ニ付テハ生糸其他ノ普通 スルモノナレハ資金 ムヘシ ートアツカウント 1 融 ノヱキスポ 通ヲ受クヘ シ ,普通 1

ス

ル

コ

<u>ト</u>

・アリ

、尤モ其反対

高価ニ買付ケラレ利益

ノ積リナリシモ

ノカ却テ損失ニ

◎益田

首部ニ於テハ販売店カ利益ヲ得

ロタル

程 度

二於テ後

立ヲ妨クルコト、

ナ

ルヘシ

ヲ以テ損失ヲ負担

セ

シムルニ依リ太甚困却スルト

ノ苦

カウ 為替ヲ取 ント 銭 六厘 ノ利率ニテ借入シーケ月 組ミ年五分ノ利ニテ融通ヲ得 |日歩若クハ年六分ニテ融通ヲ得二ケ月目 ノ終リニ約東手形ヲ振出 ル コト 'n

Ŧi. 口 3 b

◎益田 サ ĺν スポート ij コ 前 <u>ト</u> 米ノ資金モ先方へ十分事情ヲ談シ他ノ 後通計三ケ月間 ヲ明カニシ先方カ安心ノ出来ル丈ニ為スト アツカウントノ例ヲ応用シ得ヘシト考フ Ŧ ノ 丰 使 用 71 ヱ セ

◎寺島

棉花ノ共通計算ハ誠ニ好都合ニ運ヒ居レリ即チ首

部

相当ノ テ其 ヨリ Ŀ 凡ノ値段ヲ通知シ来リ名古屋ニテハ其以上ニ売リ上ケレハ 利益トナ 斤ニ付六十 船ヲ 内ヨリ Cif. 廻 利 、スナリ 何 ハシ来リ 益アリト 神芦 歩若クハ五十歩ヲ加算シテ得意先へ売渡シ 程ト ,其他ノ 然ルニ大豆大豆粕 電信シ来ルトキハ之ニ予テ取 タルトキニハ大ニ狂ヒヲ生シ予定値段ヨ 考へ売約ヲ為シタルニ後ニ至リ愈買付 、諸入費ヲ控除シ残額丈ヲ名古屋 ハ之ト異ナリ兵庫 極 シメア ナヨリ 而 ル 店 大 百

> 値 損 71

五 口 4 a

> 算値 果ト 点ニシテ他ニハ別ニ不都合ヲ認メ 二致シタシ是レ即チ共通計算規程 結果生スルコトアル 花同様首部ハ Cif. 分ノ差廻ハシヲ得ンコトヲ望ムニ至ルヘシ故ニ之ハ矢 ナラス勢ヒ人情ノ常 段ト ナル モ如 相 達ヲ来 此 い極 ノ値段ニテ引受ケ実際買付ヲ為シタ ヘキ損益ノ差ハ首部之ヲ負担スル 1 スコト メテ稀 シテ可成自店ニ安ク買付ケ出来タ ナルノミナラス何 71 商売上不便少ナカラサ 二関シ改正ヲ望ム第 ν レニスル ル コ 張 Ŧ ĺV 要

◎遠藤 段何程、 段ヲ通報スルコ 益 買付ケ後ニ非サレ |ヲ負担スルコト 最初相 運賃何程、 場ヲ報 -ハ之ヲ 為替相場何程ト予定スルモ 知スル場合ニハ凡ソ買付得ラル ナリ ナレ 知り ^為メニ商売ノ成 ハ勢ヒ損ヲ為サ、 能 ハス然ルニ首部ニ於テ ル 実際 ノ値 丰 其 値

五 口 b

遠藤 売店 /間ニ在: 決シテ左様 1) ノ事ナ

益 シ之ヲ平均シテ行クコト 首部 力受負 フコ 1 ナル ナ V ハ 或 ル 時 損 或ル 诗 ハ 利

予定値段ヨリ安ク買付出来タルトキハ利益ヲ増加スル 結

◎**寺島** 首部ニ於テ Cif. 値段ニテ引受ケ其後ノ損益ハ凡テ

部二損益ヲ持タシメ首部ヨリ常ニ損失ヲ来サ、ル様十分ノノ相場ヨリ高値ナルトキハ到底売行ヲ見サルナリ然ルニ首リテ販売スルモノヲ比較シテ決セサルヘカラス即チ競争者のの益田 各販売店ニ於テ売値ヲ定ムルニハ支那人等カ持チ来

五回

5 a

テ之ヲ売渡スヘシ

値段ヲ通報スルト

キハ到底商売成立セサル

共通計算ノ実ヲ挙クルコトヲ得ヘシ ◎**寺島** 若シ首部ニ Cif. 値段ヲ以テ引受ケシムルコトカ行ノ思ヲ生セサルカ此点モー考ヲ要ス

○北村 共通計算ノ主意ハ各店ニ利益ヲ有セシムルト云フニ主部ノ指図ニ依リ売掛并代金ノ取立ニ任セシムルト云フ間之競争ヲ来タスヲ以テ其利益ヲ首部ニ集メ各販売店ハ単

◎長谷川 共通計算規程ヲ見ルトキハ其第九条ニ

於テ運賃ノ引合并保険ノ取極メ等ヲ担当スヘシハ首部、又沖荷値段ヲ以テ取極タル場合ニ於テハ仕入店ニ売買物品ノ代価ニシテ舟乗値段ヲ以テ取極タル場合ニ於テ

賃并保トアリ即チ首部カ舟乗値段ヲ以テ買入ル、場合ニハ之ニ運

【五回 5 b】

五条ニ 険料等ヲ加算シ販売店へ引合ヲ為スヘキコト、ナル又第十

益ハ自カラ之ヲ負担シ各販売店へハ原価ニ拘ラス時価ヲ以ニ於テハ相場ノ変動ヨリ生スヘキ買持品若クハ売越品ノ損首部ニ於テ特ニ経伺ノ上商品ノ買持若クハ売越ヲ為ス場合

ハ各関係店協議ノ上修正案ヲ調製スルコト、シテハ如何以テ北村氏ノ説ノ如ク改正ヲ施スモ可ナラン要スルニ此点ト否ラサル場合トニ依リ其趣ヲ異ニシ錯雑ヲ免カレサルヲトアリ寺島氏ノ説ハ即チ第十五条ニ該当ス如此買持ノ場合

売越ナレハ共通計算規程第十五条二依リ其損益ヲ首部ニ於◎長谷川 未夕買付出来サルモノヲ販売スルハ取リモ直サスの益田 其外ニ今少シ利害ヲ講究スルコトト、致シタシハ各関係店協議ノ上修正案ヲ調製スルコト、シテハ如何

テ負担スヘク寺島氏

五 回 6 a

ク販売店ニ損益ヲ負担セシメラル、カ如キコト

憂フルカ如

◎寺島 リト ル 結果ナリ テ可成多ク シテ可 大豆大豆 ナリ 故ニ今之ヲ改 蓋シ棉花商売ノ大ニ発達シタ 粕 ノ利益ヲ挙ケンコトヲ努メ非 取扱 ゴムル ハ北村説 ノ要ナシ ジ如 クシ 棉 ĺV 常 花 二勉強 糸 ハ 可 ハ 是迄通 '成多ク

◎長谷川 滑二取引出来スルモ兵庫ニ於テハ第十五条ヲ無視 々ノ支障ヲ来タスニ非ラサル 棉花首部 :ハ共通計算規程ヲ明文通リ 力 実行セル故 セ ル 結果 円

◎遠藤 大豆粕 店ニ於テ大ニ 上其ヨリ生スル 棉花ト大豆大豆粕トハ大ニ其趣ヲ ハ売約ノ 一励ミヲ 際未夕買付値段 損益 来スナリ ハ販売店 ニ受持タシムルニ依 ノ分ラサ 異ニ ĺ モノニテ愈買付 ーセリ 颠 ij チ 大豆 販

◎浅野 物ヲ取 品 ヨヺ購 ル 入スル 池二於テ コトヲ得へ コト ハ運砿丸ノ返リ -安直 、キカ時 ナ 卜 シテハ兵庫 便ヲ利 用 へ申 -送リ 何 ・ヨリ 同 店 É 買 荷

五 П 6 b

安値 ル ル 品ヲ テ 首部カ凡テリ コ 直 トアリ ノ方ヨリ買付クヘキ結果トナル 貿 チニ 取 一売却 又長崎カ首部 ル方割安ナル ス スクヲ取リ ル Ŧ ノ コ 長崎 ートアリ 外 指図ニ依テ長崎 ハ 兵庫 ニテ買付ケタル荷物モ長崎 従テ双 ノ買 如 此 (持品· 方 ハ 非 一於テ買 常 値 \vdash 段ヲ ・シ兵庫 三不 -便ナレ 交渉シ 付

テ其

〈売リ方ヲ管轄スルコト、為ス方可ナラン

益 田 損 益 /\ 如 何 ス ル ヤ

◎浅野 都 ラル 兵 庫 一ノ負 担 1 Ż ル

◎水谷 定ハ凡テ首部 内 干屯 輸出米 持ト 神戸 八北村 セ 積 説 残 グリ三千 如 ク セリ 苩 屯 /即チ昨 ハ馬 関 1年積 積 卜 シ 出 クタル フ五 モ 千 其 百 勘

益田 於テ少シモ利 \vdash 北村説 ナリ商売遅鈍 益ナキ ハ理屈上ニ ŀ 丰 一於テハ 21 奨励 間然スル 道ナク自然骨ヲ折ラサ が所ナキ モ販 売店

コ

五 П 7 a

ナルヲ免カレ ス此 点ハ 熟考ヲ ・要ス

)長谷川 店 ニシ之ヲ各関 定書ヲ総合シテ共通計算ノ実ヲ挙ケ以テ其損益 又共通計算規程第十八条ニハ「本店ニ於テハ キヲ為サスト云フカ如キ支店長ハ絶無ナル ル ラ 時 所ニ非ス否ナ今日 ノ弊ヲ避クルニ在 報告スルト共ニ本店へ 期後レナルヲ以 共通計算 |係店ニ表示スヘシ」トアルモ本店 ノ趣旨ハ テ首部 レハ 利益カ直接現 自店ニ利益ヲ成サストテ更ニ 、モ上申 力各店 互二競争シテ利益ヲ挙ゲント ・スル ハレサ 損益ヲ取調 コトニ修 ルニ依 ヘシ 各関係店 ノト考 り十 Ē ヘテ各 ニテ / 成蹟 コスル 纏 分 方 関 4 7 勘 働 ル 明 ス

◎寺島 大豆粕ハ其損益 余ハ前ニ述ヘタル如ク棉花糸ハ従前ノ通リト シ大豆

$\widehat{\mathcal{H}}$ 口 7 b

ルモノナルカ実行ノ結果案外不便ヲ見ズ シタルモ遂ニ行ハレス現行ノ共通計算規程ヲ見ルニ至リタ サルモ売込サへスレハ可ナリトノ考ヲ抱キ当 規程ヲ設クルニ方リテハ余モ北村説ノ通リ仮令損益 ヲ首部カ負担スルコトニ致シタシト考フ蓋シ最初共通計算 「時其説ヲ主唱 一ハ分ラ

豆粕 見ヲ吐露シタルモ而モ今急遽ニ最初ノ考通リニ為サントス 綿花商売ノ如キ円滑ニ行ハレ向後益進歩ノ色アリ只大豆大 ハ大早計タルノ嫌ナクンバ非サルナリ ノ取扱上ニ付聊カ不便アルヲ以テ此点ニ関スル改良意

◎遠藤 ニテ出来ル旨通知シタリトスレハ実際ノ買付ハ三円五銭ナ モ将タ二円九十五銭ナルモ凡テ三円ニテ仕切ルコト、 首部ニ於テ販売店ヨリ注文ヲ得タル場合ニ一 豊 ス 田

◎福井 一義ヲ取 余ハ北村説ニ同意ス即チ損益ハ凡テ首部 へ集ムル

ヘシトノ寺島説通リニテ差支ナカラン

Ŧi. П 8 a

モ各販売店ニ於テロ銭ハ挙ラサル故勉強シテ売捌ニ従事セ

ル ル スト云フカ如キ恐レハ少シモ之ナシト考フ加之首部 モ其実取扱者ハ大抵何程 トキハ帳簿上利益損如何ヲ知リ得ヘカラサルカ如キ ノ利益ヲ挙ケ得タリヤ之ヲ推臆 ニ集ム 観

◎ 呉 スルニ難カラサルナリ 利益ヲ出ス出サヌノ問題ハ半季決算ノ際ニ起ルモ ラナ

歩トカー歩五厘ノ利益ヲ販売高ニ応シテ販売店へ付廻ハス ハ平常其利益ハ首部ニ於テ之ヲ集メ置キ半季末ニ於テ一

コト 、シテハ如何

◎遠藤 銭 ル セラレ商売ノ成立ヲ見ルコト クハ一歩五厘ノ手数料ヲ加算スルトキハ競争者ノタメニ制 位ナリ (カロ銭ノ経費ヲ減少スル為メ営口支店ヲ出張員ニ改メタ 牛荘商売ハ手数料抔ハ見込ムコトヲ得ス若シ一 - 能ハ サルヘシ現ニ一担ニ付三 歩若

品ナルト否ト 又棉花ハ日本沖何程 ニテ約定ヲ為スコトヲ得 ロルヲ以 (テ買持

 $\overline{\pi}$ 回 8 b

際ノ 豆 |粕ハ之ト異ナリ牛荘ニ於テ現物買付ノ上ニアラサレ 原価ヲ知ルコト能ハス故ニ棉花ノ例ヲ推シテ大豆大豆 ハス実

拘ラス値段ヲ定メテ首部ニ於テ之ヲ引受ケ得ルモ大豆大

、場合ヲ論 コスル 能 ス

◎益田 粕 共通計算ノ起リハ仕入店ニ於テ利益ヲ見ルトキ · ハ 原

ナ

知

部

自

カラ之ヲ受持タサルヘカラス

アリ 為ス 知スルト シ倫敦支店ニ於テニ分五 原価ヲ知ラシムル 競争者ニ拮抗シ得セシメントスルニ在リ即チ 価 次店モ 損 ノ引合ニ於テ特ニ然リト 割 トナ Ĵν 故 高 1 ニ当 ル 丰 セン乎日本ニ於テ更ニ此 亦 仕 実際 . 入 店 ij 何 販売店ニ於テ他 時 ノ経費ノミヲ領収 モ他人ノ為メニ注文ヲ取ラレ当社ハ電信 ト云フコトハ最モ必要ナル点ニシ 利益ヲ取ラス仕入原 厘 -ス 例 \Box 競争者ニ勝ヲ 銭 へハ鉄道ノ入札ニシテモ若 上二旦 ヲ加算シ日 シ販売店ヲシテ十 価 銭ヲ見込ミ入札 ヲ 販売店こ 販売店ヲシテ 占メラ 本 へ値 ンテ海外 段 分 通 ĺ ラ報 他 知 恐

◎長谷川 Ź ス ハ 未夕実際買付出 タルナリ ĺV 首部自ラ責任ヲ負担スルモノナレハ之ニ伴フ ī 担何 買付ケ得 コ } Ŧ 程二売 ハ 共通計算ノ 御説 然ルニ首部ヨリ販売店 Ŧ ij ヘク又運賃 左レ [来居ラサル場合ニシテ首部 通リニテ其為メ営口ヲモ 一可ナリ 原価ヲ販売店ニ知ラシ ハ買 付原 ト予算 何程為替相場 価 シテ其 へ値段ヲ報. 運賃、 デハ 何 値 為替 段ヲ 共通計算 4 ル 程 知 五. 多分何 相 販売店 ナル スル場・ コト П 場等 損益 -カ主 单 、ク従 程 一合ニ モ a 就 報 ナ 加 意

> 益田 フモ大抵ハ見当付 大豆大豆粕 1キ居 ハ実際買付ヲ為ス迄ハ値段不明ナリ ī Ŧ ノナ 1) 1 云

遠藤

首

違ヲ来スコトナシ 部 報知値 段 実際買付 ケ得 タ ル 値 段 五 1 口 格 别 b 相

◎益田 然ラハ 棉花、 ト殆ント差異ナシ

◎北村 廃シ 生懸命ニ其売込ニ努 部 売ニ タリト云フカ如 得タリ又乙店ハ三万円ノ 来今日ニ至ル迄実施 層 働 歩ヲ進メテ利益 豆ノ商売ニテ何 就テハ支那人ノ侮 ノ好 キヲ敏 余ノ考ニテハー 成蹟ヲ呈シ得 活ナラシ アクスル バムル 万円利シタリ ノ結果大ニ商売ノ発達ヲ助 ハ凡テ首部ニ集ムルコト ルへ 昨年共通計算規程ヲ設ケラ メ販売店ハ ヲ 可 利ヲ得タリト云フカ シト考フ即 っナリ カラサル競争アリ旁以テ十 ŀ セ 信ス殊ニ大豆 棉 一二首部 可 チ甲店 ノ商売ニテ何 ナラム 万 指 如 Ŧi. 大豆 キコ 改正 プケタ 揮二従 万円 万円 ĺ 粕 セ タ -分首 71 利 ハ ル 利 商 全 層 尚 以 ヲ

9

各掛 様 ニナリタレ ノ考モ変リ自店 先年共 通計算ヲ設ケ ハ最早 ラ利 益如 タル当 何 如 時ト今日 丰 ハ少シモ意ニ介 卜 71 大ニ

コ

1

五 口 10 a

説ノ如ク首部ニ於テ凡テノ損益ヲ負担スルコト、スヘシニ「カスリ」ヲ取ラントスルノ傾向ヲ生スルナリ故ニ北村却テ該規程ノ実行上妨ケトナル所ニシテ其之アルカ為メ互販売店カ利益ノ一部分ヲ収受シ自店ノ損益ニ現ハスノ制ハ北村説ヲ実行スルモ可ナリ而シテ今日共通計算規程ニ於テ

◎福井 ルヲ以 サル Cif. 二口 ラシムルコト、ナルヘシ 際買付ノ上ハ最初通知ノ値段ヨリ割高トナルヤモ計ラレサ 値段ヲ販売店ニ報知シ販売店モ亦利益ヲ占メントシテ其上 子ヲ含ミ居レリ即チ首部ニ於テ若シ利益ヲ貪ラントシ高 籌ヲ輸スルカ然ラサルモ大ニ其働ヲ遅鈍ナラシムヘシ 、大豆大豆粕ニ至リテハ首部ヨリ値段ヲ報知シ来ルモ 値段ノ分リ得ル綿花ニ付テモ既 .銭ヲ加算スルトキハ値段益々割高トナリ他ノ競争者ニ 綿花ニ就テハ従来争起ラサリシモ争ヲ惹起スヘキ テ勢ヒ其危険ヲ防 ク為メ売値ヲ高クシ大ニ売方ヲ鈍 ニ然リ其 値 段 分り得 実

五回 10 b

於テハ遠藤氏ノ云フ如ク販売店ニ利益ヲ得セシメサレハ楽
◎益田 理論ノ上ニ於テハ北村説間然スル所ナキモ実際上ニ

寺島 今日ハ未タ利ヲ得ルモ得サルモ可ナリト云フ迄ニ薄ク商売発達セサル結果トナラサルカ

徴スレハ此事ハ云フヘクシテ実蹟ノ挙カラサルモノナルヘ歩セス若シ各店共ニ聖人君子ナレハ可ナルモ是迄ノ経験ニ

故ニ今暫ク現今ノ侭ト為シテハ

如何

○浅野 共通計算規程ヲ実行シテ今日便利ヲ得ツ、アルハ使
○浅野 共通計算規程ヲ実行シテ今日便利ヲ得ツ、アルハ使

五 回 11 a

益田 損益 ナル ナキ様注意スル度モ浅キ結果トナルハ人情ノ免カレサ 上二影響ナク且首部 之様注意スル度モ深キモ名古屋店ノ売渡者ハ直 店ニ於テハ首部ノ下ニ直接監督セラル、故自然目減リ等無 スル人カ売渡ヲ為スモ同シ事ナリト言へハ夫迄ナル ハ首部 兵庫店ニ使用スル人カ売渡ヲ為スモ名古屋店 ノ負担トシテ販売店ハ與リ知ラストナレハ兵庫 ジノ支配 モ及ハサル故幾分カ其間 直接自家 モ若 三目 三使 ル

減リ多キ故大丈夫ヲ取リテ三円五銭又ハ十銭トスルコト、)遠藤(其極首部ニ於テハ店ニ依リ三円ノモノモ他ノ店ハ目

准

勘定ヲ ij 為メニ 区 首 別 部ニテ名古屋支店勘定三 シ置 商売ノ成立ヲ妨 ケ 各店共無責任 (クルコトナシト 一池支店 ノコト ヲ為サ、 勘定ト云フカ如 セ ル

ク

リ利

(五回 11 b)

◎遠藤 ◎北 減リニテモ直チニ影響ヲ及ホスヲ以テ可 ĺV ル 村 コト 同シ物産会社 担二付三 トカ又ハ不必要ナル入費ヲ掛ケルト 不親切ノ取扱ヲ為スト云フカ如キ 実際ロニテ云フ様ニハ行カズ営口大豆大豆粕 ヲ為スモノハ絶無ナル 銭 力四 ノ仕事ヲ為スニ際シ他 [銭ヲ儲クルニ止ルモ ヘシ 成各店 ノナレ 人二目方ヲ多ク与 ハ杞憂ニ過キサル ゴフカ如キ馬 三直 少 接 々 鹿気 商 利 目 売

◎福井 各店共自分ノ販売シタルモノニ付受渡ニ注意スルハ害ヲ持タセ置キタシ

◎益田 首部ハ販売地支店長ヲ指揮スルノ権能ナシ故ニ良勿論ノコトナレハ其辺ハ心配ニ及ハサルヘシ

ミニテ命令スル 受渡ニ不十 ル 来得ル丈ノ働キヲ為シタルモノニテ此 トキ 育部 -分ノ 点アリト考フルモー ハ更ニ之ヲ突キ込ミ得ス於是手直接 コトヲ得サルカ 故 二販 応注意方ヲ依頼スル 売店ニ於 上八 致方ナシト ハテ若シ 右

販売店ニ持

タシムル

方商売ヲ発達

セシム

一利アリ

卜

云フ

而シテ寺島氏

ノ憂フル

所

ハ兵庫

ハ

首部

ト販売店ト

Ė

五回 12 a

害ノ関係ヲ持タシムル方得策ナリトノ説モ出タルモノナ

◎長谷川 IJ ヲ為スト云フカ如キ 神ヲ没却スルニ非スヤ且ツヤ又販売店ニ於テ不親切 店ヲ助ケサルヘカラサルコトモアルナリ然ルニ若シ遠 シテ商売ノ発達ヲ計 貪リテハ到底商売ノ成立ヲ ŕ カラサル事ナルノミナラス万一 如ク販売店ヲシテ利益ヲ 利益ヲ収 メラレタルモノナリ従テ首部ニ於テ損益ヲ負担シ販 セ ハ本部ニ申立テ処分ヲ仰 牛荘 メサルコト、 商売ハ極メテ ル為ニハ甲 片ノ 為スヲ必要トスルノミナラス時 見ル /薄利 収メシムルト ·杞憂ニ過キスシテ事実 -販売店 フモ ケハ可ナラム 能 如此 ハス故 ノニテ 不都合ナル販 和益ヲ殺テ乙 キハ共通計 二共通 取扱店各 計算 有リ ジ取 売店ア 利 流店 藤説 販 属 売

◎上田 兵庫首部ハ大分攻撃ノ中心トナリタルモ遠藤説ハ畢

竟利益ヲ

五回 12 b

ノミ 兼スルヲ以テ利益ヲ販売店ニ持タシム 割合宜、 ハスコト キ荷物ヲ ナルトノ猜疑心ヨリ起リタルモノナリ乍去 廻 ハシ名古屋等 \sim 71 ル トキ 割 合悪キ荷 ・ハ兵庫 方ニ

へキモノヲ節約シ利益セラルヘキモノハ利益シテ可ナル次メテ公正ノ説ニテ販売店ニ損益ノ関係ヲ頭脳ニ入レ節約ス部ハ利益ヲ収メス販売店ヲシテ利益ヲ収メシムルト云フ極遠藤氏ノ只今述フル所ハ首部ノ資格ニ於テスルモノニテ首

入アルモ之ハ凡テ首部ノ負担トスルカ◎遠藤 指値ヲ為シ之ニテ引受ケ実際買付ケノ結果少々ノ出◎北村 首部ハ指値ヲ以テ引受クルコト、シテハ如何

◎大野

適用スルヤ

第ナリ

◎寺島 左様ニシテ今一季試ミテハ如何

◎益田 単二何 程ヲ定 取扱 タレハ之ニテ止メ尚他ニ共通計算ニ属セシムヘキモノアル スルモノト サルモノアリ現ニ生糸並輸出米ノ如キハ特別ノ共通計算規 モノナルモ余リ細微ニ入リ品物ニ依リテハ之ヲ適用 悦シキ事ナリ元来此規程ハ一般ニ適用スル総則ヲ定. ノ適用ヲ 公細則 ンカ要スルニ 共通計算 V メ別ニ主脳ヲ置カスシテ仕入販売両店間 ハ各物品ニ付個々ニ之ヲ規定スルコト、為ス方可 ノ品ニモ適用セラルヘキ大原則 異ニセ セリ此如品物ニ依リ又時ノ宜シキニ従テ共通計 ノ事ニ付進歩ノ考ヲ持チ出サレタル 此 サルヘカラサルヲ以テ共通計算ノ本則 点 二関スル双方ノ説 八先刻 ノミヲ定メ置キ其 $\overline{\pi}$ 来十分承り 損益ヲ共通 口 ハ太甚 メタル 13 能 a

カ否ヤヲ議スヘシ

◎盆田 特ニ首部ヲ置カサルモノハ乗合勘定ニ属スルモ◎北村 石炭ハ第一ニ共通計算ニ入レテ然ルヘシ

為スヘキカ

共通計算ハ社内ノミニ適用スルヤ又ハ三井家全体ニ【五回 13b】

東ヲ取結フコトヲ要

っ ス

方可ナルヘシ就テハ左ノ五名ヲ特別委員トシ修正案 キ大体ノ原則ノミヲ定ムルコトニ改メ其規定ヲ簡単ニスル ニ付テ之ヲ定メ共通計算規程ニ テ首部ニ集ムヘキモノモアルヘク又販売店ニテモ利 サルモノナリ又仕入店モ販売店モ利益ヲ収メス其損 ナキモノアリ現在ニ於テモ生糸輸出米ノ如キハ首部 之ヲ修正スルノ要アリ而シテ其内ニハ必ス首部ヲ置 現行ノ共通計算規程ハ前ニ一言セル如 ルコト、為スヘキモノモアル 限ラス唯一ノ参考ニ供スル而已 スル コト スヘシ尤モ委員ノ修正案 ヘシ故ニ細則ハ其品: 何レ グ詳細 ノ品物ニモ ハ必スシモ採用ス 二三旦 通 ニルヲ 八起案 ジラ置 用 益 ク ラ収 ヺ凡 ス 以 々

ノト

五回 14 a

倒

!ヲ感スルハ空函

ノ配置方ナリ若シ空函

ノ配置方其宜シキ

ŧ

面

ノ方ニテハ利益アルモ空函ニ於テ欠損

ノ配置ヲ受ケタル

鬼鹿ニテ一万位ハ集マルヘシ而シテ本品買集ニ付テ最

委員 福井、 長谷川、 遠藤、 寺島、 南

月二十二日 午後

◎益田 何 ナリトモ会社ノ業務上ニ付キ御心付アレハ承リタ

◎福井

談

いカ輸出

商売、

ノコトニ移ル

モ魚

油

商売ヲ今

度

起

立. シタシ此商売ノ困難ナルハ売方ノ一点ニテ売方サへ順序カ チ居レハ日本ニテノ買入ハ左程困難ニアラズイリスノ如

非此 キハ買持ヲ為シテ海外ニ売方ヲ努メ居レリ我社ニ於テモ是 (商売ヲ再興致度モノナリ

◎益田 精製ヲモ為スカ

◎益田 ◎遠藤 仕入ハ 精製シテ輸出スル 安易ナルカ コ 1 致 シタシ

◎平田 此事二付取調 ヘタルカ急ニ多数ヲ集ムルコト ハ 困 難

ル モ増毛、 留 萌

> ニ又之ヲ配ルコト、スル方可ナリ ハ多少費用ヲ要スルモ漁業部へ引取リ翌年期節ニ至リテ更 ニ於テ之ヲ水汲用ニ使用シ又ハ之ヲ以テ家具ヲ製造スル等 ノコトヲ為スヲ以テ空函ハ単ニ入用分丈ヲ配置シ残品アレ

ヲ来タシ結局損失トナルヘシ即チ空函

ヲ得サレハ仮令魚油

姿ナレハ当社ニ於テ買集メハ左程困難ナラサル リシ故買集メ困難ナリシモ此節ハ小津岩出等カ手控 又買方ハ先年ハ小津、 岩出等カ頻リニ買込ミ居リタル 一へ居ル 際 ナ

◎益田 得ルモ尚同人ニ十分力ヲ致サ 漢堡ノ武村へ申送リ魚油ノコト見込ナシトノ報告ヲ シ メ是非共商売ト為スカ又ハ

単ニイリス等ノ外国 |商館

Ŧi. 同 15 a

◎遠藤 売込ム事丈ニテモ為スカ 後者丈ニテモヤリタシ

◎福井 千函二千函宛ハ稽古旁独逸等へ送荷スルコト 致シ

タシ

◎益田 イリス等へ 、モ売 Ī カ

五回

14

b

◎福井 海外輸出 ノ残額アレハイリス等へモ売却スルモ可 ナ

1)

及ハサルヘキカ ◎**益田** 海外ニテノ販売ハ竹村之ニ当ルトスルモイリスハ多

分ハ幾分ノ利益トナリタリ リタル分ハ利益ナカリシモ漢堡ノブーヒアルドへ送リタル の福井 此商売ハ大ニ巧者ニ遣ラサルへカラス先年倫敦へ送

◎益田 余リ初メヨリ手広ク買入ヲ為サス漁業部ノ人ヲ使用

◎福井 早速此商売ニ着手シタシ

五回 15 b

○平田 空函ハ予メ之ヲ配付シ置カサルヘカラス故ニ此商売

◎福井 一二千函ダケニテモ買集メタシ

アルモ魚油一万函位ノ取扱ヲ為ストスレハ今ヨリ其用意ヲルヤ計リ難シ而シテ小樽ニハ会社倉庫アリ他ニ之ヲ貸渡シモ仲買ノ手ヨリ買集メ得ヘク却テ空函ヲ配ルヨリモ便宜ナー・一 千函位ナレハ漁業部ニテモ製出シ得ヘシ又小樽ニテ

◎北村 魚油ハ石油函ノ侭輸出スルカ
◎福井 是非用意スルコト、致シタシ

為シ倉庫等モ取戻スコト、為サ、ルヘカラス

◎遠藤 然川

都合ナリ

◎北村 然ルトキハ途中又ハ先方ニ着シタル後漏リヲ生シ不

五 回 16 a

◎北村 石油函ハ取扱ノ際損所ヲ生シ易シ故ニ葡萄酒ノ明樽イリスノ如キモ亦爾カセリ

遠藤 日本内地ノ運搬方不便ナリ樽ハ甞テ之ヲカストル油ヲ用ユル方可ナラン

□遠藤 日本内地ノ運搬方不便ナリ樽ハ甞テ之ヲカストル:

◎北村 文明国へ送ルモノニ付先方ニテノ陸揚ニハ更ニ差支

◎福井 先方ニテ詰替ヲ為シテハ如何

ナシ

◎北村 詰替ヲ為ストキハ空函カ不用トナリ却テ損失ヲ醸ス

定二当ルトノコトナリ故二我社二於テモ一層此商売ヲ手広○平田 小津等ノ談ヲ聞クニ魚油ハ横浜ノ商館へ売込ムモ勘

クシテハ如何

シ居レリ故ニ当社ハ小津ノ 房州并奥州各地ニ於テ仕入ヲ為シ下品ニテモ之カ取扱ヲ為 ②**遠藤** 当社ハ北海道ニ仕入機関ヲ有スルノミナルモ小津ハ ij

五 П 16

b

ク 産 ル 万

似 為 シ難 为 ル

益 4 衍 ナ ĺ ジ事 然ラ 71 内 Ŧ 手配 地 Ń 売 魚 ス ヺ 油 ル モ コト 取扱ヒ先ツ以 事 71 再 為シ漁業部ヲシテ其買入ニ勉 考ノ 上可 テー 成 万 直 函ヲ 輸 出 程 ヨ計リ 度 1 内 空 地 函 売

福井 リト 掘ヲ 択捉 ヲ以 ケル 媜 - 云フ此 計り テ硫 他 三 ハ _ モ 三円位 次二 ラ山 ·ツ、 年二千 凡 黄 ヨロ」ニ於テ大硫黄山ヲ発見シ富多山 ヨリ 外二 一硫黄 'n アリー 相 産 四千万斤ノ産出アリ 九千屯、 鉱山会社ニ於テー 出 Ŧī. 場 高 六百万斤 ナリシカ其後産 商売ヲ拡張シタシ元来 ケ年凡 ハーケ年約三万六七千屯ニ達スへ 薩摩信州等ヨリ四千 トナリ 一万八千屯ヲ採出スルノ予定ナ ケ年 ý IJ 女 其 当 時 出漸ク減 然ルニ又昨 凡 流黄 五千 値 少 シシ近 屯 屯 段 *ا*ر 北海道 最 明 商会之カ採 産出 等 北 治 頃ニ至り 七 安ク二 十 + ア 海 見 ル 道 Ħ.

Ŧi. П 17 a

程 71

然ル 取 調 テ モ タル 万 出 がテニ ゼヲ 方 依レハ太平洋沿岸ニ於テ無理ニ売捌ケハ 出 テ ス又販 Ŧi. 年 路 度 如 如 何 キ大産 Ħ 皃 ル モ 出 此 ア ij 度 タル 小 曲 柿 年 氏 柄

> 相場ナレハ之ヲ桑港 段迄ニハ日本産硫黄モ桑港ニ於テ売行クヘシ而シテシ 為サス其為メ昨年シ 桑港等へ硫黄ヲ搬送シ日本産 五千屯 〜シト云フ今後モシ 硫黄 趣キ 産硫黄 有力ナル ナリ ノ輸入アリ (No. 2) 蓋シ従来桑港其他太平洋沿岸地方ニハ 売行ハアルへ 人ノ手ニ入リタル タル シリ シリ ニ持チ来タスト 紐育着二十一 モ 近頃 ĺ ĺ キモ上値ニ売行ク高 ·産ノ 産 シシリー /硫黄カ ·硫黄 硫黄ハ少シモ桑港ニ カ為メ安売ヲ為 弗ヨリニ - スレ ト競争スル 桑港ニ於テ売 ノ硫黄山 ハ紐育桑港間 +ハ 力 サ 弗半 合併 如 万 ス 輪 行 丰 其 屯 シリ 患 位 入 結 IJ 値 勿 鉄 果 止 ヲ]

五. П 17 b

弗二・ 桑港 方ヲ 当スへ |度迄引上クル \exists 硫 賃 ルヲ以 本硫 黄山 売捌カサ へ高値 手ニ 鉄道運 ク到 黄 所 テ仮 掌 有 ニ売捌キ得ル高 握セ 値 者カ 底日 賃 ルヘカラス又仮リニケー 二鉄道運賃ヲ ゴヨリ コ 段 1本品ト \vdash ン -ヲ 得 シシリ 安値ナリ 卜 同 Ì ス -競争ス 考ヲ有シ IV 应 カ又 ハ一万屯ニ止ルヲ以テ各 ŕ 茀 従テ我社ニ於テハ 産硫黄カ桑港ニ於 ハ ル Ż ŀ ハルモ尚 且 輸出 コト 見 V 手二掌握 F ヲ得ス故 プコロニー 71 ホニ十 桑港着 手二 硫黄 托 値 テ価 二若 应 ス -廻り Ĵν ス Ŧi. - 硫 以 Ł ル 弗 シ 黄 ス 卜 \exists 五. ル 本 汽 売 丰

該 船 ス

道運賃若クハケー

プコロニー廻り

ノ汽船

賃

ラ要

1 |

IJ

果如 モ兎ニ角硫黄ノ 案ヲ有ス勿論此事ハ択捉 セシムル 主 (何ニ依ルモノニシテ今日ヨリ其実行 一ノ合同勘定ヲ以テ択捉 カ又ハ安値ニテモ紐育方面 販売方ヲ一手ニ集ムルコトハ 「モヨロ」硫黄山持主ト交渉 「モヨロ」 売捌ヲ為サント 硫黄ノ採掘高ヲ減少 ハ断言シ能ハ 漸次実行致度 サル ン結 - ノ考

考ナリ

五回 18 a

二十九年 三十万円 三十年 三十二万円 二十七年 二十四万円 二十八年 二十九万円

ヲ以テ安売ヲ為スヘキ高ハ約一万屯内外ナリ売セサルヘカラス但内地ニテモ六千屯位ノ需用ハアル右ノ如ク二万屯位ハ相当値段ニテ販売シ得ルモ其以上三十一年 四十七万円 三十二年 五十二万円ニ十ナ年 三十天尸 三十年 三十二万円

一ハ安

キ

富多山商会ノ硫黄採掘模様ヲ聞クニ昨年ハ土硫黄ノ【五回 18b】

侭ニテ有川迄運ヒ之ヲ貯蔵シ其高約二万屯ニ達シタリ之ヲ

◎平田

二達スヘク此他各地ノ硫黄採掘業者カ是迄硫黄ノ景気可ナフ) ヲ加フルトキハ「モヨロ」硫黄ノミニテモ三万屯以上年度ノ採掘高一万八千屯(余ハ一万五千屯位ナルヘシト考精錬シ分止リ七分ト見ルトキハ其高一万四千屯ナリ之ニ今

達スヘキヤモ知ルヘカラス就テハ内地ニ於ケル品物ノ買集硫黄産出高ハ前年度ノ繰越ヲ計上セサルモ尚四万屯内外ニリシヲ以テ益々其採掘高ヲ増加スルニ至ルヘケレハ我国ノ

続々売込ミヲ為シ他ノ者ハ最早売約ヲ為スノ余地勿ラシメ従テ内地ニ於テ合同販売ヲ計画スルヨリモ寧ロ桑港ニ於テメ方ニハ困難ナキモ売リ方ニハ十分力ヲ尽サ、ルヘカラスメ

◎小田柿 余モ此事ハ気付キタル故今年一ケ年間ノ入用高ヲ

随分安ク叩キテ買

入ヲ為シ得

ハシト考フ

五 回 19 a

於ケル硫黄商人ハ三四軒ナリスルコトハ出来難シトテ望ヲ達スル能ハサリシ今日桑港ニメルコトハ出来難シトテ望ヲ達スル能ハサリシ今日桑港ニシタルモ何レモ入用高ヲ約定スルハ差支ナキモ値段迄約定

]

V

スニ手数料ヲ支払フモ差支ナシ

◎平田 硫 来サルヘシ 黄 畄 富士山商会ニ交渉シテ採掘高ヲ減 ノ持主ヲ連合セシムルトカ云フ如キコト セシ ム ルト ハ 到底実行 -カ又ハ

◎益田 何ナル ラル スルニ至 モ下ルヘキヤモ難計然ル場合ニハ硫黄ヲ硫酸 硫 硫 何程先約定ヲ為スコトヲ得ルヤ 乳化鉄ト |鉄ヲ用ユルコト、 ` \vdash ヤヲ取調 福井氏ニ希望スル ルへ セハ現今ノ ノ競争ニ 、キヤ ラル ŧ 知ル 耐 ノ点ナリ蓋シ硫酸ヲ製造スルニハ 相場ハ下落シテ三十 ユ ナリ居ルモ三万屯以上ノ硫黄採 所 ル ヘカラス故ニ硫黄カ何程下落 ハヤヲ取 (ハ内 地ニ於ケル六千 調 へ置 五円 キタシ又桑港 カ二十五 ノ製造用 屯 需 近頃 三於 にスレ 円迄 掘 二供 用 セ 25

Ŧi. 19 b

口

◎益田 ◎小田柿 ジ 3 前ニ 述 レ スモ約定 ヘタル如 **ユサル** ク値段ノ点約定シ得 to

]

◎益田 ◎福井 然ラハ一荷ニテモ二荷ニテモ出来丈約定スヘシジ 荷 カ二荷位ナレハ約定シ得ルナラン 3

分位 「モヨ ノモ ノナラム若シ蒸汽精錬トセハ四 硫黄 ノ精錬方ハ十分探偵スヘシ分止リ大抵五 1分止 IJ 位ナ ル ク

◎平田 チー 岃 富多山商会ニ於テハ大ニ其採掘事業ノ拡張ヲ計 石 ノ土 硫黄カ八千石トナ ĺV ル 為

ラサ

ルコト多シ

社ニテ売先ヲ塞ケハ大ニ困却スル事ナラム メ某外人ヨリ資本金二十万円ヲ借入レタル趣キナリ若シ当

◎小田柿 富多山 商会 へ多分米国貿易商会カ尻押ヲ為シ 居

ナラム

◎福井 フレ ザ ĺ ・ノ親 類ナル同姓ノ者ヲ技 師 1 五. シテ 使 回 用 20 パスル a

ノミニテ別段外人トノ関係 ハナ カル ヘシ

◎小田柿 桑港ニ於ケル硫黄商売ノ勁敵ハ米国貿易商会トパ

◎平田 満俺ハ何ニ 使 用 ス ル ヤ

ロツトノ二ノミ

◎益田

鋼鉄ヲ製ス

ĵν

◎平田 ナル カ輸出出 我国ニ於ケル満俺 来サ ĺ 二用 ヤ 産出 ハ 五万屯以上ナリ

ŕ

コ

◎益田 出地アリ故ニ到底日本ヨリ輸出 カスピアン海 ノ近傍ニ露西亜 Iセント 二属 スルモ引合ハサ スルー 大満 俺 ル) 産

◎小田 柿 亜 米利 加 塩 鮭 見込ナキ

◎遠藤 東京ニテ取 扱 ヒタキモノナリ

◎益田 大野 夫ハ 値 段 深川 ハ引合 ノ関 ラモ 係ナル故深川ト引合ヲ為スヘシ 積 船 何 嵵 モ都合付カス商売成立

至

五回 20 b

此点工夫ヲ要ス

◎益田 今年ハ買方ニ困難ヲ見サルヘキ見込ナレハ買持ハ許
◎平田 硫黄ノ商売ヲ拡張スル為メニハ買持ノ認許ヲ得タシ

尚人ノ登用方其他何事ニテモ意見アレハ申立ツヘシ

可致シ難シ

○福井 同一ノ商売ニ従事スル各店ノ者ハ時ヲ定メテ会合シ

リテ相談シ更ニ又大阪ヘモ赴キテ相談スルト云フカ如キ不

ノナリ

便ナシ

打合ヲ為スコトハ商売ヲ円滑ニ進行セシムル上ニ於テ大ニモノニ付テハ其部一~ノ掛員カ一定ノ時期ニ会合シ諸般ノモ棉花豆粕ト云フカ如キ共通計算ニ依リ取扱フ仕事ノ如キ◎**長谷川** 別段共通計算規定ノ内ニ明記スルノ要ナカルヘキ

五 回 21 a

◎益田 是ハ至極有益ナルヘシ

有益ナルヘシ

○福井 呉氏ヨリ話アリタル如夕勘定掛并受渡ニ従事スル者

◎福井 勘定掛ノ助手并受渡ニ従事スル者ハ特別ノ技能アル◎益田 之ニ対スル意見ヲ述ヘラルヘシ但 採否ハ別論ナリ

業ニ従事シ得ヘク又給料モ他ノ割合ヨリハ多ク与フルコモノト同シク特別ノ地位ヲ与ヘ他へ転セサルモ安心シテ其

ト、セハ其事務ニ従事スル者モ大ニ励ミヲ起シ好都合ナル業ニ従事シ得ヘク又給料モ他ノ割合ヨリハ多ク与フルコ

ヘシト考フ

◎益田 幾分歟ノ手当ニテモ別ニ支給スルコト、為スヘキ

ノ仕事ニ転センコトヲ望ムヘシ故ニ特別手当ノ如キモノヲ◎男 同シ待遇方ナレハ勘定方ノ如キ趣味ナキ仕事ヨリハ他

支給シタシ勘定ノ仕事ハ中ニ隠レタル所ニ気ヲ多ク遣フモ

五 回 21 b

◎長谷川 之ニ伴フ害ハ勘定掛ハ他ノ商売ノ方ニ応用シ得サ

ルコト、ナルヘシ

◎益田 何カ名案ナキヤ

◎ 長 特別手当ヲ多ク与フルニ非サレハ壮年血気ノ若者ハ矢◎ 福井 特別手当ヲ与フルノ方法カ最モ宜シカルヘシ

張他掛ニ転スルコトヲ望ムナラン

◎遠藤 勘定掛ハ主任ノミニ手当ヲ与フルカ

助手ニテモ与ヘサルヘカラス

◎益田

若シ仮

ニ手当ヲ与フルコト、

セハ主任ノミニ限ラス

◎北村 ス方可ナラム 勘定書ノ認メ方等ヲ覚ヘシメ漸次他ノ掛 テ一度之ヲ勘定掛ニ入レ見習ヲ為サシメ其内ニ得意ノ 新タニ入社スル者ハ事務ニ慣レサル為メ役立タス依 へ回 スコ \vdash 名前 為

◎益田 サルモ追々人手裕 今日ノ如ク人手ノ不足ナル場合ニハ其通リ実行出 来

Ŧ. П 22 a

◎北村 コト必要ナレ 支那人ノ商店等ニ於テハ此種ノコトハ中々整頓シ居 ナラムトノ説モアリタルカ今日迄未タ実行スル: ニナレハ左様ノ方法ト為ス事便宜ナラム嘗テーケ年 次 シタシ ハ船舶次ハ受渡其次ハ売買方ニ用ユルコト 勘定ト「シツピング」ノ事ハ何人ノ頭ニモ入レ置 ハ新規入社ノ人ニハ必ス之ヲ遣ラシム 能ハ - 、ス V シリ サ 71 勘定 ij . ハ 可 ル コ

回南 務セシメー 勘定掛ニ使用スルハ不可ナレハ参事トカ調査 余ハ商業教育ヲ受ケサル学校ヨリ入社シタル者 日 中二一 時間又ハニ 時間宛会社 ノ勘定法ヲ教 ノ如キ処ニ 初ヨ

○
益 田 要スルニ勘定 ノ事 ハ何人ニモ心得サセサ ル カラス

ルコト、

スル方可ナラント信

ス

ニシッピング并受渡ノ方ハ如何 点ニ付テハ 異論ナキモ ノト認

> ◎北村 シッピング并受渡ノ事モ必要ナリ

> > 五

22 b

◎平田 勘定ハーケ年位ヲ経レハ大抵分ルヘクシツピング

回南 半ケ年位ニテ可ナルヘシ 別ニ勘定又ハシッピング等ノ専問家ト為スノ要ナキ 故

通リ分レハ十分ナリ

◎ 呉 シ特ニ会計学校ノ如キモノヲ会社内ニ設 引続キ勘定掛ニ使用スヘキ人ハ中学卒業位 、シテハ如 ケ勘定ノコト 何 ノ人ヲ募 ヲ 集

回南 リシモ是ハ矢張従前 或 ノミヲ上ケ又或ル人ハ俸給ハ上ケサルモ等級ノミヲ上ケ又 育シ以テ適任者ノ養成ヲ計ルコト ル人ハ等級俸給両ナカラ之ヲ昇スト云フカ如キ方法トシ 是迄ハ単ニ俸給ノ高下ニ依テ使用人 || ノ通リ等級制ヲモ採用シ或ル人ハ俸給 地 位 $\overline{\mathcal{I}}$ 区 别 夕

◎上田 本邦給上ラサルモ 海外店勤務者ニハ 在勤俸ト本邦給 /別アリ 或 ル

以テ元老ヲ優遇スル

ノ途ヲ開キテハ如

何

五 口 23 a

何レモ多少本人ノ満足ヲ買フニ於テ効能アルモノナレハ 給上リタリト |勤俸上リタリトテ喜ヒ又或ル者ハ在勤俸上ラサルモ本邦 テ悦フ等人ニ依リ異ナリ 前 シテ此等ノ方法

在

ツルナルへシ
成其満足ヲ買フ方法ヲ多クシ置ク方便宜ナラントノ説モ出

◎益田 等級ヲ設クルコトハ何カ故ニ必要ナリヤ

⇒ キ人ト同等ニセサルヘカラサル要アルヘシ即チ其資格ノ高
◎南 地位ニ依リテハ俸給少ナキモ其資格ヲ高メ他ノ俸給多

◎益田 外国ニ於テハ給料ハ之ヲ秘密ニ付セルノミナラス等キコトヲ表彰スルノ方法トシテ等級制ヲ執ルノ要アリ

入社セル人モ薄給者モ交際上ニ於テ区別ナシ級ノ制ナシ即チ何人モ同一ノ「ゼントルマン」ナリ初メテ

◎南 交際上ニ等級ヲ設クルノ要ナキモ事務上人ノ資格ヲ区

五 回 23 b

◎益田 事務上ニ於テハ区別アリ即チ支店長課長主任等ノ区

別アリ之ニテ十分ナルヘシ

〇臼井

余ハ南氏ノ等級説ニ賛成ス

月給ノミヲ目途トセシムルハ不可ナリ 増スモ位ヲ上ケルモ均シク其一方法タルヘク今日ノ如ク只 其説ヲ述ヘタリ即チ人ヲ奨励スルニハ手当ヲ増スモ月給ヲ 其説ヲ述へタリ即チ人ヲ奨励スルニハ手当ヲ増スモ月給ヲ

◎益田 当社ニ於テモ支配人番頭手代等ノ区別ヲ設ケタレハ◎小田柿 余ハ全然反対ナリ今日ノ侭ニテ更ニ差支ヲ見ス

三井各商店ニ亘ルコトナレハ当社ノミニテ決スヘカラス多少社会ハ階級制ヲ認ムルノ傾向アルヘシ併シ此事ハ一般

居ラス故ニ矢張階級制ヲモ採用スル方可ナリ
○浅野 此点ニ付テハ日本人ノ考ハ未タ西洋人同様ニ進歩シ

◎長谷川 月給ノ事ニ付帯シテ一言スルカ色々御都合モアル

【五回 24 a】

給中ニ埋込ミテハ如何ハ参考迄ニー言ス受ケサレハ此区別ヲ廃シ本店主任者ノ手当ヲ止メテ之ヲ月者ハ立派ノ人ニ非ストセハ別論ナルモ今日ノ所右様ニモ見公平ナリ若シ本店各掛主任者ハ立派ノ人ニシテ各店ノ主任各掛主任者ニハ手当アルモ各店主任者ニハ手当ナシ之ハ不

●寺島 此事ハ各店主任者中ヨリ不平出ツル基トナルヘシト

◎臼井

大ニ不平者アルモノ、

如

故結局同一ナルモ兎ニ角ハ意見ノ趣ハ承リ置クヘシ
◎益田 手当ヲ与ヘサル代リニハ月給ノ点ニ斟酌ヲ加

アル

◎呉 一昨日南氏ヨリ意見ヲ述ヘラレカ加ク日給者ノ採●の 一昨日南氏ヨリ意見ヲ述ヘラレタルカ加ク日給者ハ 左程名誉ノ

五 口 24 b

ヲ経 ヲ要スト為スモ可ナラン又更ニ月給者トナルニハ勿論試験 店 但 長 支店 由 ブ申 スヘキモノトシテ可ナリ 長ヨリ 立二依 推 リ無試験日給者ニ採用スル :薦スルニハ入社後一 ケ年ヲ コ 経 -過 起セル 致 サ コト ν 夕

◎上田 通り実行スルコト、 、進ミタル今日会社へ使フ人ハ普通教育ナカルヘカラスト 趣旨ヨリ試験規則ヲ設ケタル次第ナレハ先ツ当分ハ規則 此事ハ従来度々各支店長ヨリ申立 致シタシ デリ タル モ 世 ノ中

> A 力

◎長谷川 宜シカラム ニ於テ何レモ会議ノ材料ヲ取揃へ出京シ得ル様ニセハ 後一月ト七月ニ両度ニ開クト云フカ如ク必ス時期ヲ定メテ 色々ノ打合ヲモ為シ得テ極メテ有益ノモ カ ī コト、シ只開会期日前予シメメ之ヲ通 支店長会議ハ各地ノ模様ヲ聞 キ平 レノナレ 生 知シ支店長 ハ毎年決算 考モ 都合 述

◎上田 居リ七月頃 シ倫敦ト孟買トハ距離遠ク 本店ニ於テモ大抵 ハ丁度各店共間 年 隙 度ハ開キタシトノ考ヲ有 嵵 期ナレ ハ其頃集マ ル コ

モ

集マラス従テ有益ナル意見ヲ述フル

能

ス

五 口 25 а

復ニモ日数ヲ要スルニ依リ前者ハ三ケ年ニ一度後者ハニ

往

米ハ 居り 合スルコトハ極メテ有益ノ事ト信 ヨリ支障ノ者多ク遂ニ開会スルコトヲ得サリシ其為メ輸出 カントノ考ナリシ処海外ノ 年ニ一度位出京スルコト、 ルニ止リタリ併シ長谷川氏ノ言 如ク唯各商品ニ付関係店ノミニ三人会合シテ打合ヲ為シ 輸出米、 別シテ石炭会議 鉄道、 器械ハ ハ例年開会シ来リタル故昨年モ之ヲ 、鉄道、 商売ノ都合若クハ其店ノ都 致セハ可ナラントノ希望ヲ 器械、 ノ如ク毎年時ヲ定メテ会 棉花ハ棉花ト云フ 合等 開

)長谷川 ハ是非実行致シタシ 出席スルト云フカ如ク差支ノナキ者丈ニテモ参会スルコト コト、シ而シテ一月ノ会ニ差支アルトキハ次 毎年二回位ツ、全体ノ支店長ヲ集メテ会議ヲ ノ七月ノ会ニ 開 ク

◎上田 可成右様致度希望ナリ

◎呉 十分ノ材料 諮問事項 ハ可 成前以テ通牒ヲ得タシ突然ノ諮問 ニニテ

Ŧi. 口 25 b

回南 汕 貰ヒタシ例 頭 輸出 外国品ヲ外国ニ販売スルコトモ当社 ノ移住民ヲ船舶ニ乗船セシムルコトノ如キ外国ニテ [商売拡張之事ハ当社ノ大方針ニ決シタル ヘハ西貢 米ヲ広東地方へ販売スル ノ大方針 カ如キ 争 力尚 文厦 加 ホ 此

商売モ大ニ経営ヲ要スヘキモノト信ス

従事シ尚餘力アレハ之ヲ他ノ方面へ向クルコト、致シタシ○福井 事ニハ緩急アルヲ以テ先ツ第一着ニ輸出商売ニ専心

◎呉 火災保険ノ成蹟ハ如何

○長谷川 今日迄ノ積立金四万五千六百円余ナリ(長谷川氏)

◎益田 各店ヨリ調査課へ差出ス表ノ数ハ別段改正ヲ要セサ

ルヤ

○伊沢 可成綿密ノ表ヲ得度モ去リトテ餘リ表ノ出スヘキモ

五 回 26 a

◎臼井 唯表ヲ差出スヘキ時期ニハ必ス差出スコトニ致シタニ於テ迷惑可致ニ依リ先以現在ノ侭ニテ差支ナシ

◎益田 規則命令カ行ハレツ、アルヤ又貸金ハ何程出テ居ルシ

◎伊沢 大抵分リ居レリ

ヤ等ノ事ハ常ニ分リ居ル

ヤ

リ区々ノ回答アリ即チ十分ノ申立ヲ為ス人アレハ極メテ遠ハサルヲ以テ支店長へ照会スルトキニ支店長ノ手加減ニ依◎益田 人ノ増給并黜陟等ハ本店ニ於テ一々之ヲ知ルコト能

ヲ来スコトナシトセス就テハ此弊ヲ避クル為メ平生諸員ノ慮ノ人モアリ其結果充分ニ注意ヲ為ス積リナルモ尚不釣合

勤務振ヲ本店へ報告シ置クコト、シテハ如何

外務省ニ於テハ詮衡委員ナルモノアリテ各方ヨリ

◎福井

◎南 毎月支店長カ各員ノ勤務振ニ対シ評言ヲ加ヘテ本店へ報告ヲ集メ大臣ノ参照ニ供スルコト、ナリ居ル趣キナリ

報告スルコト、

五 回 26 b

セハ可ナラム

◎益田 三井銀行ニテハ如何ニ為シツ、アリヤ

ツルノ例ナリ

◎益田

之ヲ調フルニハ如何ニスルヤ

◎伊沢 秘書係ニ於テ取調へ申立不相当ノモノアリト認ムレ

ハ之ヲ加筆ス

○寺島 現在ノ有様ニテハ他店諸員ノ給料カラサル為メ大二

ラン敷

様ニ致シ貰ヒタシサルノ弊ニ根底スルモノナレハ自今他店ノ給料モ分リ得

ル

報告スルコトトシテハ如何
◎長谷川 勤惰表提出ノ際甲乙丙等ノ等級ヲ付シ人事成蹟ヲ

五 回 27 a

フコトト為セハ可ナラム 表ヲ提出スル際之ヲ報告シ期末其報告ヲ湊合シテ黜陟ヲ行 表ヲ提出スル際之ヲ報告シ期末其報告ヲ湊合シテ黜陟ヲ行

○北村 横浜ノ如キハ非常ニ多忙ノ時ト閑暇ノ時トアリ閑暇

庶務課へ提出スルコト、シテハ如何

◎益田

兎モ角モ毎月

回勤惰表ニ支店長自カラ評言ヲ付

立ヲ各店互ニ交換シテ可成不釣合ヲ避クルコト、セハ可<

◎益田 増給等ノ見込ハ豫シメ之ヲ本店ニ差出シ而シテ其

◎呉 文句ヲ一定セラレタシ

ナー申

◎福井 政府ニ於テ実行シツ、アル如ク一度ニ上ケルヘキ額

ヲ一定シ置クコトニシテハ如何

○益田 毎月勤惰表提出ノ際三四等ノ階級ヲ付シテ報告シ置

勤

務振優

シ又平素勤務方良好ナラサルニ比較的増給申立多キトキハ等ナルモノニシテ季末増給ノ申立少ナケレハ其理由ヲ談合【五回 27b】

通知シテ不釣合ヲ防クコト、シ最後ノ申立ニ依リテ初メテ是亦談合ヲ試ムル等其取調ヲ完全ニシ且各店ノ申立ヲ互ニ

次ニ小供ヲ使用スルノ利害如何アルヘキヤ之ヲ決定スルコト、セハ不都合ナカルヘシ

供其者ニ取リテノ利害論トナル
⇒ 夫レハ会社ニ於テ小供ヲ使用スルノ利害ヨリモ寧

口

小

◎北村 モノト見做シ登用セラレテ 試験ヲ為ス時ハ及第覚束ナシ故ニ 験ニテ月給者ニ採用致シタシ此種ノモノハ実際ハ役立ツモ 小供 ノ内ヨリ勤メ年所ヲ経テ仕 如 何 商売上ニ特殊 事熟達 セ ル ノ技能アル 上 無 試

別トシ可相成学力アル人ニ致シタシ)益田 月給者トシテハ用ユヘキ人ハ特別ノ技能アルモノハ

五 回 28 a

◎北村 コ ヲ 1) 報告セサル 船 ハ夜分眠ラスニ学問ニ励ムヘシテフ結果トナリ 船入港シ夜ニ入ル迄勤務ノ上関係店 小供ニハ余暇ヲ以テ勉強方ヲ勧メツ、アルモ早 ヘカラサル カ如キ 有様ナレ 勉強 / 其取扱 バスへ)到底不 ノ結 朝 果 \exists

能ナリ

◎福井 今日ノ試験規則ノ下ニ於テハ小供ヨリ月給者ニ上ル コトハ殆ント不能ナリ故ニ小供ハ之ヲ全廃スル方可ナリ

◎益田 使用人タルニハ必ス相当ノ学力アル者ナラサルヘカ ラス故ニ如何ナル論アリトモ学力ナキ者ヲ登用スルコトハ

◎ 呉 テ可也 月給者試験ハ六カシクスルモ日給者試験ハ之ヲ易クシ

断シテ不可ナリ

◎益田 居ラサルヘカラス 当社ノ使用人タルニハ少クトモ尋常中学位ハ卒業シ

回南 カラム 今日ノ試験ニテハ尋常中学卒業ノモノニテモ六ツカシ

◎長谷川 試験問題餘リニ六ツカシキ様ナリ

五回 28 b

◎益田 又小供ニ重要ナル電信等ヲ取扱ハシムルハ不可ナリ 試験問題ハ至難ニ失セサル様手心スレハ可ナリ

◎ 上 田 |コツピー」シ居レリ 外国等ニ於テハ重要ナル書状ハ支配人自カラ之ヲ

◎長谷川 英国ニハ「コンマーシヤル、スクール」ナシ故ニ 普通学校ヲ終ユルトキハ直ニ商家ニ入リテ実務ニ従事スル

ヲ常トス

◎益田

自今小供ハ可成使用セサルコト、スヘシ (第五回了リ)

表 10 明治三十三年度全国出炭予算表

जेंद्र ।।।।।	山場寺		塊炭	塊以外ノ	
産出地	出炭高	割合	屯数	石炭	
	Т				
三池	739,500	45%	332,279*	407,223	
筑豊	3,600,000	65	2,340,000	1,260,000	
杵島郡	300,000	65	195,000	105,000	
唐津	314,000	"	204,100	109,900	
佐賀県	70,000	"	45,500	24,500	
高島端島	150,000	60	90,000	60,000	
長崎県	300,000	"	180,000	120,000	
北海道	600,000	65	390,000	210,000	
磐城	350,000	75	262,500	87,500	
元山	250,000	55	137,500	112,500	
天草	25,000	15	3,750	21,250	
紀伊	55,000	50	27,500	27,500	
其他	200,000	"	100,000	100,000	
合計	6,953,500		4,308,127	2,645,373	

[*翻刻注:332,277の誤記と推測される。]

テ取扱フへキ石炭ノ数量調及其内既ニ売却シタルモノト向◎福原 三十三年度ニ於ケル日本全国出炭予算表并当社ニ於 関スル数字ヲ示スコト、スベシ 本日ハ石炭ノ事ヲ議スベシ先ツ最初ニ石炭ノ需給ニ

後売却ヲ要スルモノトノ区別ヲ示セハ如左

1

一月二十三日

443

表 11 明治三十三年中門司支店取扱石炭一覧表

15/1/33 調

	炭種	採掘高	売約済	差引残
大ノ浦	三尺塊	75,600屯	46,000屯	× 29,600屯
"	三尺切込	50,400	50,400	
"	三尺粉	32,400	6,700	25,700
満ノ浦	三尺塊	17,280		17,280
"	三尺粉	11,520	2,000	9,520
"	五尺切込	21,600	21,600	
大ノ浦	五尺塊	12,960		12,960
"	五尺粉	8,640	600	8,040
"	五尺切込	50,400	50,400	
大辻	塊	126,000	8,300	117,700
//	粉	54,000	2,900	51,100
芳雄	塊	30,240	18,000	12,240
//	切込	21,600	21,600	
"	粉	20,160	230	× 19,930
山野	塊	52,800	2,000	50,800
//	粉	43,200	7,800	35,400
金田	塊	60,000	42,900	× 17,100
//	中塊	20,000	15,900	× 4,500*1
//	粉	20,000	1,500	× 18,500
豊岡	塊	72,000	26,000	46,000
仲津原	塊	18,000	340	17,660
//	粉	18,000		18,000
峰地	塊	48,000	6,000	42,000
"	粉	30,000		30,000
岩下	塊	28,800	21,300	7,500
″	粉	14,400		14,400*2
×印売却	斉卜仝段	958,000	352,470	605,530
満ノ浦及	豊岡等出炭増加ノ見込		89,230	
二付三十	三年中一百万屯ハ慥ナル見込		441,700	516,300

〔翻刻注 *1:4,100の誤記と思われる。*2:原資料では末尾の0が消えている。〕

表 12 明治三十三年度杵島郡石炭取扱一覧

取扱高	売約済	差引残	
56,000 屯	20,500 屯	35,500 屯	
24,000		24,000	
45,500	5,000	40,500	_
19,500		19,500	7
49,000		49,000	Г
21,000		21,000	3
215,000	25,500	189,500	a
	56,000 ⁴ 24,000 45,500 19,500 49,000 21,000	56,000 屯 20,500 屯 24,000 45,500 5,000 19,500 49,000 21,000	56,000 也 20,500 也 35,500 也 24,000 45,500 5,000 49,000 49,000 21,000

表 13 明治三十三年度唐津炭取扱一覧

炭種		取扱高	売約済	差引残	
芳谷	一等塊	48,000	20,900	27,100	
"	二等塊	16,000		16,000	_
"	粉炭	16,000		16,000	구.
鹿子岩	塊炭	9,750		9,750	П
″	粉炭	5,250		5,250	3
		95,000	20,900	74,100	b

表 14 三池石炭出炭及供給一覧

20 17	1 一個有所用於及內相一見						
炭種	三十三	年中	三十二年末	V의미파호	三十三年末	三十三年中	
灰俚	出炭額	割合	残炭	合計出来高	残炭	供給高	山焚料
塊炭	331,306	448	52,849	384,155	14,155	370,000	
小塊	73,500	099	11,109	84,609	4,609	80,000	
切込	8,250	011	5,208	13,458	900	7,558	5,000
粉炭	242,444	328	57,121	299,565	9,565	255,000	35,000
錆塊炭	47,190	064	42,508	89,698	9,698	80,000	
錆切込			128	128	128		
錆粉	34,560	047	59,118	93,678	3,678	30,000	60,000
悪炭	2,250	003		2,250	250	2,000	
合計	739,500	100	228,041	967,541	42,983	824,558	100,000

明治三十三年一月廿二日調

7 19 4

表 15 出炭及壳約差引一覧

炭種	出炭額	売約高	差引未売炭	三十二年約定渡残
塊炭	370,000	225,300	144,700	43,259.55
小塊	80,000	15,000	65,000	
切込	7,558		7,558	4,496.86
粉炭	255,000	179,100	75,900	13,079.40
錆塊炭	80,000		80,000	2,144
錆切込				
錆粉	30,000	12,400	17,600	"
悪炭	2,000		2,000	"
	824,558	431,800	392,758	62,979.81

〔原表注 (縦書き)〕

表中ノ売約高ハ確定分ニテ目下引合中ノ分左ノ通リ

塊炭 四万噸

小塊 弐万四千噸 錆粉 壱万○二百噸

粉炭ハ三池地売及コークス原料ニ悉皆引当

(但海外小口引合口モ含ム)

ブロ 4

4 h

表 16

炭種	供給高	売約高	可売却分
筑豊	958,000	352,470	605,530
杵島	215,000	25,500	189,500
三池	739,500	495,000	244,500
唐津	95,000	20,900	74,100
	2,000,500*	893,870	1,113,630

〔翻刻注 *2,007,500 の誤記と思われる。〕

前表ニ基キ本年度各種石炭取扱高ヲ合計スルトキハ如左

六回 5 a】

十屯 万屯以上ニ達スベ 加ヲ来スヘク且此他ニ東京石炭掛 ノ如ク向後売却ヲ要スル石炭ハ実ニ百十一万三千六百三 額ニシテ昨年度ノ持越炭ヲ計上 ノ取扱ニ係 コスレハ ル磐城炭モ十 尚 層 ブ増

◎益田 之ヲ要スルニ我社ニ於ケル石炭商売ハ大ニ拡張シ一

店ニ於テハ十分ニカヲ尽シ各坑主ヲシテ満足ノ結果ヲ得セ 弐百万屯ノ石炭ヲ売捌カサルヘカラサル次第ナレハ各販売 天回 5 b

◎寺島 名古屋ニ於テハ和船ヲ以テ石炭ヲ積来ルニ依リ時 ハ述ヘラレタシ シメンコトヲ努メサルベカラズ尚売方等ノ点ニ付意見アレ

門司等ヨリ各種ノ石炭ヲ積取リ来リ之ヲ調合シ一 モ手ニ入ル、訳ニハ参ラサルヲ以テ船便アリ次第若松又ハ タシ又名古屋ニテハ運搬不便ノ為メ自由ニ何程 ヲ貯蔵シ置キ石炭ノ欠乏シタルトキ之ヲ売込ムコトニ致シ シテ欠乏ヲ来シ値段又大ニ騰貴スルコト -アリ 故 ノ石炭ニテ こ不絶現品 号二号二

二至ラズ

シ此方法ハ是非之ヲ実行シ不絶得意先 ノ注文ニ応シ得 六回 a

6

様致シ置キタシ

益田 井ノー 焚キ加減ノ宜シキ様混合シテ売渡スコト、シテハ如 二於テ各種ノ石炭ヲ混合シテ焚キタル キ炭ハ安ク仕切ヲ出スコト、シテハ如何即チ従来ハ各工 売シ而シテ売上済ノ上ハ各委託坑主ニ対シ良キ炭ハ高 二大ノ浦ヲ何割某石炭ヲ何割ト云フカ如ク適宜ニ調合シ三 モ)三池ヲ弐割若シ三池ナケレハ油気ノ強キ杵島炭ヲ二 品位ヲ定ムルカ如ク(茶ノ如ク細カニ区別シ能ハサルヘキ 思ヒ居リタル処ナルカ恰モ横浜ニテ各種 等炭二等炭三等炭ト云フカ如ク其品種ヲ区 此事ハ丁度別問題トシテ諸日 君 ノ御意見ヲ聞 モ 向後ハ我社ニ於テ ノ茶ヲ混合シテ其 ドキタ 別シテ販 [ク悪 遍

◎寺島 名古屋ニ於テハ是迄商人ニ於テ良キ炭ニ悪キ炭

ノ炭 ハ混合之ナキ点ニ 六回 6 b

スレハ世俗ト一般ニ見做サルルノ恐ナキヤト考へ一応取

ヲ為サシメ置キタルモ其後船便ノ都合悪シク未タ実施

-考へ先般石炭掛主任者ヲ若松ニ出張セシメタル

際打合

於テ大ニ信用ヲ博シ居リ

タリ

依テ仮リニ当社

力混合ヲ為ス

為シタル

為メ混合炭ハ信用ナク当社

運

ŀ

号等ニ区別シ上等炭ノ注文アレハー号ヲ渡シ次品ノ注文ア

ハ弐号ヲ渡スト云フカ如キ方法ト為ストキハ大ニ便利ナ

次第実行ノ考ナリ現今ハ石炭ノ在荷殆ント皆無ニテ只僅 リシ為メ実行ノ場合ニ立至ラサリシモ向後便船ノ都合付キ リ而シテ此混合方ノ事ハ前ニモ述ヘタル如ク是迄便船ナカ シ或ハ三池粉」錆ヲ混合スルヲ可ナリトスル場合アレ 便宜ナルベシ何トナレハ名古屋ニ於テハ或ハ白水炭ヲ混合 確 調 メ得タリ尤モ調合ハ若松ニ於テセス名古屋ニ於テスル タル処当社カ混合スルトセハ毫モ信用ニ影響ナキ j ハナ 1 方 カ Ŧ

◎藤田 セント欲シタルニ杵島郡ノ石炭ヲ積取ル積ニ為シ置キタル 東京ニテハ専務理事ノ御申聞ニ基キ調合ノ事ヲ決行

二三池錆粉五十万斤余之アル而已ナリ

六回 7 a

誘シテ我社ノ混合シタル石炭ヲ焚キ試ミシムルコトニ工夫 勝手二混 別ニ積リ書ヲ差出シ且現品モ区別シテ持込ミ自分ノ方ニテ 程白水石炭壱万斤ニ付何程ト云フカ如ク各種石炭ニ付、 テ売却スルノ悪弊アリシヲ以テ可成三池粉炭壱万斤ニ付何 ルハ従来小石炭商カ不良石炭ヲ混合シ上等石炭ノ名義ヲ以 津等ト配合シ売試ムルノ計画ナリ唯東京ニ於テ困難ヲ感ス 昨今ノ漸ク積取リノ都合トナリタルヲ以テ或ハ白水又ハ 情アリテ予定ノ通リ運ハサリシ為メ彼此延引シ居リタル スルコトニ 致シタシト云フノ点ニアリ 併シ折角勧 唐 モ

申也

◎益田 ヲ送リ出シ之ヲ得意へ売込ムコト、セサルベカラズ 石炭ノ火力ト其功用トヲ知悉シ置キ之ヲ混合シ徳用 ナリ甲ト乙トヲ混合スレハ火力斯々ナリト云フカ如ク十分 石炭掛其人ハ甲ノ炭ハ火力之足リ乙ノ炭ハ火力時 向

六回 7 b

◎福井 ルコトカ最モ利方ナルヘキヤヲ講究シ三井何等炭ノ名義 スルニ依リ磐城炭ヲ土台トシテ之ニ如何ナル石炭ヲ混淆 減少ノ傾アリ旁以テ東京ノ如キニアリテハ調合ノ必要ヲ減 東京ニ於テハ磐城炭ノ需用益々増加シ九州炭ハ漸次

◎長谷川 鉄道ハ如何

テ売出スヲ得策ナリト考フ

◎福井 ナリ 試験ヲ願出ツレハ勿論試験シ呉ル、ナルヘク一応試ムル考 ニテ混合シタル石炭ノ試験ヲ乞フノ運ニ迄立至ラサリシモ 等ノ名称ヲ用ヒ鉄道自ラ其炭ノ名前ヲ指定セルヲ以テ当方 鉄道ノ方モ試ミタシ尤モ鉄道ニ於テハ一等炭二等炭

◎水谷 神戸ニテ売約済ノ 船カ払底ナル為メ其目的ヲ果タス能ハス現ニ名古屋若クハ 若松ニテハ送荷ニ流用スヘキ石炭ニ乏シカラサル

Ŧ

Z

大回 8 a

ノモ積 ハ先以テ船 出 方ニ困 ブ心 配ヨリセサルベカラズ .難セル位ナリ従テ別ニ送リ **荷ヲ為スニ**

◎益田 地ニ備荷 弐百万屯 ノナキカ如キ事ニ為シ置クハ不都合ナリ 以 上ノ石炭ヲ売却セサルへ カラサ ル 販 売

◎水谷 炭ノ余裕ハアルモ船舶ナキ為メ致方ナシ

◎水谷 ◎益田 汽船ハ用ヒ得ス和船ヲ用ユルノ外ナキニ名古屋 十分船ノ工夫ヲ為サザルヘカラズ 行

和船

ハ殆ント之ナシ

◎寺島 レル ナラス自然備荷ノ欠乏ヲ来スコトナク得意先ノ需用ヲ充タ 類 ルカ内三 ノ船ヲ多ク約定シ置クトキハ運炭上大ニ便宜ナル 野田 艘ヲ不絶当社ニテ使用スルコトニ 商船会社ハ六十万斤積 ノ和船 五六艘ヲ所有 約 東セリ ノミ 如此 居

コ

トヲ得

ヘシ乍去和船

六回 8 Ď

リテハ テモ此際千屯内外ヲ積載スル吃水極メテ浅キ汽船ヲ造リ運 にテ今后 会社 海ヲ見・ 運搬ニ日子ヲ要スルノミナラズ天候険悪ノ場合ニハ全ク 少 ハ翌月入用ナル石炭ヲ今月注文スルカ如キ場合ニア ヤ 合ハス外ナキヲ以テ到底引当ト為スヲ得ス従テ紡 形 割合ノ高キモ和船積ヨリ汽船積ヲ望ムナル 勢 ハ 漸ク汽船積ニ傾 バクナル 故 いこ我社 ヘク

> 炭用 供スルト セハ大ニ便宜ヲ得 ヘシト考フ

益田 上三 ナレハ此上五十万屯位ニ増 就テハ 既ニ弐百万屯以上ノ石炭ヲ引受ケ居リ且明年 必スヤ非常手 段ヲ尽サ、 加スヘキヤ計ラサルヲ以 ルヘカラス単ニ テ運炭 -度トモ 舶

不足ニ困難スルトノミ異口同音ニ主唱シ居リタリトテ更ニ

其効能ヲ見

◎水谷 厳格トナリ船長トナルコトカ非常ニ [賃ニテハ到底 名古屋行和船 (ノ事ヲ 取調 タル 面倒トナリタル結果安 こ近年逓 信省 ラ規 訓

天回 a

金ヲ貸シテ帆前船ヲ新造セシメテハ如 引合ハス其為メ和船 ノ払底ヲ来シタリ故 何 知多志摩辺へ資

○寺島 ◎益田 右ハ内地ヲ航海スル船ニテ奨励金ヲ得ルコト出 信用スヘキモノ少ク危険ナルモ ノタ カ ル

べ

来サ

可ナリ ルニヨリ古船ニテモ十分ナリ畢竟安ク動カシ得ル船ナレ

◎水谷 之ヲ門司長崎 キモ七百屯ノ船ヲ製造シタルモ若松ニ使用シ得サルカ為メ 若松 ノ築港出来上ラサ 蕳 ノ航海ニ使用 セ V ハ汽船積 望ナシニ 如

益田 運賃ヲ高価ナラシムヘク又仮令少シ高値ナルモ雇入ヲ為 当 社 ノミナラズ他・ 人モ亦然リ自 カラ若松 通 Ł 和 船

門司ト大阪東京若クハ名古屋間ニ使用スベキ船舶ヲ所有スサ、ルヘカラサルベシ従テ仮令少シク大形ノボロ船ニテモ

ルノ要ナキ歟

[六回 9b]

倒ナルベシ

◎福井 古船ハ値段低廉ナルヘキモ若松二入港シ難ク且荷役

○益田 若松ヨリノ運搬ニ就テハ何人ニテモ不便ヲ感シッ

◎長谷川

今日内地船主ノ有スル船ハ何レモ運搬不便ナリ故

搬スル船ノ如キ簡単ナルモノニ至リテハ全クデッキヲ備ヘカ如キ形ノ船ヲ買入ル、カ得策ナラン現ニカーヂフ炭ヲ運ニ同シ購入スルナレハ英国ニ於テコースチングニ使用スル

サルモノアリ

纏メテ使用スルコト、スル方可ナラム 底勘定ニ当ラサルヲ以テ寧ロ各地方ニ於テ散乱セル和船ヲ ◎**浅野** 和船ノ少キコトハ事実ナルモ今後之ヲ新造スルモ到

◎寺島 金ニテモ貸渡スカ

[六回 10 a]

八喜テ運搬ニ従事スルナルベシ **浅野** 和船ノ維持出来難キ折柄ナレハ若シ運賃ヲ高メ遣レ

○益田 夫レハ時ノ景況次第ニテ今日ノ如ク運賃高価ノ日ニ

◎浅野 尚一層高運賃ヲ支払へハ可ナルベシ

◎水谷 和船ノ数非常ニ減少シ居ルヲ以テ之ヲ集ムルコト面

リ聊カ割合良クシーノ団体ヲ組織セシメ且各船ヨリ保証金◎浅野 余ノロノ津ニアリタルトキ和船ヲ集メ運賃ヲ普通ヨ

キハ其保証金ヲ没収スルコト、シ其結果大ニ良好ナリシ如ヲ当社へ差入レシメ若シ当社ノ石炭ヲ積込マサルニ至ルト

◎寺島 名古屋二於テハ和船ノ運賃不定ニシテ且和船ハ引当

| | | 大回 | 10 | b

メテ売買ヲ締結スルコト、為シ居ルカ如キ有様ナリトシ且其到着日限テ受負ハス只正味石炭ノ値段ノミヲ取極サル為メ各紡績等へ石炭ヲ売込ムニ当リテハ運賃ハ買手持

船二ノミ拠ルコト能ハス故ニ普通一般ニハ可成和船ヲ使用)浅野 汽船ノ運搬ハ素ヨリ必要ニ相違ナキモ今日運搬ヲ汽

スルノ外ナシ

◎水谷 知多志摩辺ノ船持ニ資金ヲ貸与シ帆前ヲ造ラシムル

◎寺島

向後追々商売カ機敏トナルニ従ヒ約定后

ケ 月位

◎寺島 ツルコト 船ヲ造ル際資金ヲ貸渡シ漸次運賃ノ上リ高ヨリ 東立

セハ 可ナラム

◎水谷 ◎益田 資金ヲ貸与シテ和 鉄道ノ連絡出来タル后ニテモ艜 名古屋地方ニ対スル和船 船ヲ新造セシムルコト ノ運搬ハ永キ寿命ナシ ノ行ハル、ヲ見レ ハー 考ヲ要ス 故

縦令汽船ノ

大回 11 a

便開 ズ [クルモ依然和船ノ運搬モ両立スヘキヤ未タ知ルベカラ

◎益田

若松港ノ

、浚渫成効スルモ両三年ヲ出テス

而シ

`テ成:

効

◎益田

僅二四万屯位ヲ運搬スヘキ和船ノ都合付

!カサルニヤ

ル 等何レモ汽船ノ入港出来得ルヲ以テ向後運搬ハ多ク汽船便 ノ暁ニハ十五六呎ノ汽船ハ出入シ得ヘク其他唐津并住 拠ルコト、ナル ハ差支ナキモ態々資金迄モ貸渡シテ之ヲ新造セシムル ノ日アルベシ従テ和船アレハ之ヲ使用ス ラ江

要ナシ

◎福井 内ニハ現品ノ テ汽船時代至ル ,到着ヲ要スルコト ノ時アルベシ 、ナルヘク従テ和船時代 用

◎益田 スルコト、 吃水浅キ船ヲ新造スルトセハ弐三十万円ヲ要スベシ 吃水十呎位 シテ ハ 加 ノ汽船ヲ造リ若松ト名古屋等 何 間 使

> 然ルニ 熱田

|呎ノ船ニテモ同一ニテ均シク一里モ二里モ沖合ニ繋泊セ 、築港出来スルニ非サレ ハ 、八呎ノ 、船ニテモ十二呎若クハ 六回 11 b

◎福原 前途尚遠シト云ハサルベカラズ 果シテ然ラハ依然和船ニ依 ル ノ外ナク汽船積 事

サルベカラズ

Ŧi.

◎寺島 ◎益田 名古屋ニテハ石炭何程ヲ売却シ得ルカ

扱ヲ為ス 名古屋全体 ノ需用額七万屯中当社ニ於テ四万屯 ブ取

◎益田 ◎水谷 ルトキハ運搬船ノ不足ヲ感スベシ 然ラハ名古屋送リニ付テハ小運搬力ノ設備方ニ付工 是迄ノ商売ニ止レハ大抵調フヘキモ向后商売発達ス

次ニ神戸又ハ東京送リニ充ツル為メ吃水浅キ汽船ヲ新造ス

夫ヲ施ラスコト、スベシ

六回 12 a

モ購入スヘキヤ |画ヲ立 一ツル コト ハ 別論ト シ差当リ運炭船 二供スル古船

計

テ

〇呉 非ス 対スル設備ナシ即チ桟橋ヲ造リ其桟橋へ汽船ヲ横付ケニシ 以 テ荷役シ得ルノ設備アレハ可ナルモ然ラサレハ矢張艀船ヲ (テ本船ヨリ積取ラサルヘカラス費用ヲ要スルコト尠少ニ 汽船ヲ所有スルコトニハ大賛成ナルモ未タ各港ニ之ニ

◎福井 ル モ亦存外割高ニ当ルベシ故ニ古船ニテモ一艘安値ニテ買入 捜索スルカ如キ有様ニテハ太甚不都合ナルノミナラズ運賃 搬方ニ付テハ平常其設備ヲ為シ置クノ要アリ其時々雇船ヲ 権ヲ有シ大抵何分カノ注文ハ必ス引受ケ得ルヲ以テ之カ運 コトニ致シタシ 当会社ニ於テ鉄道局所用ノ一等炭ニ付テハ殆ント全

◎南 古船ヲ安ク動カスニ其寿命ヲ五ヶ年又ハ十年ト見修繕

六回 12 b

ヨリハ寧 リトテ毫 テ使用セサルベカラス然ルニ我社ニテ古船ヲ使用スルトナ 八上ハ少 ハ修繕ヲ ヘス又経費モ十分節約シ其船ノ自滅ニ任スカ如キ方法ニ な ロー二年間古船ヲ雇入レテ当座ノ用ヲ充タシ置キ モ割安ニハ挙ラサルベシ故ニ此際古船ヲ買入レン 加へ 高キモ奮発シテ便利ナル船舶ヲ新造スルヲ可ナ 経費モ他 ノ船舶同 様ニ使用スヘク其極古ナ

 ν

加

リト考フ 其

> ◎福井 入レ置キ設備 知ルヘカラサルモノアルヲ以テ差当リ一 若松ノ築港其他各地港湾ノ設備ハ今日ヨリ 時凌キニ古船ヲ買 未夕窺

二三年ノ寿命ト見テ古船ヲ買フハ差支ナカラム 門司ト横浜間ニ何航海ヲ為シ得ヘキヤ

回南 ◎水谷

造スルコト、為ス方可ナラム

大回

13 a

◎福井 可成大形ノ船ヲ買入レタシ

◎藤田

弐回ト六七分ナリ

◎藤村 弐千屯内外ノ船ニテ弐航海半位ナラン

◎浅野 弐千屯ハ大ニ過クヘシ古船ノ事故水入ハ弐十呎以上

ナラン

◎寺島 二入ルコト能ハス 然ルトキハ仮令熱田 ノ築港落成 ノ暁ト雖 ここ 到底 港内

)|松尾 シ寧ロ新シキ船ヲ買入ルル方可ナラン 石炭運搬ニ適当ナル船ハ東洋ニハ殆ント絶無ナルベ

◎藤田 ◎水谷 鉄道局横浜并江尻納五千屯、 鉄道へ売捌クヘキー 等炭ハ何程アリヤ 日本鉄道四千屯一ヶ月

◎水谷 然ラハ弐千屯位ノ船 艘アリテ差支ナシ

約壱万屯ナリ

だいって貴く夏子は、予見「大回」(13 b)

造ヲ得策ト考フニンナカルヘク良シ之アリト雖モ割高ナルヘケレハ寧ロ新□松尾 私ハ千六百屯乃至弐千屯位ノ石炭積込適当船ハ容易

◎藤田 弐千屯位ノ古船ナレハ八九万円ニテ買入レ得ベシ

◎浅野 吃水ハ弐十五呎位ノモノナラム

方利益ニテ少クトモ弐千屯以上ナラサルへカラズ◎藤田 四日市并神戸通ハ小形ノ船便ナルモ横浜通ハ大形ノ

◎福井 三四千屯位ノモノニテモ可ナリ

都丸位)位ノモノヲ東京通ニ当テ又一艘ハ千弐百屯位ノモ置ク方古船ヲ買フヨリモ利益ナラン即チ一艘ハ弐千屯(京**▽大野** 運賃ノ安キトキヲ見テ一ヶ年間ノ雇船約定ヲ取結ヒ

- / - / フヲ神戸通ニ当ツルコト、シテハ如何

◎福井 船ヲ大ニシ東京行ノモノニ神戸行ヲ積合ハスコト

◎水谷

船ヲ買入ル、トスレ

他ノ

社船,

ノ例モアリテ前

者

◎釜日 - 大トレ份ニテモ鱼ニ号レトトハ申〒千名157◎藤村 - 船大ナルトキハ神戸行ニハ不便ナリ

◎水谷 門司ト東京ノ間ノ運搬カ重モナルモノナレハ大形ノ便利ヲ得ルコトアルベシ◎益田 大ナル船ニテモ通ヒ居ルトキハ神戸并名古屋共大ニ

ニテ可ナリ

同ノ希望ト認ム但シ新造利ナルヤ将タ古船ヲ買入ル、方可◎**益田** 要スルニ内地石炭運搬ノ為メニ汽船ヲ持ツコトハー

海等へモ指廻ハスコトアルベシシテ門司ト東京間ニ使用シ又場合ニ依リ神戸、名古屋、上シテ門司ト東京間ニ使用シ又場合ニ依リ神戸、名古屋、上然哉ハ尚取調フヘク又屯数ハ三四千屯位ニテ差支ナク主ト

艘持ツコトニ致シタシ◎呉 此外ニ神戸并四日市通ニ用ユヘキ千壱弐百屯ノ船ヲ一

●スズン比也目台●益田 船ヲ持ツコトニハ余モ同意ナリ早々取調ヲ為シ且良

為スベシ此他和船

ベシトニ付テハ各自十分心掛ケ出来得ル丈ノ働ヲ為スコト、ストニ付テハ各自十分心掛ケ出来得ル丈ノ働ヲ為スコト、ス船ニ保険ヲ付シ安運賃ニテ雇入ル、等運搬力ヲ増加スルコノ持主ニ金ヲ貸渡シ若クハ汽船ヲ抵当ニ取リ金ヲ貸渡シ該ノ持主ニ金ヲ貸渡シ

大回

14 b

◎福井 船ヲ買フト雇入ル、ト何レカ利益ナルヘキヤ

以テ雇船ノ方夐カニ利益ナルベシミ船員ノ俸給ヲ安クスルコト能ハス其他ノ経費モ亦然ルヲ

トノコトナリ然ルニ今突然和船ヲ使用スルコトヲ止メ汽船◎呉 物産会社ノ使用スル和船ハ大凡全体ノ四分ノ一位ナリ

引上ケ他ノ競争者ヲ利セシムルカ如キ結果ヲ来タスノ憂ナヲ用ユルコト、セハ和船ニ於テハ其反動トシテ大ニ運賃ヲ

◎水谷 物産会社カ和船ノ使用ヲ止ムルトキハ自然和船潤沢

キヤ

[六回 15 a]

為スカ如キコトハ勿ルベシルヲ以テ運賃下落ノ結果ヲ来スヘキモ当社ニ反抗ノ運動ヲ

カリシトカ其重モナル原因ナルベシラオンニ於テ長崎へ石炭ヲ回ハス為メ船ヲ使用スルコト多屢々修繕ヲ命セラレ之カ為メ要シタル日数ノ多カリシトブの温原 今年運搬力少ナカリシハ逓信省ノ船舶検査厳ニシテ

◎益田 運搬船ノコトハ夫丈トシ艀船ノ事ハ如何

◎福井 先日モ述ヘタルカ横浜ニ弐千屯乃至三千屯ノ庫船ヲ

◎福原 本船デスパッチノ為メニ必要ナル備へタシ

◎福井 デスパッチ并石炭ノ看貫ヲ為ス為メナリ

◎上田 長崎ニ於テ独逸郵船ニ三池塊炭ヲ積込ム為メ庫贮

【六回 15 b】

能ハ 此事ハ実行出来難キノミナラス一ヶ所ニ三百屯ノ石炭ヲ入 V サ ルコト能ハス勿論船中ニ区画ヲ立テ置ケハ可ナルカ如キモ 東京ノ如キ各種ノ石炭ヲ取扱フ所ニテハ到底庫船ヲ利 ヲ備フルカ如キ一種又ハ二種ノ石炭ヲ貯蔵スル ハー 一艘ノ倉庫ヲ要スベシ斯ル次第ナル故庫船ヲ置クコトハ不 ルベカラサルコトアリ今若シ東京ニ於テ庫船ヲ置 得へキニ五六十屯ノ残炭アルカ為メ他ノ炭ヲ入ル 「ス弐百四五十屯ノ「スペース」ハ無益ニ之ヲ明ケ置 艘二二種類ヲ入レ六種類ノ石炭ヲ取扱フモノト見テ ハ 兎 クトス 、コト モ 甪 角

スコト、ナルヲ以テ費用モ亦少ナカラズ ▽ 専船ニ積込ミ置キ更ニ又之ヲ艀ニ積込ミ焚料船等ニ積渡 庫船ヲ置クトキハー度本船ヨリ石炭ヲ艀ニ移シ更ニ之

得策ナリト考フ

神戸ニテハ本船ヨリ受取ル際看貫ヲ為スカ【六回

16

a

◎呉 積込ムトキ看貫ヲ為ス

◎福井

◎藤田 庫船ヲ置クトキハ沖渡ノ場合ニ於テモ看貫ヲ為スコス 横浜ニテハ本船渡ニテ売却スル場合ニハ看貫ヲ為サ

ク看貫ノ為メ空シク本船ヲ碇泊セシムルノ憂ナシトヲ得ベシ即チー度庫船ニ積取リ更ニ之ヲ渡スコトヲ得

○**益田** 看貫ハ遣リ方如何ニ依リ左程時間ヲ要セサルベシ

間位二定メ置ク二依り横浜ニテ看貫ヲ為スノ湟ナシ船ヲ為スニ当リ普通碇泊日数ヲ積込并陸上ノ両地ニテ五日船ヲ 弐千屯ノ石炭ヲ看貫スルニハ二日間ヲ要ス然ルニ雇

艙口ニ封印ヲ為シ置キ揚地ニ至リ封印ニ異状ナキトキハ本◎福井 現行ノ雇船契約ハ何レモ本船積込ヲ終リタルトキ其

ルコトニ致シタシ欠斤ニ付無責任ノコトニ相成リ居ルモ此雇船方法ハ改良ス

◎益田

雇

船ノ仕方并欠斤ノコトハ別ニ之ヲ評議

スベ

◎松尾 住吉丸 ミ嵩ミタリ タルモ同地ニテモ持テ余シタリ其後兵庫ト ヺー 一艘買入レ庫 庫 船 が出こ余 艘ヲ買入レタルモ大ニ持テ余シ長崎 ノコトニ付一 船二供シタルモ是亦差程役立タス費 経験ヨリス 言セシ口 ノ津ニテハ 口ノ津ニテ帆前 曩二日吉· へ持チ来リ 丸ト 用

大ナ ニシ 場合ニハ 庫 文川 船ハ ル 倉 庫 庫 百屯乃至弐百屯位 上船ヲ自. モ這入リ 船 如 由 丰 得ル様為シ置 二移動 更二其便益 シテ本船 ノモノトシ石炭ヲ ガ見 クヲ便利 ノ船 侧 ナリ 本 横 付 船 -考フ 得 積 夫 |ル様 込ム

温井

ノ大ナルカ如キモノ乎

【六回 17 a】

◎**益田** 必竟石炭ノ河房丸ヲ造ルコト、ナル◎**松尾** 百屯カ百五十屯位ノモノ最モ可ナリ

◎松尾 艀船ナレハ一屯十五円替位ニテ出来スベ◎益田 必竟石炭ノ阿房丸ヲ造ルコト、ナル

◎呉 神戸ノ分ハ百五十屯ニテ三千円ナリ綿糸用ニ使

用

アリ

七回 一月二十四日

£

口

1

a

第

◎益田 モ 御 気付い 本日 事 デレ 昨 ·日ニ引続キ石炭ノ */*\ 述ヘラレ タシ コト ヲ議スベ 、シ何 ナリ

福井 テ不都合ノ所為アルモ之ヲ発見スルノ途ナク又陸揚 ラシムル 分甚シキハー モ荷上 欠斤二付一切責任ヲ帯ヒサルコト、 居ルカ故ニ自ラ積込方ハ雑駁ナル 門司 ノ方法ヲ研究シタルカ今日 際注意 ヨリ横浜へ石炭ヲ積来ル船、 割二達セシコトアリ ノ足ラサ ルコ 1 -モアル 依テ段々其欠斤ヲ少 ノ雇船ノ仕 ノミナラス途 ・ナリ ノ欠斤カ ベシ故 〔一文字判 組 Ŧ. 分又 ニテ 揚 地 - 二於 ナ ハ 読 船 力 六

契約

於テ荷上ノ際十分ノ注意ヲ加フヘキハ勿論ナルカ雇船

クスルノ結果ヲ来スベシト雖トモ仮令運 ス但船ヲシテ欠斤ニ付責任ヲ帯ハシムルトキハ勢運賃ヲ高 、仕組ヲ変シ船ヲシテ欠斤ニ付〔一字もしくは二字判読. 責ヲ帯ハシムルコトニ為スハ最モ必要ノ事項ナリト信

七回 1 b

賃割高トナルモ外国船雇入ノ場合ニ於ケルカ如ク二分以上 ノ欠斤ハ船ニ於テ賠償セシムルト云フカ如キ条項ヲ置クコ ヲ得策ナリト考フ

◎飯田 フコトハ都合克行カサリシ ミタルコトアルモ運賃割高ニ当ルノミナラズ実際責任ヲ負 大阪ニテハ欠斤ノ責ヲ船ニ負ハシムルコトニ曾テ試

◎益田 モ改ムルヲ要ス カラサルニ至ル這ハ実ニ不都合ノ至リナレハ此点ノミニテ サルニ千百屯積ミタルコトニシ百屯丈運賃ヲ貪ルコト、ナ 結局荷主ハ積込マサル石炭ニ対シテ運賃ヲ支払ハサルへ 船ニ於テ欠斤ニ付無責任トスルトキハ千屯シカ積マ

1

◎福原 ヲ重ンセサル点ニ於テモ不都合少ナ ノ方へ 約束ヲ為スモ他ニ好運賃ノモノアレハ直ニ破約シテ好運賃 シ得へシ今日日本ノ船主ハ毫モ約定ヲ重ンセス一 向 雇船契約改正ノコトハ各店ニテ共同スレ フ 有様ナリ即チ今日ハ単二欠斤ノミナラズ信用 ハ必ス実行 度貸船

> カラサレハ此等ノ点ハ須ラク改良ヲ計ラサルベカラズ 七回 2 a

福井 割内外ノ欠斤ヲ生シ之ニ対スル運賃ハ全ク損失ニ帰 ト如此三井ハ雇入方寛大ナルヲ以テ雇船容易ニ手ニ入リ又 井不用ナルトキ三菱、 押石ヲ為スト此故ニ船主ハ先ツ以テ船ヲ三井ニ持チ来リ三 ルハ三井ニシテ三菱ハ大ニ厳格ナリ而シテ小商人ハ非常ニ 大ナル故ナリ世間ニテノ噂ヲ聞クニ雇船方ニ付最モ寛大ナ 安運賃ノ船ヲ雇入レ得ルハ物産会社ハ押石ヲ為サス目方寛 非サレハ雇船ニ応スルモノナカルベシ畢竟東京ニテ比較的 ヒテ九百屯ノ運賃丈ニテ済マサントセハ運賃ヲ高クスルニ アリ姿ナリ若シ之ト反対ニ千屯積ミナカラ九百屯ナリト云 アリ且得意先ニ対シテモ斯ノ如ク多クノ欠斤アリ [賃モ割安ナルヲ以テ結局太甚シキ損失ナキモ時トシテ一 今日ハ実際積込マサル石炭ニ対シ運賃ヲ支払ヒ 次二小商人ノ処へ持チ行ク順序ナリ スル ツ、

2 b

受ケサルモノ多シトノコトナルモロノ津ニテハ2%以上ノ ルヲ以テ是非改良ヲ要ス 之ニ対スル運賃ヲ損失セシメテハ殆ント弁明ニ苦ムコトア 聞 ク所ニ依レ ハ門 司ニ於テハ外国 [船ニテモ欠斤ヲ引

繰

◎浅野 回南

船長ハ二分以上ノ欠斤ニ付テハ責任アル旨ヲ認メア

◎福井

国

船モ目減リニ付責任ヲ負

サ

ルヤ

殆ント

責任ヲ負フモ

ノナシ

欠斤ハ船ニ於テ引受クル ビル オブレーデングニハ其旨ヲ記載スルモ実際責任ヲ コトニ相 成り 扂

負ハシムルコト

ハ六ケシキカ如

◎浅野 ルベカラズ 上ノ欠斤ヲ引受ケストナレハ宜布門司 大抵責任ヲ負ハシメ得ヘシ門司ニテ外 ノ船積方ヲ改良セ 国 |船力 。 2 % 以

回南 グニ2%以上ノ欠斤ハ船ニ於テ之ヲ引受クル旨ヲ記載シ若 、津ニ於テ外国船ニ積込ムヲ為スニ当リビルオブレーデン クハ其事カチヤーターパーチー 船二欠斤ノ責ヲ負ハシ ムルコトハ実行太甚覚束ナシロ

中二 ル際新嘉坡ニテハ結局船ノ責任ト決シタルモ香港ノ代理店 得 之ヲ支払ハサリシ之ヲ要スルニ欠斤ノコトハ積込店 合ハスコトアリトスルモ二分以上ノ欠斤ヲ生スベキ筈ナ 問題ナリ若シ其数量ヲ正確ニ引渡サンカ仮令多少焚料ニ ロタル 明 記 例ナキ シアルモ実際欠斤ヲ生シタル場合ニ之ヲ弁償セ カ如シ昨年新嘉坡送リノモノニ欠斤アリタ 七回 [ノ責 a

3

X

ル 船積証書二立派 ジニサ インスル

南 シテ弁償セズ サ インハ為スモ実際欠斤アリタルトキハ言ヲ左右ニ托 任

温原 負担シ難シト云フ 船ニ積ミタル 丈ヲ持来リタルモ ノナレ ハ此 上責

カ如キ口実ニテ実際ハ責任ヲ負 ハサル ノナリ Ŧ П

3 b

福井 当ルヤモ知ルベカラス尤モ委托荷ノ場合ニ於テハ一 歩ミ合ヒ千五十屯ト書スルヤモ難計然ルトキハ五十屯分丈 サ 安運賃ノ船ヲ手ニ入ル、 欲スルナルベシ然ルニ船長ニ於テ千百屯ト書 1 トヲ欲スベク之ニ反シテ荷受店ニ於テハ九百屯ト為 ノ方ニ於テハ千屯積ミタルニ止ルモ之ヲ千百屯ト為サ 、考ナレトモ然シ又一方ヨリ考フレハ屯数ニ付寛大ナレ 全ク運賃ヲ損失スルコト ル以テ何ントカ良方法ヲ案出シタシ 欠斤ヲ生スル セスト云ヒ張ルトキハ積込店ニ於テモ ・ヲ欲スヘク又積込店ニ於テハ千屯ハ千屯ト云ハンコトヲ 積込屯数ニ対シ運賃ヲ支払フコト、 様ノ事アリテハ太甚弁明ニ コトヲ得ルヲ以テ結 ナルヲ以テ之ヲ改良シタシト 面倒 ナ 困 局 1セサレ ij ヲ避クル [ラサ 運賃割 扂 ル上 ルヲ得 割内外 ハ サ サ /\ 船

【七回 4 a】

◎長谷川 唐津ノ五分押ハ今日モ実行サレツ、アルヤ

◎藤田 実行サレツ、アリ

◎長谷川 ビルオブレーデングニ五分押ノコトヲ現ハスヤ

◎藤田 顕サス

◎福井 従テ唐津行ハ運賃高シ

◎福原 欠斤ノコトハ積込地ノ責任ニ属スト云フモ陸揚地ニ 門司ニハ入目ナキコトモ斤量上大ナル差異アリ○福原 欠斤ノコトハ積込地ノ責任ニ属スト云フモ陸揚地ニ かテモ水 直電トカ八十屯トカ夫々定メアリ故ニゆ々ノ欠斤ムトキハ百屯トカ八十屯トカ夫々定メアリ故ニゆ々ノ欠斤ムトキハ百屯トカ八十屯トカ夫々定メアリ故ニゆ々ノ欠斤ムトモバ車を表がっている。

○浅野 水入ノマークハ年ノ始メニ入レタルモノハ年末ニナ

【七回 4 b】

○福原 日ヲ経ルトキハ漸次石炭カ板ノ間ニ詰リ容積ヲ減ス◎福原 日ヲ経ルトキハ漸次石炭和人間ニ計リ容積シルコト、ナルヘキヲ以テ石炭組合ニ於テ半季ニ一度位ツ、ルコト、ナルヘキヲ以テ石炭組合ニ於テ半季ニ一度位ツ、

ヲ以テ余分ノ積込ヲ為スコトハ困難ナリ車ヨリ積卸シ石炭置場ニ置ク内ニ欠斤モ生スベケレハ尚更

ヲ持ハンハンコ、ニオニ五ニ系見ヲポカンコ、ニ女ンカンミタル数量ニ対シテ運賃ヲ支払ヒ且欠斤ハ本船ヲシテ責任◎益田 談大分岐路ニ入リタルモ雇船ノ仕方ヲ変シ実際積込

◎藤田 欠斤ヲ本船ニテ負担セシムルノ約束ヲ為スモ到底実ヲ帯ハシムルコトニ付キ互ニ意見ヲ述フルコトニ致シタシ

》福井 ランデッド、コンチチーニ対シテ運賃ヲ支払フコ行ヲ期シ難シ

七回

5

a

シテハ如何

○益田 夫レニテ雇船ニ応スルモノアルヘキヤ○南 ビルオブレーデングニハ満船積ト記載シ置キ陸揚地ニの市 ビルオブレーデングニハ満船積ト記載シ置キ陸揚地ニリバード、コンチチーニ依テ運賃ヲ支払フヲ常トス

◎福原 右ノ如キ方法ニテ雇船スル場合ニハ横浜ニ於テ看貫

ヲ為サ、ルヘカラサルコト

・、ナル

引渡スナリ

○益田 此点カ原氏ヨリ大ニ小言ヲ云ハレタル点ニテ東洋汽

【七回 5b】

ルモ不得已所ナリサリシヤモ知ルへカラス如此取扱振ニテハ荷主ノ承知セサラレタリ横浜ニテ看貫セサルコトナレハ事実一人モ立会ハ炭ヲ渡スニ当リ三井ノ人ハ一人モ立会ヲ為サ、リシ旨申居炭ヲ渡スニ当リ三井ノ人ハ一人モ立会ヲ為サ、リシ旨申居

トニテ原氏ノ承諾ヲ得沖渡ノ約定ヲ為シタルモノニテ原氏東洋汽船ニテハ門司送リ状面通リニテハ受取リ難シトノコ◎藤田 原氏ハ門司渡ニテ約定センコトヲ希望セラレタルモ

◎長谷川 本船着シタルトキ其石炭ノ受渡方ハ如何ニスルハ承知ノ筈ナリシナリ

リ即チ船渡約定ノ場合ニハ箱ニ六十杯ニテ六十屯トナリ又◎藤田 艀ノ積量ト箱ノ容量ト符号シタル数量ニテ受取ルナ

受取リタルマ、ニテ倉入ヲ為シ置キ倉出ノ際之ヲ看貫シテヲ付ス又其石炭ヲ倉入スル場合ニハ看貫ヲ為サス本船ヨリ艀ノ積量モ六十屯ニテ双方符号スルトキハ六十屯ノ送リ状

【七回 6 a】

◎長谷川

然ルトキハ常ニ受取手ノ利益トナラサルカ即チ艀

>ハ二屯丈損スルコト、ナルベシ

二六十屯入リ居ルモ買手五十八屯シカナシト云ヒ剛情ヲ張

◎藤田 大抵艀ニ依リ五十屯トカ六十屯トカ定メアリ居ル

故

斯ル苦情ヲ惹起スルコトナシ

能ナリ故ニ従来ハ本船ヨリ請取ルトキニハ別ニ看貫ヲ為サ ◎**福井** 看貫ノ上ニテ受取ルコトハ是迄ノ碇泊日数ニテハ不◎**長谷川** 其時看貫スルコト、スル方可ナラム

ス之ヲ沖渡ニテ直ニ買手ニ渡ス場合ニハ艀ノサイヅニ依リ

数量ヲ検セリ

○長谷川 横浜ニテ艀ニ積取リ之ヲ東京ニ回ストキハ更ニ掛

◎福井 掛改メヲ為ス

◎長谷川 六十屯ノモノハ六十屯アリヤ

ヤ

【七回 6 b】

◎長谷川 減スルコト多キャ

◎藤田

減スルコトアリ

◎藤田

◎長谷川 三井ト三菱トハ積込方ニ寛厳アリトハ如何ナル

コ

十屯トシテサインセヨト云フトキハ門司支店ハ之ヲ承諾ス》福井 三井ニ於テハ千屯積込ミタルモノヲ船長ニ於テ千五トカ

ルモ三菱ニ於テハ千屯ノモノハ千屯ニアラサレハ承諾セ

ス

此点寛厳ノ差アルヲ云フハリ

○益田 従来ノ弊ヲ打破シ千屯積ミタルモノハ必ス千屯トス

⇒取ルトキハ雇船ニ応スル者ナク大ニ支障ヲ来スコト⇒、下レトモ是非雇船ノ必要アル今日ニ於テハ余リ強硬手段相談纏マラサレハドシーへ社船ヲ回ハスコト、セハ大ニ強相談纏マラサレハドシーへ社船ヲ回ハスコト、セハ大ニ強力甚タ困難ナリ蓋シ当社ニ於テ今少シ船舶ヲ所有シ雇船ノ

七回 7 a】

ルベシ

為シ置キ追テ三菱其他トモ交渉ノ上改良策ヲ講スル方可ナ為シ置キ追テ三菱其他トモ交渉ノ上改良策ヲ講スル方可ナアルベシ故ニ当分ハ従前ノ通リ積出地ニ於テ幾分ノ呼吸ヲ

○大野 陸揚地二於テ須貫高値トナルベシ

○藤田 唯々運賃高価トナルニ止マラス雇船ニ応スルモノナ

ナリ

○大野 仮令看貫ヲ為スモ欠斤ニ付責任ヲ負荷セシメサレハ

○益田 運賃ヲ高クスレハ応スルナランモ看貫ヲ為スノ利害

◎藤田 是迄本船ヨリ受取ル場合ニ看貫ヲ為サ、リシハ滞船 浜沖渡ノ場合ニモ買手へ渡ストキ看貫スルト為スヘキカ ニテ受取リ置キ東京ニ積取リ買手ニ渡ス場合ニ看貫シ又横

枓

ノ支払ヲ避ケンカ為メナリ

七回

7 b

際看貫ヲ為サ、レハ欠斤ノ多キ場合ニ荷主ハ中々承知セサ ◎益田 本船ヨリ受取ルトキハ看貫セストスルモ買手へ渡ス

リ別段看貫ヲ為サ、ルカ◎長谷川 東洋汽船会社へ渡ス場合ニ単ニ艀船ノサイヅニ

依

ラズトノコトナリシ故是迄ノ例ニ依リ取扱ヲ為シタル次第氏ニ其趣ヲ申出テタル処従来ノ例ニ依リ受渡ヲ為シ苦シカニテ受取方ヲ東洋汽船ニ交渉シタルモ之ヲ承諾セス依テ原》藤田 此事ハ原氏モ承知ナリ即チ最初門司ノ送リ状面通リ

◎藤田 焚料ニ渡ス場合ニハ本船ニ於テ看貫スルモ横浜於テ船渡スルニ看貫ヲ為サスシテ引渡スニヤ◎益田 原氏ノ例ハ別論トシ横浜へ積来リタル石炭ヲ横

浜

商人共ニ 藤田 焚料ニ渡ス場合ニハ本船ニ於テ看貫スルモ横浜

460

七回 8 a

◎益田 此事ハ荷主ノ利害ニ関スルノ重大問題ナレハ荷主ノト艀ノ積量トヲ照合シ其サイヅニ依リテ屯数ヲ定ム十屯二十屯宛売渡ス場合ニハ看貫ヲ為サス本船ノ箱ノ容積

代表者ト

シテ十分研究ヲ要ス

◎長谷川 定スル 不可 ニテハ ヲ常トシ 出 ノ経 差引キ正 袋何程ナルカヲ見石炭ヲ入レタル上更ニ之ヲ掛ケテ風 改メヲ為サ、 ルヘキモノナリ若シ前文ノ如ク枡ノ目方確カナレハ艀 地 |験ニ依レハ時トシテ非常ニ欠斤ヲ生スルコトアルモ ナリ又門司 二照会スレハ積入ノトキニ粗漏アリ モ 大抵普通ナレハ多キモ四 味何屯ナルヤヲ定ムヘク単ニ大凡ノ目 余ハ横浜ノ実況ハ知ラサル 割内外モ欠斤ヲ生スベキ謂 ルベカラズ若シ枡ヲ用ユル ノ積込高ハ仮令杜撰ニテ引当ニナラスト仮 分平均二分位 Ŧ 何 ハレナシ香港等ニテ シコトヲ発見スル 卜 所カニテー - スレ ・ハ其枡 分量ニテハ ノ欠斤ニ止 度 一袋ヲ 71 方 風 積 掛

【七回 8b】

考フ何 得ヘキモ今日 三十五屯ナリト云フモ枡ハ四十屯ナリト Ŧ レハ東洋汽船ニ於テ艀ヨリ陸上スル際自ラ之ヲ看貫ス トナ 若シ 、実際ニ於テハ枡 枡 ノ容積ニテ量リタル ノ方モ更ニ引当ニナラスト 数量 テ言張ル 力正 確 コ } ノモ Ė

テハ如何艀ノサイヅニテ引渡シ看貫ヲ為サ、ルコトハ荷主社ニテ引受ケ陸渡ノ際看貫スルコト、シ船渡ハ之ヲ全廃シ船渡ト陸渡トハ当社カ艀ヲ持ツト否トノ差ナリ故ニ艀ヲ当文字消失カ〕亦之ヲ渡ス際看貫スルノ必要アルニ非サルカルノ要ナキ筈ナルニ之ヲ看貫スルヲ見レハ当社ニ於テ〔一ルノ要ナキ筈ナルニ之ヲ看貫スルヲ見レハ当社ニ於テ〔一

ニ対シ不親切ナリ

◎上田 ニ石炭ヲ盗取セラル タルモ其効果ナク殆ント当惑セル所ナリ夫レ 積渡ス場合ニ於テモ亦然リ此事ハ 移シ横浜へ陸上スル間又ハ横浜ヨリ東京 欠斤ノコトニ付 デハ ノ点ニシテ陸上シアル 数年 蕳 心配 実ニ シ 横 テ 種 ハ 石炭ヲ焚料 ニ輸送ス Z 本船 工 夫ヲ ヨリ ル 間 艀

【七回 9 a】

去スル ニテ当社ノミ斤量ヲ十 ヲ為スヘキコトヲ注 斤アリ依テ両三年前ヨリ水谷氏ニモ申入レ特ニ改良ノ工 炭ニハ従来ノ経 査ヲモ使用シタルモ其効ナカリシ去レハ之ヲ矯正 、悪習慣ニシテ警察署ニ依頼シテ秘密探偵ヲ使用 欠斤ハ常ニ見込置カサルベカラス然ルニ之ニ反シテ唐津 容易ノ業ニアラサルモ常ニ此事ニ注 ノ工夫ヲ旋ラサヾ 験ニ徴スルニ少クトモ 意シタルモ土地 分二 ルベカラス今日門司 積込ムコト Ħ 慣習上致方ナキ .意シ居リ其弊害ヲ 分五 得ス従テ凡 ヨリ 厘 (カニ)分 積出 コスル シマ コ ス コ A 夫 巡 欠

津炭ヲ買約 ルノ慣習アルカ為メニ三分ノ出目ヲ生スル次第ナリ従テ唐 斤ノモノモ九万斤ト云フカ如ク目方ヲ定数ヨリ減シテ称フ 賃ヲ少ク支払ハントノ考ヨリ一万斤ノモノモ九千斤一 \exists 出 1] **[目アリ之レ必竟荷主カ川船ニテ本船ニ積**: 出 ス石炭ニハー「分」 が抜け落ちカ〕 Ŧi. 厘乃至二分位 込ヲ為ス際運 〇万

П 9 b

上

9

スル 炭ハ常ニ二分位ノ欠斤ヲ見込マサルヘカラズ モニ分ノ出目アル為メ相当ノ口銭トナル リ斯ル慣習ナルニ依リ唐津炭 引下クヘキニ依リ二分ノ入目ハ為サ、ルヘシト云フコト ニ当リ値段押合ノ結果荷主ニ於テ値段 ハ手一杯 ノ勘定ニテ売約 ノ姿ナレト ハ申出ノ通リニ Ė 菛 スル ż

ヲ

◎上 田 ◎益田 積込地ノ習慣ニモ関係スレトモ横浜ニ於テ特ニ盗人 東京へ来ル 分ハ四五分乃至八分ノ欠斤ヲ生ス

◎寺島 然ラス船 而 為メニ盗ミ取ラレ従テ何割儲クル ノ防キヲ為サ、ルベカラス シテ右 長 (カ途中処々ニテ売却スルモノナラント考へタルモ其実 名古屋ニ於テモ一昨年迄ハ盗人多ク大部分ヲ彼等ノ 長 ハ何レモ和船ヲ以 力陸 ニ上リタル 後泥棒船来リ水夫ニ金ヲ与へ石 テ運搬スルモ モ結局 損勘定トナリタリ ノナルヲ以テ多分

炭ヲ盗ミ去ルモノナルコトヲ取調

へ得

泥棒 売ヲ為シ得ルコト、ナリタリ而シテ今日熱田 ク湯屋其他 妨ケラレ居リタル熱田ニテ一二千斤ノ石炭ヲ買ヒ取リ来リ 縛セラレ自余ノモノモ仮令石炭ヲ盗ムモ之ヲ売ルノ途ナキ 出シ貰ヒタル結果一ケ月ヲ経過セサル内ニ十人ノ盗人ハ捕 頼シ石炭商以外ヨリ石炭ヲ買取ルコトヲ禁スル旨ノ通 扱事務所ヲ熱田ニ設ケ巡査一名書記一名ヲ雇入レ巡査 タリ且名古屋 | ラ取調 ĺV 以テ盗取ヲ為サ、 コトヲ発見 ハ絶無ニ帰シ之カ為メニ従来泥棒 石炭ハ船 書記ハ統計ヲ調 へ売捌キヲ為ス小商人モ四五 シ山田清三郎其他ノ同業者ト合同シテ石炭取 ノ役徳ト 習慣トシテ艀ノ底ニ敷キアル簀ノ下 ルコト、ナリ セリ是等ハ宜シク改良ヲ要スル 査スルコト、シ又警察署ニモ 昨年 :ノ競争ニ依リ商 ノ如キハ 4分ノ口 ヘノ輸入品中 熱田 銭ヲ得テ商 二落 ノ石炭 売ヲ 達ヲ 水

Ł 回 10 b

松尾 統計 押アリ且川 賞賛シ居ラル 石炭泥棒ノ跡ヲ絶チタルヲ喜ヒ県知事モ石炭組合ノ効蹟ヲ ノ最モ明 司 船 ラ 石炭 パカナル 、現況 ニ盗少ナシ又杵島ノ炭ハー ハ入目少シモ之ナキモ唐津炭ニハ ナリ ハ石炭ノミニシテ警察署ニ於テモ 割ノ押アルモ川 Ŧi. 大ニ 船

Ŧ

回

10

a

益

田 力

雇

契約

改

事

ハ

大二望

乙所:

チル

モ今

É

社

3

1

陸 余

改

良ヲ断

行セント 船

・スルト 良

丰

雇船ニ応スルモノナカルヘク従

当リ ル ヲ請求スル 来ル モ二千屯 考フへ シ 之ト ル場合 ンメサ ノ場 る合ニハ 申 丰 Ī 司 ルニ 一船長 出テ此 モノハ二千百屯ト 様 コト ・モノ 依 其 申 ア 八二千 ア 1] ルベ 石炭 出ヲ為シ 門司ヨリ 数 1) 量 颠 ク現ニロ 古屯 、チ是迄、 送状面 クタル \Box 卜 -船積 書 ア習慣ト 津 通リト スルコト故更ニ不利益ナカ コ ノ津ヨリ三 卜 証書ニ記入セラレ へ二千 -アリ シ欠斤ニ付責任 シテ日 屯ノ \Box 池炭ヲ積出 津支店 ス 本汽船ヲ チー ン ル 一於テ ラ帯 雇入 スニ コ ヲ 積

シト ヲ変シ二分以上 合ニモ必スヤ之ニ類似スル 矢張リ 必 能 丰 タ ラサ ベスシモ ĺV -述ヘタ 条項ヲ置 Ĺ サ 事 ル ル ŧ 海 アリ べ 迄モ大ニ正 引当テト ル処然ラハ別ニ百屯丈ノ運賃ヲ貰ヒタシ 同 ク 卜 ノ欠斤ハ船 斯 社 丰 ル 送ル ナラサルベシ然レト 次第ナレ 確ナ 良シ実際ニ欠斤 Ŧ ル数量 コトアルヘク従テ門 ノナレ 二於テ其責 *ا*ر 門司ニ於テ石炭 ラ知 ハ屯数 ル ニ任スヘシト 青ヲ コ モ若シ ヲ \vdash 増 負 Ŧ 加 得テ グヲ積 雇 司 ス ハ 口 船 ル 便 積 出 4 云 \vdash 11 要ナ 入高 [ス場 ル フ 仕 懇 宜 a カ 方 願

> テ三菱其 如 何ト -モスル 他 共協議 能 シテ改良 サ ル べ 計 画 ス ル ハ 、兎モ角 独 力

盗多シ

ŕ

긁

 \exists

ij

東京ニ石炭ヲ送ル

船

ノ雇入方ニ就

テ

大

ヲ下 シ得ル 横 浜 コ 東京間 \vdash シ 途中ニテ盗取シ ノ泥棒ヲ防 のクニハ 能 艀船ヲ送 ハ サ ル 様 1] ニセ 츄 可 鍵 ナ

11 b

益 田 泥 棒論 21 中 止 シ何カ新工夫アレ ハ承リタシ

門司)長谷川 際看! ハルト 到底不 上 ハ必スヤ苦情ヲ申立来ル 其際六十屯 船 ラ上 一六十屯ノモノカ六十 貫ヲ為 単 船 推測ニシテ誤ラスト 側渡トスル ・キハ数 積込方不足ナリ 二大見当ニ止リ 能 一看貫ヲ為シ 泥棒防 「ドラフト」 サ、 ナレ ブ艀 量 1 羊 V フ正 盗 二積 ハ東洋汽船ニテ陸上ノ ノ説モアリタレトモ当社 71 別論ト テ引 確ヲ マ トニテ数量 正 来リタル ル、 確 保 コ 渡 セ 方ハ ナ 1 屯アリシ故ニハ スル シ愈欠斤ヲ生ス へク今日迄苦情 シテ横浜ニ於ケル売捌方法 船渡 ル J 東洋汽 コ 知リ得ベシ今 モ コトヲ得 ラ見ル 1 ニテ売却スル カ Ħ 知 Ŧi. 船 際看貫 1 十五. 1) ン蓋シ泥棒 、アラサ î 勿り ニテ艀 御 得 É サ コ 卜 屯 勝 え 手 1 丰 コ シ 処 ナ 箱 カ Ĵν ル 看 · シ 当 ル Ŧ 力 \exists ナ ナ ジ防 始 容積 廃 IJ 丰 ク 渡 ヲ モ 皃 社 変

丰 ク

七回 12 a

ヲ承諾スルカ又ハ本船ニ於テ看貫ノ上売渡シ又東京送リノ炭商人ニハ売リ渡シ得サルノ結果トナルヲ以テ不得已船渡口引渡ニ一々看貫ヲ為シ立会ノ上渡スノ繁アリ横浜ノ小石の藤田 種々研究ノ結果船渡ヲ止メル考ナリシモ如此セハ小

◎益田 大阪如何

コトニ為サント決心セリ

分ハ納先ニ於テ看貫ヲ為スニ依リ本船ニ於テハ看貫セサル

○飯田 大和船ヲ使用シ看貫ノ上受渡ヲ為ス今日ノ処別ニ差

長崎ニ於ケル杵島炭ハ如何
◎益田 東京ノ遣リ方ハ杜撰ナリ故ニ受渡上改良ヲ要ス

◎松尾 一割挿目アル為メ欠斤ヲ生スルコト殆ント之ナシ

七回 12 b

ルカ

◎飯田、

松尾、

藤田

大二宜シカラム

◎藤田 乍併余リ欠斤ヲ多ク見積ルトキハ商売成立タサル結

果トナルベシ

◎松尾 荷主ノ見込ニ依り物産会社ノ算盤ノ取り方当ヲ得スの松尾 荷主ノ見込ニ依り物産会社ノ算盤ノ取り方当のの本理 打切勘定トスルトキハ門司ニ於テ荷主ト立会ノ上数ト考フレハ売上勘定ノ方ヲ請求シ得ルニ依り差支ナカラム

七回 13 a

大ニ困却スルカ如キコト出来致サ、ルカリトテ荷主ヨリ門司支店ノ看貫方ヲ批難シ門司支店ニ於テ積送リタル数量ヨリハ当社へ買切リタル数量大ニ減少シタルモ代理人ナク門司支店カ即チ代理人ナル場合ニ坑主ヨリルモ代理人ナク門司支店カ即チ代理人ナル場合ニ坑主ヨリ

ヲ生シタルモノニテ自画自賛ト一般ナリト云フ苦情出テサテ仕切ルトキ欠斤ヲ生スルトキハ積高テ多クシタル故欠斤◎盆田 東京ニテ欠斤ヲ生スルカ如キハ弁明シ易キモ門司ニ

◎福井 門司ヨリ東京へ石炭ヲ送ル場合ニハ門司ニテー◎松尾 買約定ヲ為ス際欠斤ノコトモ相談セハ可ナラム

京ニテ一度都合二度目方ヲ改ムルコト、シテハ如何尤モ)福井 門司ヨリ東京へ石炭ヲ送ル場合ニハ門司ニテ一度東

如

何

可ナリ 内々ノ炭ニテ信用ヲ措キ得ヘキモノハ一度改ムルノミニテ

七回 13 b

稍容易ナルモ続々跡荷ヲ積上ケル場合ニハ到底欠斤ヲ知ル◎福原 荷ノ種類多ク置場一々格別ナルトキハ欠斤ヲ知ルニ

◎福井 物産会社ニテ山元ヨリ送荷ヲ受取ル際ニハ目分サレハ其欠斤如何ヲ知ルコト能ハズ

量

 \vdash

能

ハス即チー

種類

ノ炭ヲ悉皆積出

シ切り

タル后ニアラ

依ルカ又ハ看貫スルカ

◎松尾 ◎福原 ヲ生スへ 分ト云フカ如ク欠斤ヲ見込ミテ之ヲ仕切 ノ上砲兵工廠又ハ其他ノ得意先へ納メ込ム間ニハ又々 門司ニ 七屯一 汽車ニテ送リ来ル 、キヲ 積上ケ置クトキハ其間 、以テ是等ヲ見込ミテ売約定ヲ為スコト 車 ŀ 如ク目 分ハ横浜五 1分量 二欠斤ヲ生シ 分香 ニテ引 港 ルコト 敢 分 ル 、ス東京 畄 モ 而 上 ナ 、欠斤 シテ ij 海

七回 14 a

◎長谷川 ニニテモ 成立ツヘキ場合若クハ入札カ落札シタルカ如キ場合ニハ 売上勘· 従来ノ ノ経検ニー 定ヨ 1) 依レハ ハ 打 切勘: 荷主ハ十銭若クハ二十 定ヲ望 4 \sim キヲ以テ 売約定 -銭方安

シ其代価ニテ買切約定ヲ為スコト、スルカ至極良方法ナル関係店打合ノ上運賃諸掛欠斤等ヲ見積リ荷主ノ手取ヲ概算

◎益田 是ヨリ三池粉炭塩浜売リ

ノコト

ニ付浅

野

氏取

調

結

果ヲ述フベシ

浅野 悪シク為メニ屢々 年 五万乃至六万屯ヲ引受ケ売却シタルモノナルカ一 社山尾市太郎島原石炭組合 為 -度ノ約定ヲ取結フニ際シテハ メー屯五円ニテ契約 一池粉炭ノ是迄ノ売方ハ 値 ノタル 2 御 こ其后炭価下落 石炭ノ景気非 問屋カ物産会社 承知 如 クニ 常二宜 ヨリ シ炭 池 一昨年 ラ石 売行 末昨 力 ケ 炭 ij 年 商

七回 14 b

円四 迄ノ方法ニ依 蒙リタルカ遂ニ先方ノ申込ヲ容レ数量ヲ半額ニ又値 モ ル サ ヲ 如 下 水メサ ĺ 갩 当 Ŧ ・ヲ申込ミ契約セル数量モ引取ヲ為サス当社 値段 [十銭ニ減却セリ昨年度ニ於ケル三 「社ニ取リテハ面白味少シ故ニ是非共当社自ラ値 ナリシヲ以テ重役ニ於テモ大ニ心ヲ労セラレ他 ノミナラス値段 ルヘカラストノ ノ引 上ヲ承諾スルコト ルトキハ値段下落スレハ約定ノ数量ヲ引受ケ ノ引下ヲ請求シ之ニ反 、考ヲ有セラレ余モ亦熟考 ハ之ナ カル 池粉炭売方ノ形 シテ炭価 、 ク 何 い大ニ 一迷惑ヲ 結果是 こ方法 段ヲ三 Ŀ 段 ス

供給高 タルニ値 改ムルコト、 ヲ短クシ三ケ月 ・ギユレー ハ予 段ヲ三 <u></u> X スル方可ナルベシト考へ其旨ヲ先方へ交渉シ 約 ケ月毎二改ムルコトハ差支ナキモー 位 スル 定シ置クコト ,値段ヲ取極メ置キ三ケ月. ノ必要ヲ感シ之ヲ為スニハ 致度ト ノコト 毎二其値段ヲ ナリ 約 ケ年ノ 定期 依テ之 限

Ł П 15 a

> モ 誘 田

ヲ承諾

間 ル

テ塩田 地方ヨリ シメ又其下ニ半商半船頭トモ云フヘキモ 迄ノ売方ハ前ニモ一言シタル如ク三問屋ヲシテ引受ヲ為サ 相手トシテ売込ヲ為スコトニ決定シタル 度限リニテ打切リ本年度ハ当会社自ラ塩田其他 ヲ呈スルヲ 以 趣 1 \blacksquare 意ヲ充タス能 値段ノ高下ア ・スル テ問 旧 来 卜 地 方へ 、塩ヲ買入レ 屋 ノ習慣ヲ打破シテ直接塩 云フカ如 Ŧ 以テ寧ロ 偖 1 売捌クテフ仕組ニシテ物 歩退テ考フレハ仮令三ケ月 関 係ヲ絶チ又船頭 ク順次 ハ V ンハ矢張 テ九州へ持チ来リ其 スト考へ上申ノ上昨 塩 田へ 二三者ノ手ヲ経 ノ直接売ヲ開 一ケ年約定ノ場合ト同 田売ヲ始メント ノ買積ヲ止 産会社 始セサ ノアリ 次第ナリ 年度ノ約定 由シタル 戻荷ニ炭ヲ買積シ Ĵ /約定ニ メシメ 問屋 周防并芸備 ノ消費者ヲ V Ż モ 而シテ是 ーテモ其 重役 ゙゙゙゙゙゙ ハ昨年 ノナリ 結果 ハ先 船頭 ル

> 而 A 1]

シテ余

ノ巡回

シタル場

所

内

一池粉炭

ノ売行クへ

作 地

為シタリ夫此大ニ手数ト時間ヲ要スルモ彼等ハ此方法 組合ヲ起サシムルコト、 感シ小作人ヲ集メテ利害ヲ説得シ石炭買入レ ルヘキモノナシ依テ第一着ニ彼等ヲ結合セシムルノ必要ヲ 炭ヲ買取ルノ力アルモノナク又信用シテ先約定ヲ結 シ大仕掛ニ塩ノ製造ニ従事スルモノ少ク従テ現金ヲ以 を主ト小 ジスル 仲買口 ルヲ以テ向後引続キ直接約定ヲ取結ヒ得ルナラント 人ヲ結合セシメ其総代又ハ有力者ト約定ヲ取 小作人カ個 地 方 ノ外 銭モ省ケ又石炭ヲ安値 作人トノ連絡ヲ計リツ、 出張シ其成 チ 口々二塩 キヲ悟リ過 行ヲ述 ノ製造ニ従事スルニ止マリ大資 セリ幸ニ各地方共塩田 一般来塩田地方ヲ巡回 へ直接約定ノ 一買取リ アルヲ以テ之ヲ 得ベキ 利益ナルコ [シタル ノ為メニーノ j 結プコト ノ会所アリ ートヲ 利 本ヲ 用 フニ足 処 1 三依 ジル テ石 何 ヲ 勧

七 П 16 a

偖茲ニ最モ心 定 塩 丰 望アル 田 モ 万屯九 Ź ハ 周 ij 配ナル 州 防 塩 塩 ハ運炭方ナリ今日迄ハ買積船頭 田 田 万屯芸備 万二千屯 ノ見込ナリ此内既ニ 塩田 万屯四 カ自己 玉 確

故

ラズ之ヲ止メシムルニハ直接塩

口

15

b

是迄 ヲ利 積リナリ メテ困難ノ事業ニ属ス就テハ差向キ鉱山会社ニ於テ塩 持チ其勢力中々強ク之ヲ物産会社 者アル位ニテ彼等ノ内ニハ金ヲ有シ又船モ確カナル リ現ニ東京本店ニ対シ船持ヨリ三池粉炭約定ヲ申込ミタル ズ然ルニ彼等ハ ス勿論右等ノ ケノ為メ艀船五十艘斗リヲ備 ノ買積船頭其他 用シ得サルト 定ヲ以テ塩 船 商売ヲ取ラレタル 手二運賃積ヲ為サシムル ノ返リ荷トシテ之ヲ積取リタルモ若 キハ運炭上大ニ差支ヲ来スヲ以テ是非共 ノ船持ニ三池炭ヲ運 ヘラレンコトヲ望マサル ノ手中ニ擒縦 結果運賃積ヲ嫌フノ コトモ十分努ム ハシメサルベ ベスル Ŧ コ 、カラ 此 ラ得 1 ノヲ 傾ア 田 ル 向

七回 16 b

○ 在集金方二心配ナキヤ○ 益田 小作人等ハ身元小ナルモノナルカ之ト約定ヲ結ヒ置セリ尚細目ニ就テハ御問ニ従ヒ陳述スルコト、スベシトシ九州日本セメントヨリモ申込アリ既ニ六七千屯ヲ売約 おノ外九州セメント其他ノ工場へモ直接約定ヲ為スノ方針

引渡シ其代価トシテ塩又ハ現金ヲ会所ニ取立ツル仕組ナリ其石炭ハ一度会所ノ所有ニ帰シ会所ヨリ更ニ之ヲ小作人ニヲ担保ニ取リテ約定シ荷物ト引替ニ現金ノ支払ヲ得而シテ別援野 小作人ト直接ニ約定セス会所ヨリ公債又ハ銀行預券

一般船へ従来運砿丸ヲ各地ニ差回ハシタル計算等ニ依不利ナルカ為メ之ヲ造ラストスレハ運搬方ハ如何スベ不利ナルカ為メ之ヲ造ラストスレハ運搬方ハ如何スベニ解船ヲ造ルト否トハ損益次第ナリ若シ解船ヲ造ルコ

◎浅野

キヤ

◎益田

トカ

七回 17 a

※金田 艀船ヲ造ラサレハ買積船頭ニ降参セサルベカラサル算当相立ツ丈ノ運賃ヲ収ムルコト、セハ差支ナカラム

力

見込ナリ現ニ大分談ノ進ミ居ルモノモアリ大抵纏マルヘキ◎浅野 買積船頭ニ於テ運送ヲ拒ムカ如キコトハナカルヘキ

◎益田 運賃ハ何程位ナルヤ

考へナリ

◎浅野 三池三田尻間一万斤ニ付八円ニテ雇船ヲ為スコト

Ė

得

◎益田 三田尻売ハ何円位ナル・

銭(一屯ニ付十五銭)海上保険料十八歩(百円ニ付一円◎**浅野** 万斤二十八円ノ建値ニシテ内運賃八円仲買口銭九

◎浅野 差支ナキ様心配スル考へナリ
◎益田 塩田売四万二千屯ハ運送ニ差支ナキ考へナリヤー屯三銭ノ割)三池手取一屯三円見当ナリ

七回 17 b

◎益田 塩浜 ハ皆小作ナリヤ

◎浅野 極メテ稀ナリ 大抵小作 ナリ自ラ塩田ヲ有シテ塩ノ製造ヲ為ス者ハ

◎益田 何レノ地方ニモ会所アリヤ

◎浅野 故之ト引合ヲ為シタリ 高松ニハ会所ナシ大ニ困却ス但確カナル問屋アリ

◎益田 較如何 他ノ石炭ノ塩田ニ於ケル関係ト三池粉炭ニ対スル比

◎浅野 混シテ使用シ又段々上ノ方ニ行ケハ豊筑ノ粘リ物ヲ元山 ノ、如シ三田尻地方ニ於テハ元山炭ニ近キ故三池ヲ元山 池炭ハ高キ為メ可成其使用量ヲ減センコトヲ計リ居ルモ 三池ト共ニ行ハル蓋シ近年塩田 池炭ト他炭トノ関係ヲ取調へタルニ当時元. ノ人々モ段々巧者ニナリニ Ш 炭

シテ使用シ進テ四国ニ入レハ平戸ノ

七回 18 a

リタルモノナリ テ要スル 炭ノミヲ使用セルモノアリ之ハ近年遣リ始メタルモ 、問屋連モ爾カク考へ居リタル場所ハ案外ニモ大ナル会所 二三池粉炭ハ値段高キ為メ不得已之ヲ用ユ 而シ テ我々ノ最モ上得意ナリト考へ又三池 ルニ至

> 使用セス退歩セル塩田ニ於テ之ヲ使用スルカ如キ傾向ニシ シタル所ナリ兎ニ角今日三池粉炭ハ進歩セル塩田ニハ之ヲ ル アリテ目ノ早キ者之ニ居リ三池ト元山トヲ焚クハ不経 塩田ニ於ケル三池粉炭ノ コトヲ発見シ単独ニ平戸ノミヲ焚キツ、アルハー 驚ヲ喫 済ナ

リト云ハサルベカラズ

頸敵ハ平戸炭并豊筑ノ粘リ炭ナ

◎益田 一池粉炭ヲ二十八円ト見平戸并豊筑 ラ粘リ Ń 何 程 ナ

ルヤ

◎浅野 平戸十六七円豊筑ノ粘リ二十円乃至二十三円ナリ

益田 豊筑粘リノ炭名ハ何ナリ ヤ

七回

18 b

◎浅野 三笠西川ト称スルモノナリ

◎益田 塩田 ノ使用ハ何程ナリヤ

◎益田 別ニ衰フル模様ナキカ ◎浅野

五十万屯位ヲ使用スベシ

◎浅野

社ノ手中ニ握ルコト、致シタシ二十五万屯位 大二便宜ナレハナリ 上 ル 前二一言セル 困 ヲ以テ塩田ヘノ石炭商売カ好結果ヲ奏セハ元山炭ヲ当 難ヲ感セサルヘク且之ヲ取扱フコトハ三池粉炭売込上 如ク三 池粉炭ハ 元山炭ト混合シ ノ出炭ハ売捌 テ 使用

◎益田 向 [カサ 売捌 ル /\ カラ 何 V サ ニ於テスルヲ便利ト ルカ将タ三 一池ニテ可 スルヤ各 ナル カ 地ノ 会所

◎浅野 ヲ受持タ 池 テ 可 ナ リ石炭商社ヲブロ 1 カー 1 シ九 州

円

七回 19 a

セ又 支店ヲシテ取扱 |池ニアリ山 屲 尾二中国: 尾ハ 并四 ハシムルヲ便トス) 尾 玉 ノ道糸崎 円 (阿波 ノ内ニ人ヲ派シ取扱ヲ為サ 以ノ撫養ヲ ヲ受持タセ石炭 除 ク同所 (商社 神戸

ムルコトニ打合セタリ島原石炭組合ハ無関係ナ

◎長谷川 買積ミスルコト能ハ 持チ来リ 積ミシ中 当 返り荷ニ三 -国并四 社ニ於テ直接売ヲ初 国 サル為メ平戸 一池粉炭ヲ積取リタル へ売込ムコト メタル結果是迄塩ヲ ノ石炭又ハ ナラサ モノハ三池粉炭ヲ ĺ 豊 筑 粉炭ヲ 九州ニ

◎浅野 崎ヲ 賃ヲオツフアー 一回ラサ 其点ハ大ニ心配ナルモ平戸ニ行クニハ空船 ルベ カラズシテ危険ナルニ依リ当 スル以上ハ三池 粉炭ヲ運賃積スルナラム 一社カ相当 Ź 長 運

◎長谷川 塩ハ何レニ来ル ヤ

七回 19 b

受持タシムル

コト、

スベシ

◎浅野 重 三島原 来リ同 |所ヲ中 心トシテ肥后并薩摩地方へ

迄輸入セラル

◎長谷川 鉄道便ニテ来ラサ ル

◎浅野]司ヨリ É 鉄 道 便ニ 一依リ ポツー ・輸入セ こラル

◎松尾 シ三池又ハ平 塩 中 声 玉 并四 ノ石炭ヲ買取リ 玉 ヨリ九州 積 地方へ来リ其売上金ヲ 返ル モ ノナリ 利 闬

◎益田 先般話アリ ´タル住栄丸 船主ハ如何シタル ヤ

◎浅野 未夕会合セス

◎益田 斯ル船 持ニハ 売ラサ ル方得策ナル

◎浅野 然リ

テ売却シ会社

◎益田 船持 ニ売渡サ、 ノ商売ヲ妨 ル \vdash 丰 他 ノ炭ヲ買積シ

窓害セサ

ル

ヤ

口 20 a

◎浅野 寧口 ナルモ ナ ヲ安ク見積リ安売リヲ為ス等ノコトアリ塩田ヲ有スル 段モ荷物少シト見レハ高売リシ又荷物余リ居ル V 一彼等ノ勝手気侭ニ振舞フヲ心良カラス思ヒ居リ こ足ラズ且延売 ハ此度当社トノ直接約定モ成立チタルナリ 「レギユラー、 彼等ハ今日迄モ現ニ延売リヲ為シツ、 ノ必要アル サツプライ」 モノハ石炭商社又ハ ヲ為スコト能 アリタル 故ニ左 トキ ハズ且値 Щ ハ運 タ 程 ル Ŧ 賃

益田 ヲ受持タシムルコト能ハサルベシ 九 十銭 ノブ \Box 1 カレージ丈ニテハ延売ニ対スル 責任

◎浅野 ト云フモ約定ハ当 メサルベカラズ但延売ハ石炭商社又ハ山尾ニ受持タシムル キ分ニ対スルブローカレージナレハ延売ノ分ハ別ニ之ヲ定 九十銭ハ着荷後直ニ会所ヨリ代金ノ支払ヲ受ケ得へ

七回 20 b

此商売ヲ発達セシムル迄ハ三池ノ運砿丸ヲ塩田売ニ利用シ 社ト需用者トノ間ニ直接ニ取結フ考ナリ

得ルコトニ致シ貰ヒタシ

◎益田 コトニ致シタシ スルハ策ノ得タル 一時ノ事ナレハ兎モ角モ塩田売ノ為メ艀船迄モ所有 モノニ非ス故ニ可成雇船ヲ以テ間ニ合ス

◎団理事 船頭ニハ全ク売ラサルヤ

〇 団 ◎浅野 運賃積ハ好マストテ他ノ炭ヲ買積ミスルコトニナリ大 船頭ニハ売ラズ運賃積ヲ説得スル コト ス

◎浅野 如キ恐ナシト考フ 当分ノ内幾分歟不足ヲ感スヘキモ悉ク逃ケラル カ

ニ運搬力ヲ殺カル、ノ恐ナキヤ

進歩シタル塩田ハ三池ヲ止メ古キ塩田ノミ三池 元 Ш . 7

七回 21 a

話アリタルカ如何ナル故カ

◎浅野 多少二依り値段ノ高下ヲ行ハレタルトノ二点モ亦其大原因 ナルベシ ヲ仰キ居リタル際ニハ規則立チタル供給ナカリシト現品 重モナル原因 ハ高値ナルニアルモ今日迄船頭 ノ供給

三円ノ豊筑炭ヲ使用スルト利害如何アルヘキヤ

◎長谷川 二十八円ノ三池粉炭ヲ使用スルト二十円乃至二十

◎浅野 未夕試験シタルモノナシ依テ試検方ヲ依頼シ置 ニキタ

〇 団 IJ 塩浜ヘハ以前十万屯位三池出

且. タルモ爾来漸次減少セリ是レ蓋シ炭質ハ 一船頭ノ為メニ値段ヲ左右セラレタルニ依リ平戸等ノ安物 可ナルモ値段高

ヲ使用スルコト、ナリタルナラム

ノ割合如何

IJ

◎浅野

松島粉炭カ新三池ノ名義ヲ以テ塩田ニ入リ込ミ居レ

◎福原 元山! 三池使用

◎浅野 泄 割乃至二割位ナリ

七回

21 b

◎大野 赤穂地方ハ何レヨリ引合ヲ為スヤ

◎浅野 神戸 , ヨリ スルヲ便トス

〇 団 塩田ノ需用高五十万屯ノ内何程三池ヲ売リ込ミ得ヘキ

本年

-度ニ於ケルニ

炭ヲ安値

に売却

シ

又塊炭モ最初予期セ 池炭海外約定ハ余リ好

シ 通り 都合二

値 睃

ハ ス粉

売

相運

漸

行カス売高モ亦平年ニ比シ少ク残炭多シ即チ塊炭ニ就テ

◎浅野 地 ニテ三池ヲ焚ケハ燃へ方宜シキ位 - テ他 主 モ実際三 二割位迄ハ売込ミ得ルナラム使ヒ手ハ何 ノ炭ニ乗リ替ヘタル位ナルベシ 一池炭ノ巧用ヲ試検シタルニアラズ只値段高シ ノ考シカ有 シ居ラス又大 レモ 小作人

Ŧi.

ヤ

◎寺島 其成績表ヲ造リ貰ヒタシ 東京ニ於テ石炭ノ一、二、三等等ニ付火力ヲ試 検

◎益田 ベシ 吉田技師ニ依頼シテ取調へタルモノアリ参稽セラ ル

努ム

コ

口

詳クハ取

調 ブル

コトニナスベシ

第七回

終

八回 1 a

IJ

中々

4 ボ

ル

石炭ノ事ニ付昨日言漏ラシタル所ヲ述ブ

第

八回

月二十五日

午 前

◎上田 心 コ 得居ルコトハ無益ノ事ニアラサルヘケレハ大要ヲ叙 中関係アルハ長崎神戸横浜等ニ止マルモ一応其成行丈ヲ トト 池 石炭約定 -スヘシ ノコトハ専ラ海外支店ニ関係ヲ有シ内 述ス |地支

> 万屯丈ハ向後売却致スヘキモノナリ故ニ今年中三池塊炭 見ルモ出炭高凡ソ三十七万屯ノ内売約済ノモノハ二十二万 目下相談中ニ属シ多分約定成立スヘキ見込ナレハ差引十 |千屯ニシテ差引十四万五千屯ノ残炭アリ此内凡ソ四万屯 回 b

蒔

||売ヲ

シ毎年定マリテ数万屯ヲ売約セリ ノ大部分ヲ買約シ呉レタリ此他ニ倫敦ニテ約定スル 初ヨリ三池 海并ニ香港ニ於ル太古、 売方ニハ シモ素ト々三池炭ノ得意ハ甚タ狭シ従来ノ最大得意ハ上 等へモ出来ル丈ケ沢山送り出シテ残炭ヲ減シ其販路ヲ ベン、 増 コト 能ク売捌ケ就中塊炭ニ付テハ更ニ売方ニ苦労ヲ為 ヘキハ勿論機会アレハ桑港布哇へモ送リ又爪哇 加シ其内ニハ品質上 、致シタシ元来三池石炭ハ出炭多キニモ拘 更二困 シャイアノ三大汽船会社并ニ其他 石炭ノ他炭ニ比シテ徳用向ナルコト [難ヲ感セサリ 怡和ノ二軒ニシテ此 シ処近年豊筑ノ 斯ル次第ニシ ノ焚料 二軒ノ家 石炭採 テ是迄 Ė 知り出炭 船 塊炭 グレ ハ最 + ラ 拡 Ź

回 2 a

等ナルモノ少ナカラス且売方モ巧者トナリテ随分機敏ノ運

子能 有セサル モ自ラ運送船ヲ有シ石炭ノ輸送用ニ供シ此他自ラ汽船ヲ所 石炭ヲ輸送スル手順ニ運ヒツ、アリ又北海道炭砿鉄道会社 香 出資シ石炭販売ニ関スル組合ヲ設ケ他ニ有力者ノ後援アリ 散見スル 日ハ中々侮ル ハ汽船一二艘ヲ買入レ世間 (ヲナスニ至リタリ即チ以 2ク何ヲカ為シ得ント考へ候テ軽蔑シタル位 売炭ニ奔走セル 両 モノニテモ輓近日本ノ カ如ク門司ニ谷口 地ニ店舗ヲ設クルノミナラス仄ニ聞 カラサルモノアリ現ニ近頃新聞 ハ当社 ノ目 ノ高運賃ヲ支払ハズ手船ヲ以テ 前 加藤等ノ人々集リテ五 ハ他人カ香港又ハ ^船舶増加シタル結果雇 ヨリ見テ恰モ児 アク所ニ 紙上二於テ ナリシモ今 戱 Ŀ 一万円ヲ 如 海 一依レ でク孺 出

用

向

ノモノニシテ之ヲ売拡ムルトキハ需用者ノ好評

同 2 b

約

スル ラス 我社ノ一人舞台ニアラス右是等有力ナル競争者アル 得ルコト シ随 旁以 ノミナラス外国 グテ向 7石炭 コト 分内地人卜 (テ当社以外ニ石炭商売ニ着目スルモノ多キヲ致シタル 後 八モ亦侮 ヲ計ラサル ハ ナリ 余程機敏 ル タルヲ以テ石炭商売ハ従前ニ於 結託シテ手広ク石炭ノ仕入并ニ販売ヲ為シ 人モ亦条約改正 カラサルノ良質ノモ ヘカラス此事ニ付テハ海外各店へモ詳 ノ働 ヲナシ三池炭 ノ結果トシテ門司ニ ノ販路ヲ十分 ノ少ナカラ ケル カ如ク 店 三拡充 サルヲ ノミナ ラ出

> 販路ヲ広メサルヘカラサル ス 難ヲ感セサリシ時代ノ眠ヲ醒マシ一ケ年七八十万屯ヲ採 細 ル大坑主ヨリ其出炭一 [申送リタルカ要スルニ三池炭売方ニ就テハ従前少シ 切 モノト考へ且其石炭ハ極メテ ノ販売方ヲ依託セラレ新タニ其 モ 困

回 3 a

捌キ得ル様ニ為サベルヘカラス換言スレハ従来ハ三池 勉メテ其得意先ヲ広クシー 立シタリト云フカ如ク毎年平均シテ出炭 シ又甲地方ニハ売約定成立セサリシモ乙地方へハ売約定成 意トハ不幸約定成立サリシモ其代リニ乙ノ得意ト約定 ルヘカラス斯クシテ此石炭ノ販路ヲ拡張シ或ル 意先ノ信用ヲ受クルニ足ル丈ケノ働ヲナスコトヲ心掛 実ニ大切ノ得意先ナリトノ 博シ当社モ之カ為メ莫大ナル手数料ヲ収メ得ヘク此坑主 |池炭売捌上ノ方針トシテ特ニ各支店長 定先ハ極メテ狭ク偶 ニ売捌キ得ル丈ケノ基礎ヲ堅メ置カサ 「直チニ残炭ヲ生スルト云フカ如キ有様ナリ 『々甲ノ 、観念ヲ十分脳裡ニ印シテ此新得 方ニテ売レサルモ他 、得意甲ノ地方ト約 ĺ ノ全部 カラス此 定成立 シモ向後 年 方二於テ容 ハ容易ニ売 甲 成立 バケサ セ 炭 サ

八回 3 b 向

ル

コ

1

ヲ

悟

徳用

テ之ヲ ナ

調

整シ

A

四

万屯

余

+

勉メ

粉炭 -分売リ

ハ

採掘 方ニ

高

 \mp ラレ

五.

万五千屯

内

海

外

於

テ安

値

ナ

カ

年

違

分ト

ァ

ルヲ以テ品質ノ不良ヲ名ト

シ値下ケヲナサシメン

ナラ 込ナレ ル 水 炭トシ小塊ノミヲ区 Ŧi. 此 高 次 紛 割ヲ混 内二 モ 込ヲ造リ 八 分ヲ洗 Ź 万屯 又三分乃至三分五厘程モ混入セル悪石ヲ 中ニ入リ ナ 分 一万四千 ij 合シテ V 石其他悪石 結局残炭 居 タル材 内 ハ ル 炭質大ニ宜シ従テ買手カ其成立ヲ詳悉シ 落 屯 沈 71 造ル 程 万 殿 シ 料 71 ハ <u>Ŧ</u>. 池 シ之レヲ (洗ヒ落サレタル |別シ且此: Ŧ 四万屯ナリ 見下 小塊 ノ 二 千屯ヲ売約 ノナ 混 部分ナリ即 相 1 合少ナカラサ -称スル ルカ之ヲ切 談中ニテ多分 取 小塊ニハ粉炭付着 出シテコー 而 シ残炭六万五千屯ナ シテ此 洗滌炭 が粉分ハ デチ切り 込ミト ル 込ハ 洗滌炭 ヲ 約 ニシテ今年 クス 以テ器機 水ト共ニ 定成 悉皆取; 粉 セ 1 ス粉炭 炭 立. 従 原 居 Ŧī. ツ 除 料 流 割 来 ij F ル 以 尤 洗 丰 小 丰 出 V 3 A テ テ 粉 塊 見 炭 用 池

諸

氏

銘

記ヲ

請

フ 所

ij

残炭ヲ生 ラハ大ニ売行ヲ ル ノミナレ シ 居 ル 増 世 次第ナレ 加スへ 人未タ其 丰 ハ 内 (成立ヲ モ今日 地 各店 口 シラス為 未タ初 4 於 a

モ十八万屯内外ヲ売約シ残炭六七万屯ニ過キス且此

今日 1 V Ŧi. 出 テ 炭 É Ė 分二過キス且炭鉱 丰 丰 1粉炭 述ヘテ十分販路 粉炭売方 Ŧ モ 昨 増 Ħ ナレ 加 1浅野 ナシ乍去三池炭 ノ供給ハ寧ロ不足ヲ感スル程 **/**/コト 氏ヨリ 伴フテ粉炭 */*\ 粉炭 ノ命脈 述へ ノ拡 ノ売方こ 常二 畄 夕 張ヲ計リ 脳裡ニ入レ置キ其塩 モ向 増 ル ハ 有 加ヲ 付テハ差シ当り 如 後 数 ク大抵 致シ塊 置 久シク継続 ノ大鉱山 力 ナルモ新 サ 內]地塩 炭 ĺ ナル 力 割 ス 諸 \blacksquare 販路 ラ 田 向 君ヲ 合 ノス旁 丰 モ 向 引 ヲ ナ モ 兀 拘 煩 以 ル 割 ラ ナ ッ ス 几

ニ売捌ニ尽力ス 為メニ ヨ判り *ب*ر 如 何 タル 丰 |様ナ ハ 錆 ĺν モノ及普 塊ナリ 繰合ヲモ為ス 錆塊 通ノ塊炭ヲ久シク 1 コト 柱 引ヲナ スベ ノス場 雨 合

口

b

次 始

ス

ル

苦情 質二 売出 其 **ジタル** 高 ナキ所ヨリ 成ルモノナリ而シテ昨年秋以来香港ニ於テ三 付苦情 錆炭 (柱ノ外面 値 ヲ惹起 Z ノト ĺV 為 ノ混入多キコト 処見場 デリ 丰 メ黄色ニ変シ見苦シクナリ タリ蓋 通常塊 二約定 其 郷悪キ 要旨 シタ ジ右 モ鯖塊 |八三 Ŧ ル 焚 ハ ノ二点ニアリ 値段 表向 ルモ之レ ク上ニ 池塊炭中ニ 一於テ アラ同 今 口実 \exists 一粉炭 直. Z 71 此当時 普通炭 ルモ 相 /テ其 -見做 場 混 ラ等 \vdash 原因 | 錆塊ヲ 入多キ 池塊 サ 1 非 殆 混 炭 \vdash 他 コ 淆 品 テ 相 \exists

1) 曝

卜

八回 5 a

高 炭ヨリー 右ニ述ヘタル消費高五分ノ差ト使用者ノ徳分トヲ見込ミ塊 ニ於テ等差ナシト云フテ可ナリ又錆塊ノ値段ヲ立ツルニハ 坑内ヨリ 定ハ正鵠ヲ得タル ニシテ可ナル処へ錆塊ナレハ十屯ヲ要スル勘定ニシテ此断 塊ト錆塊トノ差 ヲ願ヒタシ今昨年末ニ於ケル社船試焚ノ成蹟ニ依ル 掛リモアリ ルモノハー割乃至一 末ニ於テ無事其局ヲ結ヒ今年度 五 一分ノ差ト使用者ノ徳分ヲ五分ト見積リタリ 割落ニシテ売捌方ヲ海外支店ニ指図シアリ 掘出シタルバカリノモノハ殆ント タルヲ以テ錆塊ノ品質如何 ハ凡ソ五分ナリト即チ通常塊ナレ モノト考フ尤モ錆塊中ニテモ品質不良ナ 割五分ノ差アリ又同シ錆塊 ノ約定モ ノ事ハー 成立セリ 塊炭ト其消 応御 ノ内ニテモ ハ九屯半 斯 1 承知置 即 ル 通常 行 消

通ノ上等炭

八回 5 b

塊ノ区別ヲ為スコトハ中々困難ナリ昨年末三池ニ赴キタル シキ部分ヲ集メタル 云フモノアレトモ長ク雨露ニ曝シタルモ 高 随分人ニ依リテハ通常塊ト効力ニ於テハ差異ナシト ニ於テモ大差アル モノハー見其見場ノ悪シキノミナラス べ シ而シテ其等上等錆塊ト下等錆 ノ及錆 ノ殊ニ太甚

> 即 目ハ第二番目 テ 甚シカラサルモ尚多少石炭ノ表面ニ黄色ヲ帯ヒ之ヲ打砕 随 セ デチ柱 内部ヲ見ルニ矢張其錆ノ筋ガ内部迄通リ居レリ又第三番 !分赤錆トナリ見場甚タ悪ケリ第二番目ノ分ハ最初 ツ内ヲ剝キタルモ キ大ノ浦 々之ヲ割リテ仔細ニ検分シタルモー ノ外側ヲ剝キタルモノ尚 ノ柱引セル炭ヲ殊更ニ坑内ヨリ取寄 ヨリ 一層錆少ク又柱ノ心ニ至リテハ殆ント ノ并ニ純粋ノ柱ノ心トヲ区別シテ取寄 ホ 坑内, 番外側ニアル ノ剝キタル でセ試: アノ分程 Ŧ 分 セ

八回 6 a

モ 1

故二 常塊ヨリ一割引ニテ売却シテ相当ナリ尤モ錆塊中ニ随 ス 一 モノナレハ柱 モ柱ノノ心ハ少シク永ク外ニ置ケハ黄色ヲ帯フルニ至 乍併地山ト柱引ノ心トノ差 出 ト雖モ若シ遠方へ送り出 其結果著シク表顕ス即地山ハ容易ニ錆 外見変リナキノミナラス其効力ニ於テ差異アルコトナシ 異ナラス従テ其上等ノ部分ハ地山ニ混淆 スコト ト先之ヲ貯蔵シ臨時売ニ引当ルカ如キ場合ニハ ロノ津ヨリ直ニ送リ出 ハ避ケサ ノ心ヲ通常塊ニ ルヘ カラス之ヲ要スルニ錆 スカ又ハ消費者ニ直 ハ少シニテモ永ク外ニ置 シ且消費者ノ手ニ直ニ売却 混合スルモ苦情ヲ受クル ノ出ツルコトナ シテ出スモ少シ 塊 チニ引 柱 先 クト 分久 ツ通 渡 ス ル

字消失

取 社 · ク 外 除 船 ケタ 二置 71 ル Щ カ如キ劣等ノモ キタル 焚料ト モノ若クハ ケアリ 通常 此等 塊中ニ ハ 別二区別ヲナシ置 混 居 ïij Ż ĺV 石ヲ

V

八回 6 b

販売 売約 得意先へ其徳用向 悪シキモ其効能ニ 後売捌方ヲ努ム 万屯ヲ消費シ残リ五万屯ノ内既ニ売却シタルモ コトヲ望ム尤モ海外ニ於ケル約定口ニハ可 不絶少シ宛ニテモ取寄セ置キ得意ヲ勧誘シテ売込方ヲ心 塊 う錆塊 プロニハ ノ出 八 万屯 ハ臨時売ニ引当 来へキモノ二万屯内外ハ之アル 決シテ振リ向ケサル 出 へキ数量ハ三万屯ナリ而 炭アル ナルコト 至リテハ僅カニ五分 テタシ長崎門 モ其内社船并 ・ヲ述へ買取リ ナ ij 司 ノ差アル 方ヲ勧 神戸 シテ此 月 キヲ '成通常塊炭ヲ売 雇 横浜等ニ於テ 船 以テ結 説セラレ ノミナレ 錆塊ハ外見 ノ焚料 ノ及確 局 力 向

却

シ又次品ハ二円五十銭位ニ売却ス

置

即

物

配 セラレ 炭 ĺV 可 カラサ コ タ \vdash 別二 ルナリ ケ年三万屯即一ケ月二千五百屯宛ハ売却 述 タル カ尚此通常粉炭 外 錆 数文

八 口 7 a

粉炭アリ之ハ出炭三万屯ノ内既ニ一万二三千屯ヲ売約シタ

八十 先ニョリ安物ヲ望ム場合ニハ或ハ劣等粉ヲ当嵌メテモ 当テアリ 随分売約ヲ取 利益ヲ増進スル キタル粉炭又ハ ・チ錆粉ナレハ凡ソー 如ク見場ノ悪シキモノモアルへ 置キ品質悪シクナリタルモノモ生スヘク又最初ヨリ ハ三池浜手取三円見当ニテ売却シツ、 残炭ハー 銭ニテモ売却スヘク其以上上等粉炭ナレハ三円位 大二値開キアリ 然レトモ値段次第ニテハ之ヲ売却シテ炭 万七千屯内外ニ過キス且之ハ炭 結ビタルモ コト 錆 斯 粉 ハ素ヨリ努メサルヘカラス蓋シ粉 円八十銭見当ニシテ通常粉炭 如 如 何 分沢 ク品質最モ悪シキモ ク同シ粉炭中ニモ段階アリ Ш シ而シテ当時 一出ツル粉炭 アレトモ若 (ノコト Ш ラハ . ノ焚料 池 畄 三比 シ得 粉 ユ 円七 永ク 可 炭 夕 長 引 Ŀ ス 也 粉

八回 7 b

故 炭 様 昨 年余ノ ト八尺炭ト双方ニテ一日千箱ヲ出セリ凡ソ四百 テ少シク山 池石炭売リ方ノコトハ アレハ錆粉 ニ豊筑ノ安物等ニ比シニ 見セリ其時 九州 野石炭 二赴キタル ノ如キ安物ヲ売込ムコト '三既二 ノ事ヲ述ブベ 手 序ヲ以テ山野 大要上ニ述 一池粉ノ三円 順モ整ヒ従 シ テ出炭 タ ニ尽力セラレ ハ高過キルト云フモ 、モ立寄 ル如 グクナ モ 増 ij ĺν 採 加 二十屯宛 シ 掘 力 尚 Ŧi. 尺 有 進

ス ル コ \vdash 尠

多キ 殆ント金田豊国ト逕庭ヲ見ス然ルニ門司又ハ 炭質ニ見受ケタルモ社船ニテ焚試ミタル結果ハ大ニ宜シ 初門 띮 ij Iツル ノミナラズ塊炭ニモ泥付着シ居リ余リ賞賛 而 司 シテ五尺ノ方ハ大分深ク堀リ ノ石炭買場ニテ検分シタル処ニテハ外見悪ク粉分 モ八尺ノ方ハ未タロ元ナル故石炭柔ク且水分多シ 進ミタル 故 稍 ノ出来サル 定 シ 石

事

口 8 a

71

免力 令豊前 ナラス粉炭ト雖モ十五六円位ニハ売行クヘキモ今日ハ スル 混スルニ依 モ十五円 シツ、アレトモ之トテモ品質ノ可ナルヲ知ル上ハ十五円ニ 却シ得ルナルヘシ又粉炭モ今日ハ若松受渡十三円位 同等炭ヨリハ飛離レ豊前ノ一等炭ニ近キ値段ニ迄ハ必ス売 モ社船ニ於テ焚試 レサル故ニヤ今日未タ上値ヲ得ルコト能 大阪等ニ於テ売試ムルモ未タ其名前并ニ品質ノ世人ニ知ラ ヘタル 、レサルナリ去リトテ之ヲ区別スルトキハ採炭費ヲ増 、ヲ以テ之ノミヲ出荷スルトキハ外見悪シカラサル 淆 ノ侭出荷ス 所 五十銭ニモ売行クナルヘシ今炭 二依 等炭程ニハ行カストスルモ大ノ浦 レリ 即チ V ハ山野炭 ハルヲ以 五尺ハ最早品質ノー 結果ハ右ニ述フルカ ノ外見悪シキハ五尺ト八尺ト テ外見悪シク値段モ低廉 、山ニ就キ親シク取 定シタル石炭産出 如ク良好ナ ハサルナリ然レト 三尺乃至之ト ĺ ナル 一二売却 八八尺 ノミ Ė 仮 加 ヲ

> 少キヲ以テ五尺ト八尺トヲ混合スルモ差支ナシト雖 泥ノ塗レタルモノニテモ焚へ方宜シキノミナラス灰 キヤモ難計云々ト若シ八尺炭ノ品質カ五尺炭ニ勝リシニハ 二進ムニ従ヒ炭質堅キヲ致スヲ以テ今一ト辛抱ヲ為 二止ルヲ以テ水分多キモ向来非常ニ有望ナリ其証拠 ĺV 尺炭ハ依然見場宜シカラスト [ク多キニ至ルトキハ之ヲ区別スヘク殊ニ尚 大二島田事務長ノ言ト思ヒ合ハサレタリ今日 、焚キタル模様ヲ聞キ又実地之ヲ試験シタルモ外見 必スヤ五尺ニ劣ラサル ·共ナリ余ハ試ミニ五尺ト八尺トヲ区分スル (ナラサルヲ以テ之ヲ混 : 所島田事務長答へテ曰ク八尺炭ハ当 取り此上ナキ仕合ナリト 否五尺ヨリモ優リタル 淆 ラスル 謂フ可シ而シテ八尺炭ヲ コ セハ尚更以テ区 } Ш 一時口 都 元ヲ採 合上致 ホ ノ説ヲ主唱 掘り 石炭ヲ得 ハ未タ出 公分少ナ スト ニハ 方ナ 進 モ ノ悪ク 掘 スル 4 出 歟

テ Ш

回 9 a

ヲ為スコト肝要ナルヘシ又売リ方ニ大ノ関係アルヲ以テ今 致度差当リ望ム所ハ塊ハ塊、 不絶山元ニ於テ八尺炭ト五尺炭トヲ区別シ試 粉 ハ粉トシテ五尺ト八尺ト

八回

8 b

サル位ナレハ海外ハ勿論内地ニ於テモ上等炭トシテ大ニ売 ナラス聊失望シタル 昨年採掘 二良質ノ石炭ト鑑定セラレタルヲ以テ大ニ楽ミ居リ Щ 行カスト 方ニ努 分シタル 野 区 ル比比 石炭 .別シ焚キ試ミタル結果ヲ知リ度又之ヲ混合シ メラレタシ ノ初メニ出テタル ハ最初ボ 較ノ報告ヲモ得タシト申 ・スル 所ニテハ 七可 ーリングニテ見本ヲ取リタル '成之ニ近キ 而シテ値段 品質大二良好ニシテ金田豊 モ其後社船ニ於テ焚キ試ミ又過般余 石炭ハ見掛ケ非常ニ悪ク炭質 -述へ置 筑豊上等炭同 ロキタ 際二 様 玉 テ焚 ブ上 ニモ劣ラ タル /١ 非 丰 処 可

八回 9 b

値段ニテ売捌キタシ尤モ未タ炭質并其名前サヘモ知ラサル ル ク又得意ニ依リテハ十屯乃至二十屯位ハ特別安値ニ売却 モ差支ナシ キヲ以テ売拡メ ノ為メニハ多少安値ニ販売スルモ差支

◎小田柿 ハロノ津手 三池塊炭 取何 程二 ハ桑港又ハ テ売却シ可 ホ ナ ノル ĺV ヤ 等 新 市 場 対 テ

◎上田 年前 桑港地方ノ石炭并豪州英国等ノ石炭ニ圧倒セラレ日本炭 鋄 トハ 桑港 桑港并ホ 行カサ |池炭ヲ送リテ売却セシコト ij シ ル て先以 向 ケ テー ź١ 別段値段 杯 々 々 二制限ヲ設 ノ計算ナ ・アリ 其時 ij シ ケスニニ 其後 十分ノ

> 引合 生シ今少シク桑港 ハサル結果トナリ殆ント断念シタリシモ近 ジ相 場高ケレハ引合フへキ見込アリ 頃再. ビ生

二今

Ė

処ハ苟モ先

回 10 a

売込方ヲ努メラレタシ 、リト申送リタリ今後桑港ニ於テハ 際ニハ口 積送ルヘキ覚悟 注文アラハ値段ニ拘ラス跡ノ ノ津舟乗五円、 ナリ 「数文字消失力」 従テ先般桑港并倫敦 又或ル場合ニハ四円ニテモ 商売ヲ作リ 折 角 同 地 ソ得ルノ ショリ 并 ホ ジル 蕳 火楽ミア 合アリ

A ν \exists

ĺV ハ IJ

又孟買: 約済ニテ相談トナラス又PO会社船 ントト モ中下等炭ハ常ニ注文アリ為此是非共レギュラーシップ 英炭高ク其結果コロ 雇入ル、コトニ致シタシ今日ハトランスバール事件アリ リ故ニ第一着ニ雇船ニ注意シ割安ノ船アレハ透カサス之ヲ 夫二付テ最モ困難ナルハ雇 遺憾ニ感シ居リタル 倫敦両店 シテ送リ度考ナル 数 回 ンボヘモ日本炭輸入セラレ カ幸ヒコロ 電信往復シタルモ雇船 Ŧ 郵船会社 船ノ容易ニ手ニ入ラサ ンボ ア船 へ積込ノ事モ行 向 ケハ ハ殆ント三 過般来一 手二入ラ ,又孟買 ĺV 菱ト 点二 (ヨリ V ス 大 內 在

回 10 b

都合付キタリ之ヨリ先キ仏郵ヨリ今年中二万屯程

雇

船

爾来 タリ 意ヲ加 モ船舶ノ欠乏ニ苦シミツ、アル際ナレハ内外各店共十分注 津炭ヲ送荷シツ、アリ要之海外送リハ勿論内地送リノモ 時々送荷スヘク又馬尼刺ヨリモ近頃注文聊カ増加シ来リ唐 リ尚年末迄ニハ三四艘分ヲ送リ出シ度考ナリ其他西貢ヘモ 倫敦ニ於テ心配 スコトハ不能ナルモ雇船ノ手ニ入リタル際随時に相談ヲ為 ントニ申送リ雇 ス之ヲ雇入レ然ル後石 スコト、シテハ如何ト申入レタルニ幸ニモ先方ノ同意ヲ得 ・ボ売渡ノ約定ヲ取結ヒ度旨当社并炭砿鉄道へ申込アリ 然ルニ雇船 一月積一艘二月三月積 へ汽船ト和船トヲ問ハス雇船ヲ望ム者アレハ逃カサ 船ノ ノ結果可也 ノコト心配ナリシヲ以テ仏郵ノ横浜 都合付カサルヲ以テ一ケ年ノ約定ヲ為 ノ値段ニテ売約スル 一艘ヲ売約セリ此二艘ノ雇船 コトヲ得タ アエゼ

ル

やノ考アリ元来洗滌炭ト為スニハ粉末流

八回 11 a

望ム ノ相談ニ着手スルモ差支ナキ位ナリ此点ハ十分に注意ヲ

◎浅野 ◎上田 セリ 来切込ト称シ来リタルモノ、如ク又或ル山ヨリ出ツル粉炭 造リ出シタルモノナルカ之ト同時ニ昨年作リタル切込ヲ廃 | 然ルニ近頃 今一ツハ先ニ述ヘタル洗滌小塊ナリ之ハ今年初メテ 炭山ニ二万屯ノ小塊アリ之ヲ粉炭 他 ノ炭山 ヨリ採掘 ロセラル ` ト混スル 粉炭ヲ見ルニ従 談 アリ

IJ

粉炭 スシテ之ヲ粉炭ニ混合シ粉炭ノ見場ヲ良クスル方可ナラサ 上値ヲ得ルコト能ハサルヤノ嫌アリ故ニ寧ロ小塊ヲ洗滌 池粉炭ハ三池粉炭ト同一ナレトモ其他ハ概シテ三池! 従テ見場宜シ尤モ赤池ノ篩ヒ方ハ三池ト同一ナルヲ以テ赤 ・モ塊ヲ含有スルコト多ク三池粉炭ハ塊ヲ含マサルヲ以テ 切込ヨリモ尚一層小塊ヲ含ムコト多シ一言以蔽之三 八八純粋 ノ細末ノミナルモ他炭坑ノ分ハ塊ノ混シ方多 粉炭 池

八回 11 b

既二二万屯余ノ約定ヲ為シ得タルモ而モ尚残存セル四万有 モ亦諸君ノ御注意ヲ乞ハサルヲ得ス テ今少シク形勢ヲ見タル上若シ売方思ハシカラサレハ粉炭 余屯ハ今後容易ニ売リ捌キ得ヘキヤ否ヤ判明ナラサル シテ之ヲ粉炭ニ混合シテ可ナリ クシ今日ヨリモ上値ニ売捌キ得ルナランニハ洗滌炭ヲ中 屯ニ付二十銭内外ノ費用ヲ要ス左レハ若シ粉炭ノ外見ヲ宜 失シ又石ヲ取除ク等数量ノ減少僅少ナラサルノミナラス一 、品質ヲ良クスル為メ之ヲ混入スルカ若クハ又切込炭ヲ作 |以テ洗滌炭ヲ引当テアルモノヲ片付ケサルヘカラス此点 而シテ洗滌炭ハ海外ニ於テ ヲ 止

松尾 級ニ分タス単ニ之ヲ塊粉ノ二種ニ分ツコトニシテハ如何 塊 切 込 中塊、 小塊、 粉炭、 ト云フカ 如 ク幾多ノ階

ビシ故

◎上田 アル 中 々 、洗滌炭 其通リニハ参ラサルヘシ只今折角に相談ヲ為シ

橋

同 12 a

◎松尾 ヲ止 トシテ売却スルコト、シテ メテ粉炭ニ混 小塊三円五十銭粉炭三円 武入スル ハカロ 利害如何ノ点ナリ 何三池 ノモノヲ合シ三円二十 粉炭ハパウダ 1 1 Ŧ. 銭 Ŧ

◎浅野 為メニモ 現在ノ二万屯ヲ粉炭ニ混入シテ売却スルト 相成ル セ 試

云フヘキモノニテ外見太甚宜シカラス

温原 此方法ハ試ミ度モノ ナリ

方法

ハ極メテ好都合

ス

炭山 賃高ク又陸揚困難ニシテ多クノ 其近辺ニ「ブラツク、 尚一ツ述フヘキハ桑港并ホノル ル ノ引合フコトアリトスルモ継続ノ見込ナシト考フ反之ホ [アリ又墺太剌利亜 ` 大二見込アリ蓋シ同地 ダイヤモンド」并 ノ炭モ輸送セラル 日子ヲ要シ人足賃亦極 、ノ話アリタルカ桑港 ハ何レヨリ ーナナイモ」 ヲ 以 ·持チ行クモ運 テー 時 日· 等ノ メテ 本

八回 12 b

ホ 船会社、 ラ ル 0 対スル石炭商売 0 会社等ニシテ石炭荷役ノ為メ本船ヲ桟 ハ極メテ面倒 ナリ が消費者 ハ東洋

> 際シ 然ルニ近頃東洋汽船 替ニテ豊国塊炭千屯ヲ売却シ近日汽船南洋丸ニテ積出ヲ為 役上大ニ便利ナリ 如此セハ先方ノメールノ桟橋ニ横付ケスルコトヲ得 セリ蓋シ右ハ東洋丸又ハ南洋丸等カ移住民ヲ布哇へ送ルニ 持チ行キタル旨ヲ耳ニセリ故ニ当社 為此雇船容易ニ出来難ク石炭ノ売約可試モ中 ス去リトテストリ 、キ筈ナリ其結果如何ニ 繋留スル 「バート、 モ郵船 カーゴー」 `斯クテ東洋汽船へ交渉ノ結果門司乗六 ĺ 力田 ムニテ上ケルトキ 到着スルト 川ヲ門司ニテ買積ミシ 依り引続キ売込ムへキ筈ニテ此 トシテ積ミ行キタルモノニシテ キハ桟橋ヲ離 ノ石炭買積方ニモ -ハ多ク -々纏 ノ日子ヲ要ス ν ホ サル マリ ĺν こへク荷 \sim 交渉 力

冗 回 13 a

ス サ ラ ナリ乍去ホノル、ニ於ケル石炭ノ需用 ī ・サルヘク陸上ノ消費高モ少ナカラサルヘケ 付ケハ積出ヲ致 コト最モ可 然歟 シタシ夫レニハ材木船 ハ メールノミニ止 返り荷 V ハ 船 j ブエ 利 夫

月二十五 日午後

益田 シ置キタル処此度委員ニ於テ下 此案ニ付キ評議スヘキ筈ナルモ本店ニ於テモ更ニーノ修 曩ニ共通計算規定ヲ改正 ス 如キ案ヲ協定シタリ ルカ為メ特別委員ヲ 選定

特別委員案

特設部規程

第一条 本規程ヲ設クル 趣旨ハ各店間 二於ケル競争ヲ避

八回 13 b

相互ノ気脈ヲ通シ商務ノ敏活ヲ計ルニ在リ

第二条 本規程ニ依リ取扱フヘキ商品ノ種目ハ社長之ヲ定

店ノ三ト

第三条

本規程

二依ル取扱店ヲ分テ仕入店、

仲次店及販売

4

第四条 前条ノ各取扱店中枢要ノ一店ヲ以テ首部ト為シ支

店長又ハ次長ヲ以テ部長ヲ兼務セシム

但シ場合ニ依リ首部ヲ置カスシテ本規程ヲ準用 スル コ } ア

ルヘシ

第五条 主脳タル 首部 ノ任ニ当リ仕入并ニ販売上ニ付諸般ノ指揮ヲナス 第 条ノ趣旨ヲ貫徹スル為メ営業上ニ関シ

モノトス

第六条 ムル場合ニハ各関係店長或ハ主任者ヲ召集シ会議ヲ 首部ハ時々関係地ニ視察員ヲ派出シ又ハ必要ト 認

八回 14 a

開クコトアルヘシ

第七条 仕入、仲次、 販売ノ各店ハ首部 ノ指揮ニ従ヒ各自

指定ノ業務ヲ取扱フヘシ

但仲次店ハ仕入又ハ販売店ノ直接依頼ニ依リ取扱ヲモナス

ヘシ

第八条 社長ノ許可ヲ得テ売越又ハ買持ヲ為スコトアルヘシ 首部ハ其取扱物品 ノ商勢ニ依リ委託売買 ノ外特ニ

首部ハ取扱物品ヨリ生スル一切ノ損益ヲ負担

ス

第九条

第十 スル物品ノ代価ハ原価諸掛リ及ヒ其店経費ノ実際額ヲ加算 益ヲ収受セサルコトヲ期スヘシ即チ仕入店ヨリ首部ニ報告 条 仕入、仲次、 販売ノ各店ハ其取扱物品ニ付自ラ利

タル最低値段タルヘシ

八回 14 b

仲次店ノ収受スル所ハ依頼物品取扱ニ要スル諸掛リノ実費

販売店ノ売価ハ首部 并其店経費ノ実際額タルへシ ノ指揮スル売価及予メ首部ト協定シタ

ル諸掛及其店ノ経費ノ見積高ヲ加算シタルモノタルヘシ

互. 第十 仕入原価 者ノ動静取 相 ノ実ヲ挙ケ毎季末ノ損益及取扱 条 通信往復シ事情 ノ実際額、 部内各店 扱 首部ト仕入店并販売店 ノ実況、 販売ノ数量代価 ノ諸勘定ハ首部ニ於テ之ヲ一 売買各別 ノ疎通ヲ計リ商: ノ損益其 ラ間 ハ勿 ノ成蹟ヲ審 ハ専ラ 務ノ活動 論市場 他ノ事 親 ジヲ期ス 和大ト 密ヲ 査 ノ景況競争 括 旨 ナク 共 1 通

【八回 15 a】

第十四 ケ社長ノ認可ヲ得テ之ヲ実施スヘシ 上 第十三条 シ社 部 買 長ニ報告スル 条 ノ進退更迭等ニ付社長ニ上 部長 本規程ニ依リ売買スル商品 ハ業務 ト同時ニ各関係店ニ通 ノ都合ニ依 申スル リ関係各支店長 71 別二 コ 知スヘシ トヲ 取扱 細 則 協 ヲ 議 設

以上

(本店修正案)

共通計算規程

ヲ計ル為メ必要ナリ 条 或ル 本 規程ヲ適用スヘキ商品 商 品 二付二 ト認ムル 一店以上ノ競争ヲ避ケ商売上 卜 丰 17種目 八其計 算ヲ ハ社長之ヲ定 共 通セ 敏活 4 4

商

売

統

上必要アリト

認ムル

1

キハ各取扱

店

【八回 15 b】

第四条 本規程ヲ適用スヘキ商品ニ付テモ毎季ノ損益枢要ナル一店ヲ以テ首部ト為スコトアルヘシ

勘定

ヲ審査シテ本店并各取扱店へ報告セシムルコトアルヘシ但首部ヲシテ別ニ其勘定ヲ一括シ各店ノ損益并取扱ノ成

蹟

ハ直接之ヲ本店ニ発送ス

等ニ付テハ各取扱店ニ於テ協議ノ上取扱細則ヲ設ケ社長ノ第五条 本規程ヲ適用セラルヘキ商品ノ引合并損益負担方

認可ヲ得テ之ヲ実施スヘシ

以 上

※益田 現行ノ共通計算規程ハ詳密ニ過キ各種ノ商品ニ適

回

16

a

依 見ルニ依然細 改正案ヲ協定スルコト、 対スル細則中ニ之ヲ規定スル方可 二通スヘキ原則ノミヲ掲ケ其細 合セス不便尠ナカラサル テ更ラニ修 委員案ニ於テハ特設部規程ト名ケタルモ特設部ト 正案ヲ起草シタルモ 目二亘リ為メニ本則ヲ適用 ヲ 為リタル 以 テ共通計算規程 目 ノニシ 然卜 次第ナリ然ルニ委員案ヲ ノ如キハー々各種 事ヨリ テ其要旨 シ得サルモ 二ハ各種 委員ヲ設ケ ノアリ 如 商 左 商

特設部ト云フハ当ヲ得ス依テ修正案ニ於テハ依然共通計算 ノ如キモノヲ指スヘキモノニシテ共通計算ノ場合ヲ

棉花并大豆大豆粕ノ如キ商品ニ付テハ首部 第一案并第ニ案ニ就テハ 別ニ論スヘキナシ 設

ノ文字ヲ襲用セリ

八回 16 b

糸ノ如キハ全ク首部 アルモ、 合ニハ首部ヲ設クルコトモアルヘシト定メタリ 輸出米、 ノ如キハ仕入販売各其首部ヲ異ニシ又生 ノ設ケナシ故ニ商売ノ統一上必要ノ場

スル 第四、 共通計算ヲ適用スヘキ商品 タルモ斯クテハ海外支店カ首部ナルカ如キ場合ニ内地ヨリ 度勘定書ヲ海外へ送リ之ヲ一括シタル上ニテ本店へ提出 コト、 委員案ニ於テハ勘定ハ一切首部ニ集ムヘキモノトシ ナリ時期ヲ失スルノ恐アリ依テ修正案ニ於テハ ノ損益勘定書ト雖モ直接之ヲ本

第五、 如ク細目ニ亘ラス以テ各商品ニ適用上不都合勿ラシメンコ 以上規定以外ノコトハ総テ之ヲ細則ニ譲リ委員案

・ヲ期シタリ

店ニ提出

スヘキモノト改メタリ

八回 17 а

尚右ノ点ニ付委員ノ意見ヲ腹蔵ナク述ヘラレタシ

◎飯田 与へ来リ別ニ弊害ノ其間ニ萌スナク又別ニ苦情ノ生シタル 損益ヲ負担ストアリ然ルニ棉花ノ如キ従来販売店ニロ 委員案第九条ニハ首部ハ取扱物品ヨリ生スル一 切 銭

ヲ以テ規定スル所ニ任カスノ自由ナルニ若カス故ニ委員案 修正案ノ如ク損益負担方法 コトナシ然ルニ今遽ニ之ヲ変更スルハ其所ヲ見ス寧ロ ノ如キハー々各商品ニ付其細 則

◎遠藤 ハ之ヲ撤回シテハ如 首部ニ損益ヲ負担セシムルコトノ如キ之ヲ細則 一十二

何

定メテ可ナリ

◎寺島 ス寧ロ 担スルト云フカ如ク規定区々ニ亘リ取扱店ノ不便尠ナカラ ハ販売店ニロ銭ヲ与ヘ大豆大豆粕ニ付テハ首部其損: 損益ノ負担方ハ細則中ニ定ムヘシトセハ棉花ニ就 失ヲ負

八回 17 b

クシ期末余裕ヲ生セハ之ヲ首部ニ附替へ不足アレハ是亦首 四十銭ナリ五十銭ナリヲ与へ大豆大豆粕ニ付テモ亦斯ノ如 之ヲ一定シ棉花ノ如キモロ銭ト云ハス販売店ノ経費トシテ へ附廻ハスコト、スル方可ナラサル

益田 クルノ要ナク否ナ之ヲ掲クルトキハ却テ窮屈ヲ来タスヘシ 協議調ハサ 商品ニ依リ関係店間協議ノ上之ヲ定メテ可ナリ若シ ν ハ本店之ヲ決定スヘシ何モ之ヲ原則トシテ掲

◎福井

◎飯田

◎福井 能〕メ若クハ販売店ニ於テ利益ヲ貪リ為メニ商売ノ成立ヲ 共 通計算規 程 ハ仕入店ニ於テロ 銭 二文字判読

メニ之ヲ設クルモノナレハ其趣旨ヲ明ラカナラシムルニ足 [二もしくは三文字判読不能] ルカ如キコト勿ラシメンカ為

◎益田 共通計算ノ四字ハ其趣旨ヲ示スモノナリ

ルヘキ条文ヲ掲クルヲ要ス

口 18 a

ノ大原則ヲ営業規則中ニ明記シ其他ハ凡テ細則ニ譲ル 寧ロ共通計算規程ト云フカ如キモノヲ設ケス共通計算 コ

回南

ト、シテハ

如何

ルー条項ヲ設ケ委員案并本店修正案共全廃ニ決ス

因ニ曰ク一同此説ニ同意シ営業規則中ニ共通計算

関

ス

◎益田 商品ニ依リテ主店ヲ取極ムルコト 71 如何

各店間相互ノ申合ニテ可ナルヘク本店ヨリ通達ヲ受

クルトキ ハ却テ都合宜シカラサルヘシ

共通計算ト為サ、ル以上ハ本店

ノ認可ヲ要セス

◎飯田 現在ニ於テモ略ホ主店定アリ居ル姿ナリ

◎益田 ´挙スレハ凡ソ左ノ如クナルヘキカ 通計算ヲ適用スヘキモノハ何 々ナリヤ試ミニ之ヲ

八回 18 b

> 第 棉花

大阪、 名古屋、 東京、 門 司

上海、

紐育

主 部 大阪

第二、 棉糸

(関係店) 大阪、 東京、 名古屋、

香港、

上海、

天津、

営口

(主部)

第三、石炭

関係店

門司、 名古屋、 三池、 神戸、 長崎、 大阪、 唐津、若松、 東京、 \Box

香港、 新嘉坡、 倫敦

(主部 門司

八回 19 a

第四、 肥料、 雜穀 大豆、 小豆、 大豆粕、 魚〆粕、 菜種粕、

棉実、 棉実粕、 人造肥料

(係店) 漁業部、 兵庫、 名古屋、 営口、 芝罘、 東京、 長崎、 上海 三池

 \Box

津

関

主 部 兵庫

第 Ŧ, 輸出 入米

(関係店) 兵庫、 門司、 東京、 名古屋 倫敦、 紐 育

兵庫 新嘉坡

第六、棉布 (主部)

(関係店) 東京、 名古屋、 大阪、 台北、 上海、 天津

八回

19 b

第七、鉄道用具

(主部)

東京

香港、

営口

(主部)

(関係店)

東京、 東京

大阪、

神戸、

倫敦、

紐育

第四、

(主部) (主部) (主部

東京 東京 大阪

 \mathbb{Z} 丙

鉛 鉄

甲

錫

毛類 (主部)

第五、 砂糖 主部ヲ定メス

第八、麦粉小麦 (関係店) 東京、 兵庫、 名古屋、 門司、 長崎、 桑港

関東省

次第二付

(主部)

◎益田 以上ハ共通計算規程ヲ適用シ来リタルモノ又ハ新タ

セス〔二文字消失〕其主部ヲ定メ之ト引合ヲ為スヘキモノ 二適用スルモ可然モノナルカ尚此外ニ共通計算規程ハ適用

アリ之ヲ掲クレハ凡ソ〔一文字消失〕

八回 20 a

◎松尾

大ニ結構ナリ是非其事ニ願ヒタシ

〇 益 田 事ナキ様ノコトアリテハ海外ニ出張セル者等ハ大ニ困迫ノ 松尾氏ヨリ関東省掛ヲ定メ貰ヒタシ手紙ヲ出スモ返

八回 20 b

ト、シテハ如何 二於テ返事ヲ遅滞セシケルモノアレハドシ――催促スルコ 二於テ来帖ニ対シテハ必ス返事ヲ出シ若シ支店長始メ各掛 事ナリシカ是ハ尤千万ノ事ナレハ各店ニ通信掛ヲ置キ該掛 誰カ責任ヲ帯ヒテ通信ノ事ヲ取扱フ掛ヲ定メ貰ヒタシトノ

第一、

油類

器械

(主部 (主部)

金属類

◎福井

此

事ハ本店ヨリ命令ヲ下サレタシ

回南 店ニ於テ通信掛ヲ置クコト ハ 至 極 宜シカラム

◎上田 書記ニ 取 扱 セル モ 可ナ ij ト改称ス

◎益田

営業部書

記

如キ

ハ

通信掛

◎飯田 不都合ヲ成スルコトアルヘシ例へハ器械又ハ綿花 通信掛ニ於テ各掛 ノ手紙ヲ総テ返事スル 卜 セ 二関スル 大ニ

◎益田 支店長役場ノ手紙 ノミナリ

状

ノ如シ

回 21 a

ル

会議録大尾

◎遠藤 ⑤ 飯 ヤ否ヤヲ取調フルコト 田 あるい 通信掛ハ各掛 掛ニ返事ヲ出ス責任者ヲ定メ置 は二文字判 読不能] ノ分ヲモ返事出シアル スルカ リタル後果シテ返事ヲ 丰 P -通信掛 否ヤヲ取 出 ノヽ 手 調 シ 紙 夕

◎益田 ルコ ` 夫レニテ可 スヘシ ナリ

 \vdash

◎益田 般二通達スルコト ス

以 ナレハ之ヲ三店ノ協議ニ任セ本会ハ是ニテ \vdash 上ヲ以テ大体ノ諮問ヲ了リタリ 等二三ノ事項アレトモ右ハ専ラ東京大阪神戸ニ 此 他 尚器械 別会ト為スへ コ 1 店 ラ関

蕳 時 事 祁 項ニ付意見ヲ吐露セラレタルハ深ク其労ヲ 寒 /候ニモ: 拘 ラ (ス諸 莙 カ励精此 会二 出 席シ 熱心

> カラサ 謝スル 実行ヲ期スヘク其結果ハ向後漸次通達其他業務上ニ現 項ニ対スル多数ノ意見ハ大体ニ於テ異存ナキヲ以 所ヲ以テ了承セラレンコトヲ望ム 所ニシテ又此会カ向後商売ノ進捗発達上資スル ルヘキハ余ノ信シテ 疑ハ サル所ナリ若シ夫レ デ可 諮 成 問 所 其 事

回 b

三井物産「内地支店長会議々事録」(明治三三年)

解題

冒頭、

頭に貼られていることから、

■史料の概要

所蔵しており、同文庫目録での史料情報は次の通りである。 催された三井物産の内地支店長会議の議事録である |本議事録」とする)。本議事録は、公益財団法人東洋文庫が ここに翻刻した史料は、 一九〇〇 (明治三三) 年一 月に開 (以 下

請求記号 六四二

資料名 [三井物産] 内地支店長会議議事録

形態・メディア媒体・数量 出版事項 出版地不明、 出版者不明、 六(二)冊、二七 一九三〇〔ママ〕 cm

備考 蒟蒻版

巻次 第一、二回、 三回の一、 四回の一・二、 第五 八回

装丁は用紙を中央で折った袋綴となっているが、一 部の表

については袋状にせず折込で綴られている。 東洋文庫によると、本議事録は「近代中国研究委員会」

が収集したもので、恐らく一九五六年頃に古書店よ

で現在の二冊に合本製本したとのことである。 り入手している。入手時点では六冊であったものを東洋文庫

請求記号六四二が記されたラベルが、第一回冒頭、

第二

回

四回分、 あったものと推測できる。 前)での冊子の構成は、第一回分、第二回分、 第五回分と第六回分、第七回分と第八回分の六冊で 第三回分、

五日までの八日に亘り連日開催され、 支店長会議は、 一九〇〇(明治三三) 各開催日を一回と数え 年一月一八日から二

て議事録が作成されている。

各回の丁数は次の通りである。

合本第一 ₩

第一回 〔前半〕

第一回 〔後半〕 二七丁

第二回 (前半) 二丁

第三回 第二回 ラニ 〔後半〕 三寸

合本第二冊

第四回ノー 二五丁

第五回 第四回ノニ 三 二八十

第七回 第六回

第三回冒頭、第四回の一冒頭、 東洋文庫入手時点(合本製本以 第五回冒頭、 第七 回冒

486

第八回 合計

二七九丁

後半が午後にあたるものであろう。第三回については 第四 第一 回と第五回については午前・午後 回と第二回については記載はないが前半が午前、 0 区分が明記されて

くは午後のみの開催であっ はなかろう。 が午後の議事と推測されるので議事録が欠落しているわけで 回ノー」のみがあり「第三回ノニ」は無いが、 第六回・第七回は、丁数が少ないので午前もし た可能性がある。 第八回について 一九丁目以降

なお、 支店長 は午前と明記されている。 本議事録は、 同種会議の開催自体はさらに遡って確認できる。 (支配人) 会議の議事録としては最も古いものである。 現在までに所在が確認されている三井物産の

議 事 概略

事進 丁数である。 一行の概略を示しておく。 議事録には目次は付いていない。 ただし、原本では漢数字で印されている場合も 内は本 利用の便を図るため議 議事録に記された

前半

*序言 1

*益田:挨拶 1

*商売別売渡高表・対全国比【3】 *長谷川:商売高報告 2

第三

*輸出比較表【4】

★輸入貿易比較(表)【5】

★福井:東京営業部報告【7】─ 13 9

*****飯田:大阪支店報告【9】—

*遠藤:兵庫支店報告【13】

*麦粉に関する質疑 20

*水谷:馬関并門司報告【21】 23

*****寺島:名古屋支店報告【23】— *石炭に関する質疑 23

27

*呉:神戸支店報告【27】 31

第一 〔後半〕

*松尾:長崎支店報告【1】 5

*****南 口ノ津支店報告【5】 7

*平田:漁業部報告【12】— 15 *****北村

: 横浜支店

(生糸商売)

報告 [8] —

12

第

口

月一八日

*松尾:遼東半島調査報告【15】—【22】

*小田柿:桑港店報告【22】—【27】

第二回 一月一九日

第二回 〔前半〕

*議案 「輸出商売ノ増進ヲ計ルノ議」 「我社に於テ従事スへ

*羽二重【2】—【3】

キ輸出商品ノ種類」【1】

*紙 [3] - [1]

*材木・鉄道枕木【11】― 21

第二回 〔後半〕

*燐寸【1】—【6】

*昨年度の営業成績大要【6】

*綿布【7】| 15

*綿布首部議案【15】

*其他輸出品 (麦稈・真田・花筵) 17 |

*輸出拡張のための組織【19】— 22

第三回 一月二〇日

*議案 清国 朝鮮、 南洋各地方ニ出張員ヲ常置スルノ必要

得失及其場所」【1】—【18】

*営業資金並びに金融の現在 19 | 20

「営業機関ノ設備」【20】—【42】

第四回 一月二一日

第四回ノー

*議案 「運漕業拡張ノ可否」【1】― 12

*****議案 「石炭部ヲ門司ニ新設スルノ可否」【13】― 18

*****議案 「各支店ニ特別掛リ員ヲ置クノ件」**【18】**—**【25】**

第四回ノニ

* 庶務関係議事の要梗撮録【1】 2

*営業取扱手続き【2】― 10

★議案「輸出入商売拡張ノ目的ヲ以テ工業家ニ資金ヲ貸与シ

其事業ヲ発達セシムルノ可否」【10】—【23】

第五回 一月二二日

18

*議案 * | 何ナリトモ当社ノ業務上ニ付キ御心付アレハ承リタシ」 「共通計算規程ニ関スル件」【1】―【14】

28

第六回 *石炭のこと【1】— 月二三日 17

第七回 *石炭のこと【1】-月二四 21

第八回 *石炭のこと【1】 月二五 13

*共通計算規程改正案の件【13】

21

*****益 田 閉会の辞 21

会議 め出 席

店舗構成と職員数を表Aに、 会議出席者を把握しやすくするために、当時 会議出席者を表Bに、 の三井物 当 時 の社 産の

内席次上位職員を表Cに示した(末尾に掲載)。

員の 多繁ノ為出京セサリキ」とある。この記述通り、 は若松出張所長以外は全員出席しており、 本議事録冒頭には「出席者ハ内地各支店長并参事、 漁業部長心得、 小田柿以外は出席していない。 桑港出張員等ニシテ若松出張所長 小田柿が出席した事情は 海外店は桑港出張 国内店 ハ店務 調 の長 査課

詳らかでな

社

内席次二○位までで見ると、三井家の二名と海外店勤務

を網羅した会議となっている。 者を除くほぼ全員が出席しており、 当時の三井物産幹部 職員

席者の発言は、 え益田の発言回数が突出して多くなっている。 務めており、 三回の前半は益田に代わって上田安三郎が会議の「会長」 かわらないと思われる事柄への発言も散見される。 部長)と長谷川銈五郎(本店参事)には、 の質疑に関するものとなっているが、 の提示・参加者への質問などで議事を主導している。 会議では益田孝が 一井物産の職員以外では、 そのために上田 自店が関わる商品あるいは担当業務につい 「会長」を務め、 団琢磨 の発言回数が多くなっている。 (三井鉱山専務理事 福井菊三郎 議題の趣旨説明 担当と直接にはか それ以外の出 (本店営業 それ 7

回以 が出席し発言をしている。ただし発言が記録されている第七 外の回への団の出欠は不明である。

 $\widehat{2}$ ている。 長」を務めているが、 三日目の午前中は益田孝が欠席し上田安三郎が会議の「会 東洋文庫図書部・篠﨑陽子氏のご教示による。 九丁目より益田が

 $\widehat{\mathbb{1}}$

邦夫氏が一二月一六日に逝去されました。氏には第一 解題付記 本議事録の存在を翻刻者にご教示くださっ 回から

し出ていただいておりましたが、かないませんでした。ここ大変お世話になりました。今回翻刻分についてもご協力を申第四回の議事録について難読箇所の判読や固有名詞の確認で

に記して、感謝と哀悼の意を捧げます。

表 A 三井物産合名会社の本支店出張員の構成と職員数 (明治 33 年 3 月 15 日現在)

出張員	月給者	日給者	合計	構成比
	73	10	81	19.8
横須賀	1		1	0.2
唐津	2	1	3	0.7
				0.5
				0.5
				4.9
10				11.7
1		2		0.7
L-/11		9		4.2
				6.1
240		2		4.4
吾口				0.7
	14	4	18	4.4
若松 注1	5	1	6	1.5
	15	3	18	4.4
	İ			0.2
件				0.2
	-			2.9
	7	8	15	3.7
cutte VI.	5		5	1.2
	İ			0.5
				0.5 1.2
三石 注1	1	1	2	0.5
	5	1	6	1.5
	4	2	6	1.5
	20	8	28	6.8
芝罘	1		1	0.2
漢口	2		2	0.5
	17	2	19	4.6
厦門	2		2	0.5
	6		6	1.5
	7		7	1.7
	10		10	2.4
	7		7	1.7
桑港 *	2		2	0.5
	342	67	409	100.0
	横唐札関 (項) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	横須賀 1 唐津 2 札幌 2 関東省 2 関東省 2 15 42 呉 1 仁川 1 14 20 営口 3 16 営口 3 14 若松 注 1 5 佐世保 1 杵島 1 9 7 留萌 注 1 2 択捉 注 1 5 三石 注 1 1 5 4 20 グロ 5 日本 1 大井島 1 クロ 5 日本 1 大井島 1 クロ 7 日本 1 クロ 7 月本 1 月本 1 日本	横須賀 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	横須賀 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

出典) 「三井物産合名会社職員録」明治33年3月15日現在(物産50-007)。

注1: 若松は出張所, 留萌・増毛・択捉・三石は支部。 注2: *は明治33年1月の支店長会議への出席店を示す。

回数					
第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	合計
50	61	25	40	12	294
4	6	1	2	5	52
			3	5	55
4	18	16		2	48
28	23		11	3	102
					2
10	12	6			51
8	15	2	17		63
3	1	14			33
		4	8	1	13
	19				33
10	10	10	2	1	51
	4				4
1	3	1	3		9
11		5	9	3	40
5	6			1	30
1	11	_			24
9	6	7	34	2	62
					3
		-	10		0
4	0	7	16		23
4	8	2	5	2	30 11
4	3	2			2
		2	5		5
1			3		1
153	206	102	155	37	1,041

員録」明治33年3月15日現在(物産50-7),「明治三十三年上半期

登録スルノ要ナキ」事柄について「単二要梗ノミヲ撮録ス」と

15) は(本店本部) 関東省出張員に任命されている。

表B 内地支店長会議(1900年)出席者と発言回数

整理番号	T. 22	DE VL	STL High	発言		
番号	氏名	席次	役職	第1回	第2回	第3回
1	益田孝	1	専務理事	26	47	33
2	上田安三郎	2	理事	1	3	30
3	飯田義一	4	大阪・支店長	13	17	17
4	遠藤大三郎	10	兵庫•支店長	3	1	4
5	福井菊三郎	11	本店・営業部長	9	19	9
6	山口俊太郎	12	本店・参事,輸出督励掛		1	1
7	呉大五郎	15	神戸・支店長	2	9	12
8	長谷川銈五郎	16	本店•参事	4	2	15
9	水谷耕平	17	門司•支店長,馬関•出張所長	2	3	10
10	福原栄太郎	19	本店•石炭課主任			
11	北村七郎	20	横浜•支店長	9	1	4
12	寺島昇	22	名古屋•支店長	1	11	6
13	伊沢良立	24	本店•調査課長			
14	大野市太郎	26	本店・参事			1
15	松尾長太郎	27	長崎•支店長	3	4	5
16	小田柿捨次郎	32	桑港•出張員	3	15	
17	平田初熊	35	函館・漁業部長心得	8	3	1
18	浅野長七	37	三池•支店長			4
19	藤野亀之助	42	本店•綿布掛主任		3	
20	田中文蔵	47	本店・庶務課主任			
21	藤田誠一郎	52	本店•石炭掛主任			
22	南新吾	57	口ノ津・支店長	3		6
23	臼井喜代松	59	本店・参事		2	2
24	藤村義朗	60	本店・船舶課主任			
25	団琢磨	_	三井鉱山•専務理事			
	名古屋(寺島カ)					
	合計			87	141	160

出典) 三井物産「内地支店長会議々事録」明治33年(東洋文庫蔵,請求記号642),「三井物産合名会社職事業報告」(物産614-7)。

注1:原本で1字ないし2字分を上げて発言者として記載された発言の回数を数えたもの。

注2:田中文蔵(整理番号20)は注1の形での発言はないが、「四回ノニ」の冒頭で「一々議事ノ筆記ヲされた部分で2回発言していることが確認できる。

注3:「内地支店長会議々事録」で発言が確認できない参加者が他にいた可能性はある。

注4:会議開催中の1900年1月20日付けで、伊沢良立(整理番号13)は長崎支店長に、松尾長太郎(同

表C 三井物産合名会社の社内席次上位職員 (明治 33年1月現在)

席次	姓名	在勤地名	役名	
1	益田孝 *	本店	専務理事	
2	上田安三郎 *	本店	理事	
3	渡辺専治郎	倫敦	理事,支店長	
4	三井守之助	本店	(営業部)	
5	三井復太郎	本店	(調査課)	
6	飯田義一 *	大阪	支店長	
7	岩原謙三	紐育	支店長	
8	山本條太郎	大阪	支店次長,棉花首部長	
9	小室三吉	上海	支店長	
10	遠藤大三郎 *	兵庫	支店長	
11	福井菊三郎 *	本店	営業部長	
12	山口俊太郎 *	本店	参事,輸出督励掛	
13	間島與喜	孟買	支店長	
14	松本為之助	倫敦		
15	呉大五郎 *	神戸	支店長	
16	長谷川銈五郎 *	本店	参事	
17	水谷耕平	門司	支店長, 馬関出張所長	
18	藤瀬政二郎	香港	支店長	
19	福原栄太郎 *	本店	石炭課主任	
20	北村七郎 *	横浜	支店長	
21	竹田貞松	天津	支店長	
22	寺島昇 *	名古屋	支店長	
23	渡辺秀次郎	本店	機械掛主任	
24	伊沢良立 *	本店	調査課長	
25	安川雄之助	大阪	綿花掛主任	

出典) 「三井物産合名会社職員録」明治33年3月15日現在(物産50-7),「明治三十三年上半期事業報告」(物産614-7)。

注1:席次は上記「職員録」への掲載順による。 注2:*は1900年1月の支店長会議出席者を示す。